

早稲田大学大学院 総合研究機構
社会的養育研究所

母子生活支援施設における
親子関係構築ソーシャルワークの
実態把握に関する調査研究

2022 年度 報告書
「第Ⅲ章 アンケート調査」差し替え版

2024（令和 6）年 8 月



早稲田大学

目次

第Ⅰ章 調査研究の概要	2
1. 背景・目的	2
2. 実施内容	3
3. 実施体制	3
4. 報告書の公開	4
第Ⅱ章 先行研究レビュー・有識者ヒアリング	5
1. 実施概要	5
2. 先行研究レビュー結果（国の関わる調査研究の報告書等について）	5
3. 先行研究レビュー結果（研究論文等に関して）	9
4. 有識者へのヒアリング結果	15
5. 小括	20
第Ⅲ章 アンケート調査	22
1. 実施概要	22
2. アンケート調査結果	23
3. 小括	91
第Ⅳ章 支援事例集 -入所中の支援(インケア)の具体例-	96
1. 母等におけるインケアの具体例	96
2. 子どもにおけるインケアの具体例	104
3. 世帯におけるインケアの具体例	111
第Ⅴ章 総合考察	117
1. 社会的養護施設としての母子生活支援施設の現状と課題	117
2. 母子生活支援施設を利用する世帯の特徴	117
3. 母子生活支援施設における支援の実際	118
4. 母子生活支援施設に期待されることと課題	119
5. 本調査研究の限界と展望	119

第 I 章 調査研究の概要

1. 背景・目的

(1) 調査研究の背景・目的

2016 年に改正された児童福祉法では、子どもの家庭養育優先原則が明記され、翌年に厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。親子を分離せずにケアを行う社会的養育としての支援の構築が検討されており、その中で母子生活支援施設は、地域に開かれた施設として、妊娠期からの産前産後のケアやペアレンティング教育、親子関係への支援など専門的なケアを提供できる機関として期待されている。

また近年では、「令和 3 年度 社会保障審議会社会的養育専門委員会報告書」において、全ての子育て世帯の家庭・養育環境への支援としての親子関係の構築に向けた支援と、支援の必要性の高い子どもやその家庭への支援としての親子再統合支援、それぞれの必要性が明記された。その内容を踏まえて、2022 年の改正児童福祉法では、市区町村における「親子関係形成支援事業」、都道府県等における「親子再統合支援事業」が制度化されるなど、都道府県・市区町村の両者に対して適切な親子関係構築に向けた支援の強化が図られている。

このように、社会的養育のあり方として「パーマネンシー保障¹⁾」という子どもの最善の利益に向けた目標の中で、予防的な取組による実親子関係の養育継続から、一度分離した際の親子再統合まで親子関係構築支援の重要性が増している。母子生活支援施設は、厚生労働省の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」において、社会的養護関連施設の中で唯一、母子を分離せずに利用できる重要な地域資源として位置づけられているなど、親子関係構築支援においてその役割の重要性が大きく期待されている。また、一部の地域では、親子ショートステイや親子相互交流療法(PCIT)等のプログラム化も図られるなど、親子関係に着目した新たな事業展開が見込まれる。

これまで、予防的支援も含めた親子関係構築支援に取り組むソーシャルワークのあり方は十分に整理されておらず、今後の実践に向けて知見収集が急がれる。母子生活支援施設では、家庭養育を支援するソーシャルワークの知見が豊富に蓄積されており、その言語化や体系化は多くの自治体の体制の充実に資するものと考えられる。そのため、母子生活支援施設を対象とした調査を通して、当該ソーシャルワークのノウハウを整理することを目的として本研究を実施した。

¹⁾ 「パーマネンシー保障」については、早稲田大学社会的養育研究所（2023）「社会的養育推進計画の適切な指標設定に関する調査研究」第Ⅷ章－1を参照。（<https://waseda-ricsc.jp/content/uploads/2022/05/32d6aca7bbd04403e3a6a3cba336559f.pdf>, 2023.7.17.）

(2) 本報告書における「親子関係構築支援ソーシャルワーク」について

調査研究では、題名において「親子関係構築支援ソーシャルワーク」という言葉を用いた。従来まで親子関係への支援の用語として、「親子再統合」や「親子関係再構築」が用いられてきたが、これらの「再統合」や「再構築」が分離後の再統合を意識させやすい点や家庭復帰を唯一の目標として意識されやすい点など、その課題性が指摘されてきた。本調査研究は分離後の家庭復帰支援に限らず、予防的支援による養育継続も含めて母子生活支援施設で行われる幅広いソーシャルワーク実態を明らかにするため「親子関係構築支援」という言葉を用いている。なお、先行研究レビューにおいては、各著者の示した用語のまま引用等を行った。

2. 実施内容

(1) 研究倫理審査の受審

調査研究の実施に際して、早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の審査を経て、2022年9月15日に実施承認を得た。(承認番号：2022-233)

(2) 先行研究レビュー及び有識者へのヒアリング

先行研究の収集・分析や、有識者からのヒアリングにより、母子生活支援施設で親子関係構築支援として実施されているソーシャルワークの概念整理を行った。

(3) 母子生活支援施設へのアンケート調査

全国の母子生活支援施設で実際に展開されているソーシャルワークの実態について、アンケート調査を実施した。

(4) 有識者による検討委員会の開催

母子生活支援施設における親子関係構築支援ソーシャルワークの実態調査に対する有効性の確保のため、有識者で構成する検討委員会を開催した。検討委員会での意見を踏まえて、調査の内容・方法の検討、実施、結果の考察等を行った。

(5) 報告書の作成

調査研究の結果を取りまとめ報告書の作成を行った。

3. 実施体制

(1) 検討委員会の設置・開催

母子生活支援施設職員、学識経験者、自治体職員を含めた検討委員会を設置・開催し、調査実施や分析等に関する助言を頂いた。

【構成委員（敬称略・五十音順）】

- 安部 計彦 西南学院大学人間科学部
- 荒井 恵一 社会福祉法人八尾隣保館

- 大神 嘉 社会福祉法人福岡県母子福祉協会
- 斎藤 弘美 社会福祉法人大洋社
- 友田 直人 社会福祉法人千葉ベタニアホーム
- 薬師寺 順子 大阪府中央子ども家庭センター

(2) 検討委員会の開催概要

検討委員会に関しては、以下の流れで開催した。

図表 1-1

回・日時	主な議論
第1回 2022年7月9日	・調査研究の概要説明 ・先行研究レビュー・有識者ヒアリングの結果報告
第2回 2022年7月29日	・アンケート調査の項目検討 ・学内研究倫理審査について
第3回 2023年1月25日	・アンケート調査の結果報告 ・調査結果を踏まえた分析について
第4回 2023年3月23日	・アンケート調査における自由記述の分析結果の共有 ・報告書の構成について

(3) 調査研究の実施体制

本調査研究は全国母子生活支援施設協議会との共同プロジェクトとして、実施は早稲田大学社会的養育研究所が担当した。なお、オブザーバーとして、全国母子生活支援施設協議会事務局の担当者にも検討委員会等において参加を頂いている。なお、本報告書の執筆に際しては、第1章、第2章の3以外を中村、第2章の3を那須、第3章、第4章を岩崎、第4章の一部を横幕、八木が担当した。

【調査研究実施主体：早稲田大学社会的養育研究所】

上鹿渡 和宏	早稲田大学社会的養育研究所	所長
岩崎 美奈子	早稲田大学社会的養育研究所	次席研究員 (2023年度より客員研究員)
那須 里絵	早稲田大学社会的養育研究所	次席研究員
中村 豪志	早稲田大学社会的養育研究所	研究助手
家子 直幸	早稲田大学社会的養育研究所	客員次席研究員 (2022年8月まで)
八木 香穂里	早稲田大学社会的養育研究所	研究補助者
横幕 朋子	早稲田大学社会的養育研究所	研究補助者

4. 報告書の公開

本調査研究の結果については、全国母子生活支援施設協議会の会員施設への郵送に加えて、当研究所のウェブサイト (<https://waseda-ricsc.jp>) において公表する。

第Ⅱ章 先行研究レビュー・有識者ヒアリング

1. 実施概要

(1) 先行研究レビュー

母子生活支援施設における親子関係構築支援ソーシャルワークの概念整理を目的として、以下の2種類の先行文献を収集・整理し、その内容を取りまとめた。

①国の関わる調査研究の報告書等

中央省庁(主に厚生労働省)の開催したワーキンググループや、他事業者への補助・委託事業として行われた親子関係構築支援に関係する調査研究について、その報告書を収集した。

②研究論文等

早稲田大学図書館のデータベースであり、大学所蔵の資料と契約する多数の電子媒体を検索可能である検索サイト(WINE)を用いて、母子生活支援施設における親子関係構築支援に関わる研究論文等を収集した。

(2) 有識者へのヒアリング

文献調査の一部結果を報告し、調査研究に必要な視点や設計上のポイント等に関して示唆を得ることを目的として実施した。

①対象者

中島尚美氏(大阪公立大学大学院生活科学研究科 特任准教授)

②日時

2022年6月18日(土)15:00~16:30

③実施形式

オンライン形式(zoomを使用)

④聴取者

家子直幸、中村豪志(早稲田大学社会的養育研究所)

2. 先行研究レビュー結果(国の関わる調査研究の報告書等について)

厚生労働省等の国が関わる調査研究報告書について、特に親子関係構築支援に関して、その主な議論の経緯を整理しつつ以下に取りまとめる。

(1) 厚生労働省(2011)「社会的養護の課題と将来像」

親子関係構築支援に関する言及を行った初期の報告書であると考えられる。その必要性について「虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援が重要である」と示した。具体的には、施設からの家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰

宅などの段階的な支援、しつけと称して虐待をしてしまう親に対するペアレントトレーニング、親の精神障害等の家族への個別の対応、子どもに対する生い立ち整理や親との関係整理に向けた支援などが挙げられている。

また、社会的養護を「養育機能」、「心理的ケア等の機能」、「地域支援等の機能」の3つの機能に分けた上で、「地域支援等の機能」において「親子関係の再構築等の家庭環境の調整」を例として挙げており、児童相談所、施設のみならず、児童家庭支援センターに対してもその担い手としての役割を求めている。

(2) 厚生労働省(2013)「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」、厚労省(2014)「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」

「社会的養護の課題と将来像」を踏まえて、厚労省はワーキンググループを立ち上げ、2012年度に5回開催した上で2013年には事例集が作成された。また、親子関係再構築支援の内容や方法を体系的に示したものとして、翌年にガイドラインが作成されている。これらは、初めて親子関係再構築の定義や内容、種類を明確に示したものであり、主に施設における取り組みの参考となることを目的とされている。

ガイドラインでは、親子関係再構築を「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復すること」と定義されており、ともに暮らす家族と分離中の家族と双方を対象として、親、子ども、親子関係、家族・親族に対して行うあらゆる支援と示されている。最終的な支援の目標として、子どもが自尊感情をもって生きていけるようになること、生まれてきてよかったと自分が生きていることを肯定できるようになることを挙げており、その支援の種類を以下のように整理している。

図表 2-1 親子関係再構築支援の種類（厚労省 2014 より）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 分離となった家族に対して<ul style="list-style-type: none">① 親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援② 家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援③ 現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生い立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供○ ともに暮らす親子に対して<ul style="list-style-type: none">④ 虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援⑤ 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援⑥ 家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持するための支援
(アフターケア) |
|---|

ガイドラインでは、母子生活支援施設の支援の特徴として、「親子の暮らしを支える日常的な支援によって子どもの安全を守りながら、母と子それぞれに寄り添いながら、親子関係再構築支援を並行して実践していくことが可能であることが最大の強みであり、特徴でも

ある。また入所支援により親子の状況や変化をつぶさにとらえ、状況に応じて即座に対応できる等の利点もある。」と述べられている。また、その目的として「虐待の再発防止」、「良好な親子関係の維持」、「親子関係の修復」を挙げており、その役割についてもDVや住居問題の理由により入所する母子への支援に加えて、虐待リスクの高い母子や養育スキルの低い母親への支援、さらには日常的な見守りと必要に応じた母子への支援を行えることから家庭復帰時の支援にも有効であることが述べられている。

(3) みずほ総研(2016)「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の取組に関する調査報告書」、みずほ総研(2017)「親子関係再構築支援実践ガイドブック」

これらの検討を踏まえて、2016年改正児童福祉法では、第48条の3が新設され、各施設や里親等に対して「親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭で養育されるために必要な措置を採らなければならない。」と記された。同2016年、2017年には厚生労働省は親子関係再構築支援に関する調査・検討を「先駆的ケア策定・検証調査事業」として公募し、みずほ情報総研株式会社により「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援に関する調査報告書」(2016)、「親子関係再構築支援実践ガイドブック」(2017)が取りまとめられた。

2016年の調査報告では、厚労省(2014)の親子関係再構築支援の定義表を引用しており、①～⑥それぞれの目標別に該当している児童の割合や取組状況などの把握を目的として、各関係施設へのアンケート調査を行なっている。特に母子生活支援施設では、④～⑥の目標に対する取組状況が調査されており、親子関係再構築支援の意識づけと支援計画への明文化、児童養護施設等から家庭復帰するケースでの利用促進、児童相談所や地域の関係機関との連携強化等の重要性が指摘されている。

また、2017年には同調査事業として、具体的な親子関係再構築支援のポイントを説明した実践ガイドブックも公表されている。ガイドブックでは、社会的養護関係施設全般を対象としており、親子分離した状態で支援を行う乳児院や児童養護施設等と親子分離しない形で支援を行う母子生活支援施設や児童家庭支援センター等が一緒となっている点は留意が必要である。そういった中で、母子生活支援施設で行われている親子関係再構築支援の典型的な取組例として「分離された母子が家庭復帰する際に、母子生活支援施設で親子での暮らしを再スタートさせること」、「母子での生活は維持されているが虐待等のリスク軽減のために支援を行うこと」、「虐待があるが分離に至らない段階の支援」の3つを挙げている。

(4) その他、近年の動向について

その他、厚労省「子ども・子育て支援推進調査研究事業」から公募されたものとして、政策基礎研究所(2018)「保護者支援プログラム充実に関する調査研究報告書」、PwCコンサルティング(2021)「日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査事業報告書」、PwCコンサルティング(2022)「児童相談所における保護者支援プログラム-外部機関・

人材活用に関するガイドライン」が公表されている。これらは親子関係構築支援に関する明確な言及や具体的な考察がなされているわけではないが、支援の一環としての「保護者支援プログラム」について、特に児童相談所の実践に焦点を当て、実施状況の把握、意義・課題の検討、今後のあり方の考察、ガイドラインの作成等が行われている。

また、里親養育における家族再統合に焦点化したものとしては、2019年度「先駆的ケア策定・検証調査研究事業」において、政策基礎研究所(2020)「里親養育における親子関係調整及び家族再統合支援のあり方に関する調査研究報告書」が取りまとめられている。これは、2016年改正児童福祉法の第48条の3において、里親家庭へ委託されている子どもに対しても家族再統合支援の必要性が明記されたことを踏まえたものであり、児童相談所へのアンケート調査や里親支援機関等へのヒアリング調査を踏まえて、支援実態や課題の検討、好事例の収集を行なったものである。

加えて、近年の動向として、厚生労働省(2022)「社会保障審議会社会的養育専門委員会報告書」では、全ての子育て世帯の家庭・養育環境への支援としての親子関係の構築に向けた支援、支援の必要性の高い子どもやその家庭への支援として親子再統合支援、それぞれの必要性が明記された。その内容を踏まえて、2022年の改正児童福祉法では、市区町村における「親子関係形成支援事業」が新設され、都道府県等における「親子再統合支援事業」が事業として制度に位置付けられるなど、都道府県・市区町村の両者に対して適切な親子関係構築に向けた支援の強化が図られた。

それを踏まえて2022年度厚労省「子ども・子育て支援推進調査研究事業」において、「保護者支援プログラム策定及び好事例集収集のための調査研究」が公募されており、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2023)「保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究報告書」では、「親子関係再構築支援」に関する詳細な検討、支援体制強化に関するガイドライン(案)、取組事例集が掲載されている。同報告書では、親子関係再構築支援を「パーマネンシー保障」の観点から問い直しており、「リーガルパーマネンシー(親子の法律的安定に基づいたパーマネンシー)」を踏まえて家庭復帰に向けた努力を最大限に行いつつも、それが唯一の目標ではなく、家族の状況や課題等に応じた関係修復や再構築のための支援であることを強調している。

このように、親子関係構築支援は施設職員のみならず、児童相談所職員、里親など多様な関係者による取組の重要性が認識されており、その実態やあり方に関して数多くの検討がなされてきた。また近年では、全ての子育て世帯を対象としたポピュレーションアプローチの観点と、虐待等の問題が生じているハイリスク家庭への支援の観点、の両方から親子関係再構築支援の重要性が示されており、今後の事業拡大や対象の拡がりも含めてその実践や取組内容の整理が求められている。

【引用文献(第Ⅱ章の2)】

厚生労働省(2011)「社会的養護の課題と将来像」(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo>)

[/syakaiteki_yougo/dl/08.pdf](#), 2023. 7. 17.)

厚生労働省 (2013) 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」 (https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working7.pdf, 2023. 7. 17.)

厚生労働省 (2014) 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」 (https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working9.pdf, 2023. 7. 17.)

厚生労働省(2022) 「社会保障審議会社会的養育専門委員会報告書」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000896223.pdf>, 2023. 7. 17.)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(2023) 「保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究報告書」 (https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230413_07.pdf, 2023. 7. 17.)

みずほ情報総研株式会社 (2016) 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の取組に関する調査報告書」 (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000137342.pdf>, 2023. 7. 17.)

みずほ情報総研株式会社 (2017) 「親子関係再構築支援実践ガイドブック」 (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174958.pdf>, 2023. 7. 17.)

PwC コンサルティング合同会社 (2021) 「日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査事業報告書」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000861916.pdf>, 2023. 7. 17.)

PwC コンサルティング合同会社 (2022) 「児童相談所における保護者支援プログラム-外部機関・人材活用に関するガイドライン-」 (<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/r3cc-report-28-guideline.pdf>, 2023. 7. 17.)

政策基礎研究所 (2018) 「保護者支援プログラムの充実に係る調査研究報告書」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000520457.pdf>, 2023. 7. 17.)

政策基礎研究所 (2020) 「里親養育における親子関係調整及び家族再統合支援のあり方に関する調査研究報告書」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000629052.pdf>, 2023. 7. 17.)

3. 先行研究レビュー結果 (研究論文等に関して)

先行研究を検索する際には、早稲田大学図書館のデータベースであり、大学所蔵の資料と契約する多数の電子媒体を検索可能である検索サイト (WINE) を用いた。

検索した先行研究を、(1) 報告書や先行研究 (文献) に基づく考察、(2) 実践家による現状報告や理論的考察、(3) 参与観察、事例記録による考察、(4) 施設職員へのアンケートやイ

インタビュー調査による考察の四つに分類し、「親子関係構築²支援」に焦点付け概観した。

(1) 報告書や先行研究（文献）に基づく考察

報告書や先行研究（文献）に基づく考察を行なった。具体的には、中島（2015）、我謝（2015）、橋本（2021）、横山（2007）が挙げられる。

中島（2015）は、厚労省及び厚労省社社会保障審議会児童部会に設けられた「社会的養護」に関する委員会等で取りまとめられた報告書4点³、および公開された議事録・会議資料をもとに、母子生活支援施設の位置付けに関する記述を分析している。その結果、社会的養護施設としての母子生活支援施設の存在意義として、1)「子ども家庭福祉」の本流に位置した支援が可能であること、2)DV 被害者である母、被虐待児である子の環境を立て直し、虐待や貧困の連鎖に対する「予防的」な視座を重視した支援が可能であること、3)入所前から退所後のアフターケアに至るまで、施設を中心に「地域」を基盤とした支援が可能であること、4)「妊産婦」をも対象とした「周産期からの切れ目ない」支援が可能であることをあげている。

我謝（2015）は、「母子生活支援施設運営指針」（厚生労働省，2012）及び「母子生活支援施設ハンドブック」（厚生労働省，2014）をもとに、母子生活支援施設におけるソーシャルワークを基盤とした支援を分析している。その結果、支援のあり方として、1)生活の場であればこそできる日常生活支援、2)ソーシャルワークの考え方を基盤とする総合的支援、3)専門的対人援助スキルを生かした支援、の3つを挙げている。これらの支援を行う際には、専門的対人援助スキルの発現の徹底、より具体的には、支援者が施設内外の支援者とコミュニケーションをとり、関係構築をはかる力をもつことが重要視されている。こうした専門対人援助スキルの活用については、施設により差が見られるのが現状である（我謝，2015）。

橋本（2021）は、「令和2年度全国母子生活支援施設実態調査報告書」をもとに、母子生活支援施設の支援に求められることとして、1)自立支援計画を見直しながらの支援の実施、2)児童福祉法のみならず、売春防止法や配偶者暴力防止法といった他法を跨る支援システムの構築と制度を超えて使用できる支援計画書の策定と共有、3)母子の現状や支援について全体を統括するソーシャルワーカー（旗振り役）の配置の3点をあげている。制度の隙間に落ちる母子世帯の抱える問題を発見し解決するために、制度の運用とともに、支援全体を俯瞰するソーシャルワーカーの配置が求められる（橋本，2021）。

² 本報告書の題目は「親子関係構築支援」であり、母子分離の有無に関わらず関係性の構築について取り扱うことを想定している。ただし、母子のソーシャルワークに関する研究では「再構築」という用語が用いられることが一般的であるため、本レビューは「再構築」に関する研究・文献を含むものとする。

³ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課，社会保障審議会児童部会：社会的養護のあり方に関する専門委員会，報告書（2003）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課，社会保障審議会児童部会：今後目指すべき児童の社会的養護に関する構想検討会，中間とりまとめ（2007）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課，社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会：社会的養護体制の充実を図るための方策について，とりまとめ（2007）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課，児童養護施設等の社会的養護の課題にする検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ「社会的養護の課題と将来像（2011.7）」

横山（2007）は、母子生活支援施設に関する先行研究 37 本を分析し、これらの研究を 1) ソーシャルワークおよび自立支援関連、2) 子ども虐待関連、3) 子育て・子ども支援関連、4) ジェンダー関連、5) 実践報告の 5 つに分類している。また、先行研究より導かれた今後の実践課題として、「日常性」に基づく支援の実践モデル構築と、「新たな利用者理解」をあげている。「日常性」については、日常生活技能⁴の側面から認知と技能へ働きかける援助方法を実践に結びつけていくこと、「新たな利用者理解」については、レジリエンスの概念を用いた利用者理解や支援の方向性を見出すことが挙げられる。

以上のように、報告書や先行研究（文献）に基づく研究では、母子生活支援施設では、「予防的」で「地域を基盤とした」「周産期からの切れ目ない」支援が可能であること、生活の場をいかした「日常生活支援」と「課題解決」と日常の「生活支援」を組み合わせた「総合的支援」、ソーシャルワークの考えを基盤とした「専門的対人援助スキルを生かした支援」の重要性が述べられている。加えて、支援の際には「自立支援計画を見直しながらの支援」や制度を超えて使用できる支援計画書の策定、支援全体を俯瞰するソーシャルワーカーの必要性が述べられている。

(2) 実践家による現状報告や理論的考察

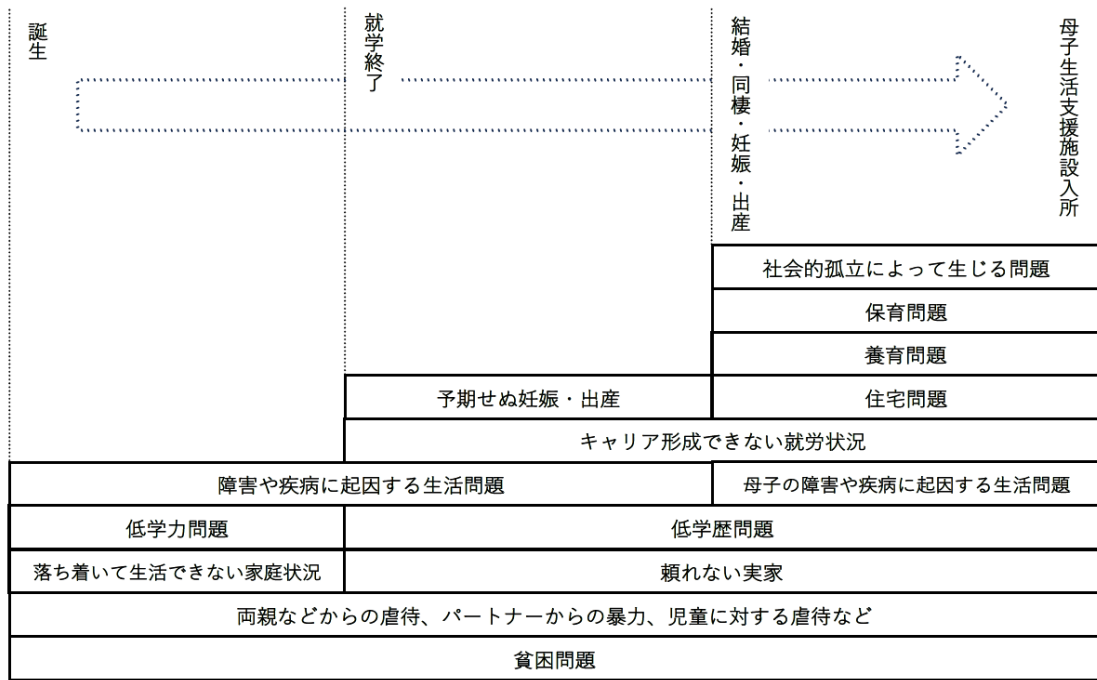
実践家による現状報告や理論的考察を行なった先行研究としては、横井（2020）、武藤（2015）が挙げられる。

横井（2020）は、母子生活支援施設の現状を踏まえたうえで、施設に求められる機能として、1) 親子関係再構築支援機能（子どもと原家族との関係性の強化、施設入所の子どもの再統合や母子関係の関係調整機能）、2) 親子分離についての入所前アセスメント機能の充実化（母子生活支援施設の活用促進：児童相談所、乳児院、児童養護施設等との連携）、3) 母子生活支援施設の機能の充実と活用促進（社会的養護領域で特定妊婦の受け入れや児童家庭支援センターの受託、サテライト型母子生活支援施設の設置）、4) 社会的養育領域として地域支援事業の展開（例：貧困やひとり親家庭への学習支援、子ども食堂、ショートステイ・トワイライトステイ、相談支援等）をあげている。これら 4 点についての対人援助の高機能化・多機能化が求められている。

武藤（2015）は、母子生活支援施設入所までのプロセスにおいて、母子が複合的かつ重層的な問題を抱えていることを指摘し、このプロセスを分析している。その結果、母親が生育歴の中で抱えている問題（例えば、原家族の貧困や虐待、低学力、障害など）が徐々に重層化し地域での生活が困難になること、母親の幼少期の低学力問題が低学歴問題に直結し、就職先と就業形態に影響していること、これらの問題が重層化した結果として、住宅問題や養育問題、保育問題、社会的孤立等の問題が生じることが考察されている（図表 2-2）。

⁴ 「生活の中で必要とされる効果的な対人的行動」（天笠，1998）とされ、横山（2007）は具体的な援助方法として Social Skill Training (SST) をあげている。

図表 2-2 母親の生活史にみる様々な生活阻害要因（武藤，2015）



以上のように、実践家による現状報告や理論的考察に関する先行研究からは、母子生活支援施設に求められる機能の一つに親子関係構築支援があり、その内実には、親子の関係性の強化や関係調整から、分離した子どもとの再統合に亘るまで幅が広いことが示されている。また、入所までのプロセス分析からは、母自身の生育歴における貧困や低学力等の現実的課題があり、これらが重層化した結果として、住宅問題や養育問題、保育問題、社会的孤立等の問題が生じることが示されている。母子が抱えるこれらの複合的かつ重層的な問題は、親子関係再構築の困難さにも影響を与えるものと推察される。

(3) 参与観察、事例記録による考察

参与観察、事例記録による考察を行なった先行研究としては、須崎（2018；2019）、中島・岩間（2014）が挙げられる。

須崎（2018）は、参与観察による事例を通して、母子生活支援施設における心理的支援について、施設職員という「第三の人」が生活支援の中で親子関係を支え、調整の役割を担うこと、それにより青年期の自立や親子の成長が促進されることを報告している。このような職員による支援は、母子生活支援施設においては日常的に行われており、ゆえに見落とされていることもある（須崎，2019）。

中島・岩間（2014）は、1)課題の本質へのアプローチ、2)先読みアセスメント、3)社会規範とのすり合わせ、4)リハーサルの推進という予防的アプローチの4つの機能（図表 2-3）を軸に、事例分析を行なっている。

図表 2-3 母子生活支援施設における予防的アプローチの4つの機能（中島・岩間，2014）

機能	内容	
1	課題の本質へのアプローチ	「問題行動」を未然に防ぐために本質に働きかける
2	先読みアセスメント	現状のアセスメントを踏まえて、退所後を想定したアセスメントを実施する
3	社会規範とのすり合わせ	本人が社会規範との乖離やブレを意識化し、すり合わせできるように働きかける
4	リハーサルの推進	将来想定される生活課題への対応に向けたリハーサルにとりくめるように促す

こうした予防的アプローチの推進のためには、母子生活支援施設におけるソーシャルワーク実践や、多数の事例を用いた4つの機能の検証、「事例対応型ソーシャルワーク」の実践可能性の追求が課題とされている（中島・岩間，2014）。

以上のように、参与観察、事例記録による考察を行なった先行研究においては、施設職員という「第三の人」による親子関係調整支援が日常的に実践されていること、予防的アプローチの4つの機能について言及されている。

（4）施設職員へのアンケートやインタビュー調査による考察

施設職員へのアンケートやインタビュー調査による考察を行なった先行研究としては、堀場（2007）、我謝（2015）、金指・小池・定行（2018）があげられる。

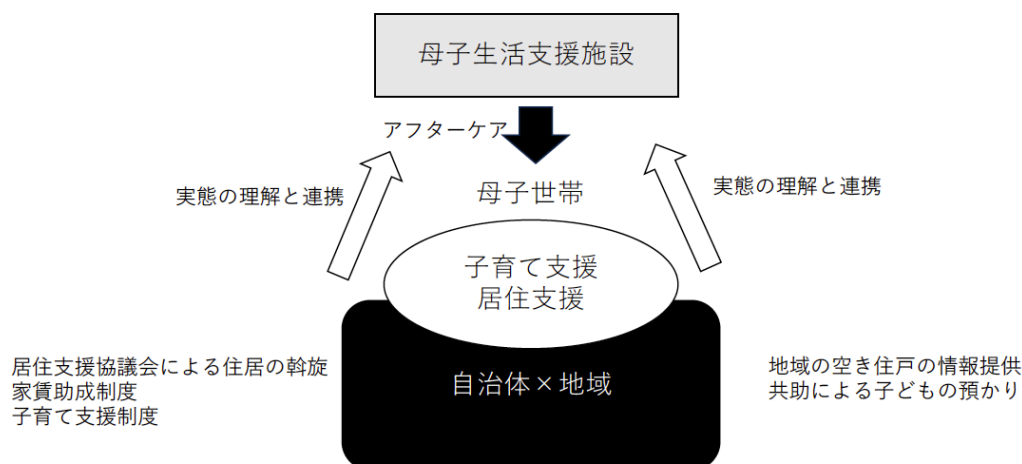
堀場（2007）は、母子生活支援施設への聞き取り調査の結果、「機能を生かした実践をしている施設」（A 寮）と「生かしきれていない施設」（B 園）を1箇所ずつ取り上げ、比較検討している。その結果、支援を生かしきれていない施設（B 園）では、施設運営母体である自治体の認識不足があり、施設を単なる「屋根対策」として認識していること、宿直職員や心のケアができる心理職の配置不足、老朽化に伴う建物修繕に予算が計上されないこと、といった問題が指摘されている。

我謝（2015）は、母子生活支援施設の職員へのグループインタビューを通して、母子生活支援施設の支援実態について検証している。その結果、支援者は利用者との関係性構築に困難を感じていること、支援関係が十分に構築されていないこと、支援者への支援が不足していることが明らかにされている。あわせて、ソーシャルワークによる支援を可能にするためには、支援関係を構築する専門的対人援助スキルの獲得と、支援者へのサポートが課題であることが明らかにされている。

金指・小池・定行（2018）は、母子生活支援施設へのアンケート調査や当事者へのヒアリング調査を通して、退所時及び退所後の母子世帯のハード面（住居）とソフト面（母の就労や子育て）の実態を調査し、母子世帯の抱える課題を明らかにしている。その結果、ハード面については住居の確保に課題が生じやすく、地域におけるアフターケアが求められること、ソフト面については子育て支援制度の利用料金の減額や緊急時の子育て支援が

求められることが明らかにされている。金指・小池・定行（2018）は、母子生活支援施設の母子世帯について、複数の施設が連携しつつ共助のセーフティネットを整備する支援のあり方が求められると主張している（図 2-4）。

図表 2-4 Safety net of support for single-parent families 金指・小池・定行による図表を一部修正



以上のように、施設職員へのアンケートやインタビュー調査による考察を行なった先行研究においては、母子生活支援施設の支援実態や母子世帯の抱える課題について言及されている。施設の抱える課題は、自治体の認識不足や予算の課題から、支援者と利用者との関係性構築に関する課題、支援者へのサポートの不足、アフターケアの不足等、多岐にわたるものである。金指ら（2018）による Safety net of support for single-parent families の図表は、施設退所後も、継続的に母子を地域で支えるための共助のセーフティネットを整備することの重要性を示唆している。

【引用文献（第Ⅱ章の3）】

橋本夏実（2021）[特集] 母子世帯の自立支援はどのようにあるべきか——「令和 2 年度 全国母子生活支援施設実態調査報告書」を手掛かりに——. 星槎大学紀要 共生科学研究, 17, 18-25.

金指有里佳, 小池孝子, 定行まり子（2018）母子生活支援施設を退所する母子世帯の居住を中心とした課題と支援のあり方. 日本家政学会誌, 69(6), 418-428.

武藤敦士（2015）母子生活支援施設入所の母子世帯が抱える課題：母子生活支援施設入所世帯のドキュメント分析を通して. 社会福祉士, 22, 30-37.

中島尚美, 岩間伸之（2014）退所後を想定して今から何をすべきか 母子生活支援施設における予防的アプローチの検討. ソーシャルワーク研究, 40(1), 80-86.

中島尚美（2015）社会的養護施設としての母子生活支援施設の存在意義に関する考察：社会的養護体制の構築過程にみる位置づけの分析をとおして. 生活科学研究誌= Journal

of human life science, 14, 45-63.

我謝美左子 (2015) 母子生活支援施設における支援の実態と期待されるソーシャルワーク：支援者へのグループインタビューを通して. 研究紀要, 26, 85-92.

堀場純矢 (2007). 母子生活支援施設の役割と可能性--東海地区 10 施設の聞き取り調査から. 社会福祉士, 14, 155-162.

須崎暁世 (2018) 生活の場で親子関係の再構築を考える：母子生活支援施設における支援から. 人間性心理学研究= The Japanese journal of humanistic psychology, 36(1), 105-117.

須崎暁世 (2019) 母子生活支援施設における支援の検討：心理的支援と「第三の人」の持つ意味. 神戸山手大学紀要= Journal of Kobe Yamate University, (21), 81-96.

横井義広 (2020) [児童相談所よ がんばれ その進化論]社会的養護施設と児童相談所との連携強化 母子生活支援施設の機能の活用と予防的地域ケアの構築に向けて. 精神療法, 46(5), 597-601.

横山登志子 (2007) 母子生活支援施設における2つの実践課題 先行研究の概観から. ソーシャルワーク研究, 33(2), 44-51.

4. 有識者へのヒアリング結果

有識者へのヒアリング結果として、以下にその内容を取りまとめた。なお、記録に関しては当研究所で作成後、対象有識者へ確認を行い、追記・修正を頂いた。

(1) 概念整理に関するご意見

①母子生活支援施設における「ソーシャルワーク」

- ・母子生活支援施設はファミリーソーシャルワークの実践の場であり、勤務している施設職員からもそのような認識を持っていると聞いたことがある。
追記：私も自ら社会福祉士であり、養成課程の教員であることから「社会福祉士実習」を母子生活支援施設に依頼する。その中で、施設の実践に触れる機会も多く、「ファミリー」を強く意識した支援が展開されていると認識している。
- ・「ソーシャルワーク」という表現は、人が幸福になるためのサポートという意味で、本来は非常に広い概念である。個別ケースに関してはミクロの視点で関わるが、メゾやマクロの視点も含まれる。
- ・「ソーシャルワーク」という用語を、本調査研究ではぜひ使ってほしい。社会福祉士の実習は次年度（2023年度から本格始動）から新カリキュラムになるが、そこで「相談援助実習」という用語はなくなり「ソーシャルワーク実習」とされることになっている。つまり、厚生労働省としても福祉職を「ソーシャルワーカー」と標榜することになると言える。
- ・「新しい社会的養育ビジョン」では福祉事務所や児童相談所の実務者の資質向上を求めているが、現状、福祉事務所でも社会福祉主事任用資格で勤務できてしまう。資質向上を図

る観点からも、本来の意味でのソーシャルワークを実践することが重要である。

- ・過去の全国母子生活支援施設協議会（全母協）の研究（特別委員会）で実践事例集を作った際も「ソーシャルワーク」という用語にこだわってきた。これは全母協内でも了承されており、母子生活支援施設は他の児童福祉施設よりも「ソーシャルワーク」という言葉が頻繁に出てくる。

追記：「社会的養護の課題と将来像」以降に全母協でまとめられた「母子生活支援施設実践ハンドブック」等でも支援のベースは「ソーシャルワーク」であることが明らかにされている。

- ・その一方で、ソーシャルワークの本来の概念がなかなか馴染んでいないのも事実である。職員の背景資格として保育士が多いこともあり、ソーシャルワークの考え方が現場に根付きにくい面もあるのだろう。ただし、今後は、「保育ソーシャルワーク」学会も創設されており、現場にソーシャルワークの概念が根付いていくことになると考えている。もしかすると、本研究における「支援」の捉えについては、「ファミリーソーシャルワーク」としたほうがよいかもしれない。
- ・（施設内でなく）地域を意識するのであれば、父子家庭も含めた「ひとり親」の支援も必要なのではないか。母子生活支援施設が地域の拠点となる想定なら、なおのこと「母子」に限らないほうがよいだろう。権利擁護／子ども家庭支援として、ひろく地域の相談支援に応じるのであれば、「母の保護」だけでなく、より広い捉え方が必要とされるはずである。

根拠：母子生活支援施設は、地域支援としての役割が児童福祉法 48 条の 2 第 1 項に規定されている（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長は、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、当該施設の所在する地域の住民につき、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。）

- ・なお、福祉全般としてソーシャルワークが根付いていないのは「ケアマネジメント」に目が向いてしまっていることも一因なのではないか。介護保険創設によって高齢者のケアマネジメントの認識が強調され、かつ論理が明快だったため、そちらに飛びついた面はあっただろう。

②「親子関係構築支援」か「親子関係再構築支援」か

- ・「親子関係再構築支援」と言うとき、もともと分離していた親子が一緒になるニュアンスが感じられるが、厚労省ガイドラインの調査研究事務局が先行研究を整理した中にもあるように、親子関係再構築支援には様々な段階における支援が含まれる。
- ・母子生活支援施設でスーパービジョンを行っていると、実感としても（DV 被害者）家庭内暴力のケースが多い印象であり、家庭のかたちが一度変化した状態の母と子を頻繁に支援していることは事実である。ひとり親になった結果、大人が二人で支えてきた「家庭の屋根を一人では支えきれないから、そこをサポートする」のが母子生活支援施設の役割

だと捉えている。

- その場合、母と子の関係性がバランスを欠くので、「再構築」の意味合いが強い。母子とも互いに緊張から解かれるため、安心感がある場（施設入所による）で自我に素直な発言を行うことになる。そういった中で専門的なサポートを得て、日々なんとか生活をまわしていけるよう、それまでの家庭と異なる形の家庭を構築しようとするため、再構築の側面もあると言えるだろう。
- いずれにしても、母子生活支援施設で行われるサポートは、家庭内の力動が変化することに対応するとの理解が必要である。親子の力関係の調整といった側面があることにも着目してほしい。また、親だけでなく、子どももサポートを利用する主体である。入所児童には（抑圧から解放された結果）不登校の子どもも多いため、そんな中で親は求職するだけでも精一杯になる。
- 2022年度の日本子ども虐待防止学会ふくおか大会では、スーパービジョンに関わった事例を発表する予定だが、家庭のかたちを意識した支援に焦点化した事例なども報告されるだろう。暴力等を振るわない形での男性モデル（父親的な役割も含む）が必要とされることも、母子生活支援施設でのサポートに求められることがある。他にも、親子関係の調整・仲介、子どものアドボカシーといった様々なソーシャルワークの実践が行われる。

(2)母子生活支援施設の特徴

①母子生活支援施設の強み

- 母と子の双方に、さらに世帯（ファミリー）を対象として支援をすることができる点が大きな強みである。
- 母子生活支援施設が他の児童福祉施設と明らかに異なる点の1つに、措置であるか契約であるかということがあり、制度設計そのものが異なると言えよう。「社会的養護の課題と将来像」でも指摘されたように、母子生活支援施設がシェルターだと位置付けられてしまうことがあるが、それでは主体であるはずの子どもがサポートを考える際に置き去りにされてしまう。母子生活支援施設も児童福祉法に定めを持つ社会的養護の施設と位置付けられたことは、非常に喜ばしいことだったと思う。
- ただし、社会的養護の施設は一義的に、子どもの権利を考えて運営されるものである。母子生活支援施設は親による契約で利用するため、ある意味で大人の事情で利用につながっているとも言える。
- 現在は、母子生活支援施設にとってその機能に関心が寄せられている（風が吹いている）状況だと思っている。ソーシャルワークは本来、契約のもとでクライアントと支援者に対等な関係性が担保されるものであり、そのソーシャルワークが重視されようとしている。そのため今後、少なくとも退所時には子どもの権利の観点での検討がますます必要となるし、福祉事務所のソーシャルワーク機能を高めるとなれば、利用開始時点で母と子の同

意を取るところにも検討が必要なのではないか。

- ・子どもにとっては、施設内に心理療法担当職員が配置されていることが強みと言えるだろう。近年の虐待通告では面前DVの割合が高いが、心理的虐待を経験した児童は思春期での自死が多いとも言われる。大人になることへの怖さについて、どれだけケアができるかが問われる時代である。
- ・母子生活支援施設ではアフターケアが非常にしっかりしているところも強みとなる。児童福祉法ではアフターケアの実施が児童福祉施設の業務として掲げられているが、子どもが担当カウンセラーにしっかり時間を確保してもらい利用することができるし、実際に多くの母子生活支援施設で利用を推奨しているのではないか。
- ・地域に対してオープンに運営している施設も比較的多く、近隣の子どもが母子生活支援施設内の学童保育を利用できるところもある。守られつつ、地域に開かれており、必要なケアも提供される環境だと言える。
- ・契約で利用する施設なので、その概念が子どもにも伝わっているだろう。対等性については、全母協の倫理綱領に「パートナーシップ」という言葉が早い時期から用いられているように、意識の強さが伝わってくる。

②発信の重要性

- ・母子生活支援施設が有する前述の親子関係（再）構築支援のような機能は、なかなか一般には理解してもらいづらいのも事実である。実際に危機的状況から逃げてくる人たちも多く、シェルターの的に位置付けられたため社会に対してオープンになりづらかった施設もあっただろう。
- ・このところは全母協も積極的に発信する姿勢を持っており、自身も全母協の取組（特別委員会）の一環として事例集やプログラミングに協力してきたところである。また、日本子ども虐待防止学会での発表も今年度で5年目になり、様々な人の目に入るよう活動を続けてきた。
- ・産前産後母子支援事業がニュース（クローズアップ現代6月28日放映：ボ・ドーム大念仏ダイヤモンドルーム：廣瀬みどり室長⁵）に取り上げられることになったと聞いており、そういったところでふだん注目されない母子生活支援施設が脚光を浴びる仕掛けは重要である。ただし、母子生活支援施設は日々の支援で手いっぱい、リスクの高いケースも多いため、実際には発信どころではないだろう。
- ・危機的状況を経験した親子関係にはリスクもあり、特に特定妊婦や緊急一時保護のようなリスクが高いケースでは乳幼児が亡くなることもありうる。「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」にも児童相談所や医療機関、市町村等の様々な母子生活支援施設を含む関係機関の情報共有の在り方の検討について課題として挙げられている。どのようなポイントを社会へ発信すべきかについては、引き続き相談に応じる

⁵ 2022年6月28日放映「クローズアップ現代 孤立する母子を救えるか 増加する“特定妊婦”」にて、大阪市産前・産後母子支援事業（ボ・ドーム ダイヤモンドルーム）が取り上げられた。

ことが可能である。

- ・これまで「措置しぶり」と言われるような状況が続いてきたが、これには自治体財政の事情も影響している。生活保護受給世帯も比較的多く、窓口での選別もあるだろう。外傷がなければ手を差し伸べない、というような理解不足もあるため、発信には期待したい。
- ・費用対効果という点においても意識すべきである。子どもが社会的養護を要する家庭を持つことや貧困世帯として支援を必要な状況に陥ることを防止するためにも、子どもの育ちを長期的に見据えた支援を展開すべきである（パーマネンシーの保障の視点）。
- ・子どもを主体としてみたときには、学歴を不必要に短くしない工夫が必要である。そのため、母子生活支援施設は子どもが憧れる大人に出会える場であってほしいと思い、実習生と出会う機会を作る等している。現在のサポートが将来の子どもに還元される、という考え方を広めなければ、社会的には理解が進みづらい側面もあるのではないか。

(3) 調査設計へのご助言

- ・文献調査では、山辺朗子先生（故人、龍谷大学教授）の書籍には当たるとよいだろう。また、山崎美貴子先生（元・神奈川県立保健福祉大学学長）の研究成果も重要である。2011年以降、山辺先生と山崎先生を学識経験者として、「社会的養護の課題と将来像」以降に、全母協で、母子生活支援施設の「運営指針」「運営ハンドブック」「私たちのめざす母子生活支援施設（ビジョン）」を作成してきた経緯がある。
- ・インタビュー調査やアンケート調査を実施するのであれば、施設職員の実践の場に還元することが必要だろう。どのような還元を期待しているかは回答者に聞いてみるとよい。例えば、親子関係（再）構築を実践する上での困りごとを尋ね、そこで挙げられた事項を構造化して示す、といった方法で進めることも一案である。
- ・インタビューを行う場合は、どのような調整・仲介・介入をしているか、ストレングスの促進やエンパワーメントなど関係構築するためのスキルや目的感をどう捉えているか、といった事項が確認できるとよいのではないか。
- ・国が示している親子関係再構築支援ガイドラインでは詳細な場面設定がなされている一方で、リスク判断などの明確な基準（標準的支援）は示されていない。他方、第三者評価では標準的な支援が求められている。（そのために、全母協の特別委員会での取り組みで「親子関係再構築支援プログラミング」等を作成して標準化を目指す試みを行ってきた。）
- ・現時点ではソーシャルワーク機能の捉え方や不足部分等が明確にされておらず、職員体制のバラつきも大きい。かつ、どうしても「母子寮」、つまり母親の施設だったという性格に影響を受けていることは否めない。今後、支援を受ける主体としての子どもの存在が広く共有されるとよいと考える。

5. 小括

(1) 親子関係構築支援の含意

親子関係構築支援は、国の関わる調査研究を中心に多くの議論が積み上げられて、その重要性が強調されてきた。特に、2011年「社会的養護の課題と将来像」以降にその議論が本格化し、2014年「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」の定義や分類がその後の調査研究において繰り返し引用されている。

定義では、親子関係構築支援について、親による不適切な関わり、不健全な養育環境、子どもの抱えているトラウマ・発達課題、親自身の生い立ちなど、様々な課題に向き合い整理していくこと。またその過程で親子がお互いの肯定的つながりを主体的に回復していき、最終的な支援の目標として子どもが生まれてよかったと思える自尊感情を持てることが述べられている。このような幅広さからも、その対象が親子分離された後の再統合ケースだけでなく、子どもが保護される分離前の予防ケースまで多様であることが改めて示されており、各関係機関や実践者がそれぞれの役割を認識し、安定的な親子の日常生活を取り戻すための支援を行うことが求められる。

また、この定義で特に着目すべき点は、子どもや親の情緒的・精神的な回復という心理的支援と、就労・住環境などの親子を取り巻く生活環境へのソーシャルワーク的支援の両方が実践現場に求められる点である。これはときに親子関係構築支援＝保護者支援プログラムの提供という誤解⁶を解消する観点からも非常に重要であり、ただ心理的支援を行うだけでなく、その親子の生活背景にアプローチするソーシャルワークが親子関係構築支援には不可欠であることが十分に認識される必要がある。このように、親子関係構築支援には親子に対する包括的なケースマネジメントの実践として、心理支援・ソーシャルワーク支援の両者が求められ、肯定的な関係を主体的に取り戻していくプロセスであることが示されている。

(2) 母子生活支援施設の役割・強み

上記の観点を踏まえると、社会的養護関係施設の中でも、特に母子生活支援施設が親子関係構築支援において大きな強みを持っていることが伺える。先行文献レビューや有識者ヒアリングでは、母子生活支援施設における実践が親子の生活支援を基盤とした(ファミリー)ソーシャルワークであることが繰り返し指摘されており、予防的観点から可能な限り親子の分離を行わない支援、親子関係の修復・再構築、自立に向けた日常生活の立て直し、がインケアとして行える点は他の施設には無い強みである。

そのような強みから、母子生活支援施設の役割として、全ての子育て世帯の家庭・養育環境への支援としての親子関係の構築に向けた支援⁷と、支援の必要性の高い子どもやその家

⁶ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2023)「保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例集収集のための調査研究 報告書」p.35を参照。(https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230413_07.pdf, 2023.7.17.)

⁷ 厚生労働省(2021)「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書」p.13,14を参照。(<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000874802.pdf>, 2023.7.17.)

庭への支援として親子再統合支援⁸、の両者に大きな役割を果たすことが期待される。先行研究においても、厚労省(2014)ではその支援目的として「虐待の再発防止」、「良好な親子関係の維持」、「親子関係の修復」が挙げられ、効果的な支援が可能であることが指摘されていた。また、みずほ総研(2017)においても、取組事例として家庭復帰の際の親子の再スタートや、母子生活を維持しつつの虐待リスク軽減のための支援など、両者の観点から指摘がなされている。

特に、全ての子育て世帯への親子関係支援は、親子分離以前の予防的アプローチとして子どもの最善の利益やパーマネンシー保障⁹の観点から最重要となる。DVや生活困窮、親の精神疾患など多様な課題を抱える親子に対して、母子生活支援施設がその支援を担うことによって、子どものみならず子どもにとって最も大切な存在であるはずの親も支援できる点は、母子生活支援施設の強みとして関係機関に十分に周知されるべきである。

また、有識者インタビューでも述べられた通り、今後母子生活支援施設が地域における支援を意識していくのであれば、ひとり親への支援として「母子」のみならず「父子」への支援の展開も期待される。父子世帯では、子どもの発達課題への対応、子育て全般の悩み、子どもとの関係性の構築など母子世帯と同様の課題を抱えていることが想定される一方で、母子世帯と比べて目に見えない(潜在化された)状態の相談支援ニーズを非常に多く抱えていると考えられる。今後の母子生活支援施設の役割として、このような見えない支援ニーズに対して、長期の入所支援のみならず相談支援やショートステイ・トワイライトステイの活用も含めた枠組みで、地域支援を提供することが求められている。

(3) 先行文献を踏まえた調査研究課題

このように母子生活支援施設における親子関係構築支援の重要性が示される一方で、先行研究ではその具体的な内容が十分に検討されているとは言い難い。その背景には、概念自体の幅広さに加えて、国の調査研究では社会的養護関係施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設)の全般が対象となっており、調査票もほぼ共通したものが用いられている点などがあげられる。また、研究論文においても、親子関係構築支援が母子生活支援施設の重要な役割であることが指摘される一方で、具体的な手法や実態を明らかにしたものは少ないことが現状である。これらを踏まえて、今後の調査研究では具体的な実態の把握から、実際の支援を示した事例集の作成、さらには支援プロセスの定式化などが課題として挙げられる。

⁸ 同報告書、p. 15, 16 を参照。

⁹ 「パーマネンシー保障」については、早稲田大学社会的養育研究所(2023)「社会的養育推進計画の適切な指標設定に関する調査研究」第Ⅷ章—1を参照。<https://waseda-ricsc.jp/content/uploads/2022/05/32d6aca7bbd04403e3a6a3cba336559f.pdf>, 2023. 7. 17.)

第Ⅲ章 アンケート調査

※2024(令和6)年8月差し替え

1. 実施概要

(1) 実施目的

社会的養育の在り方として予防的な取組の重要性は再認識されており、パーマネンシー保障においても実親子関係による養育継続に向けた親子関係構築支援の重要性が増している。一部の地域では、親子ショートステイや親子相互交流療法等のプログラム化も図られるなど、親子関係に着目した新たな事業展開が見込まれている一方で、親子関係構築支援を予防的に取組む支援の在り方は十分に整理されておらず、この観点で知見収集が急がれる。母子生活支援施設では、家庭養育を支援する知見が豊富に蓄積されており、その言語化や体系化は多くの自治体の体制充実に資するものと考えられる。

そこで本研究は、母子生活支援施設における親子関係構築支援の実態を把握し、手法等を整理することを目的としてアンケート調査を実施した。

(2) 実施対象

全国母子生活支援施設協議会の全会員施設（200施設）を対象とした。

(3) 聴取事項

① 施設情報

- ・ 施設名及び所在地
- ・ 設置経営種別
- ・ 施設設立年
- ・ 認可定員（世帯）
- ・ 2022年11月1日現在の入所世帯数
- ・ 施設利用期間の取り決めの有無
- ・ 施設利用期間の取り決めがある場合、取り決めの主体及び利用期間の延長の可否
- ・ 自立支援計画の策定状況及び見直し頻度

② 職員状況

- ・ 各職員の職名
- ・ 各職員の社会的養護及び児童福祉施設での勤務年数

③ 2021年10月31日以前に入所され、現在も入所されている各世帯への支援

- ・ 家族構成
- ・ 行政による措置理由
- ・ 入所後に明確になった課題
- ・ 母の状況（障がい、子育て、ストレス要因）
- ・ 母に対する支援（入所前から入所時、インケア）
- ・ 子どもの状況（入所前の虐待体験、障がい、様子や困りごと）

- ・ 子どもに対する支援（入所前から入所時、インケア）
 - ・ 家族全体に対する支援（インケア）
- ④ 過去3年間（2019～2021年度）に退所した世帯に対する退所に向けた支援、アフターケア
- ・ 退所に向けた支援を実施した世帯数
 - ・ アフターケアを実施した世帯数
 - ・

(4) 実施方法

調査票は各施設へ郵送及び電子メールにて一括送付し、記入後は郵送または電子メールにて個別返送とした。

(5) 実施期間

令和4（2022）年11月～令和5（2023）年1月

(6) 有効回収率

有効回収率は85.5%（171施設）であった。

(7) 分析方法

回収した回答は、量的データは定量分析、質的データ（自由記述）はアフターコーディングにより整理して定性的に把握した。2021年10月31日以前に入所された分析対象世帯は、定量分析では1360世帯、定性分析では1223世帯であった。

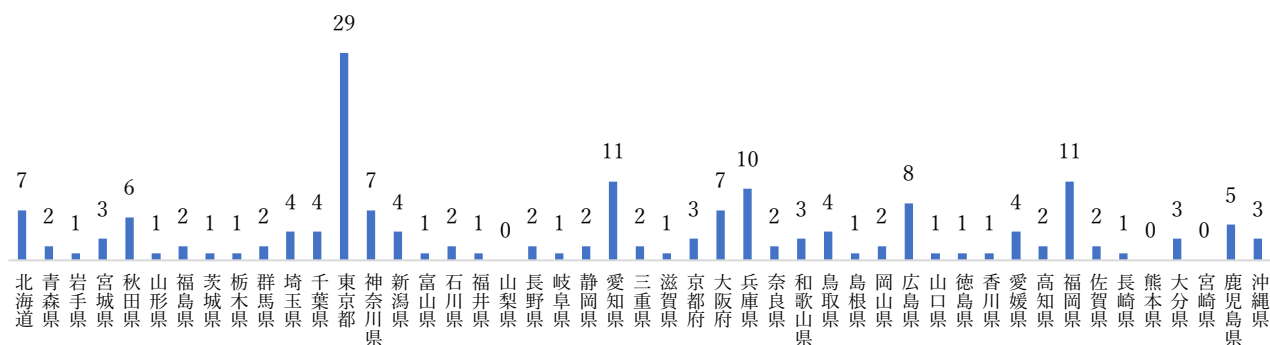
2. アンケート調査結果

(1) 施設情報

① 都道府県別施設所在地

- 本調査では、山梨県、熊本県、宮崎県を除く44都道府県を対象とした。
- 対象施設として最も多いのは東京都で29施設であった。

図表 3-1 都道府県別施設所在地



※ 表の数値は施設数

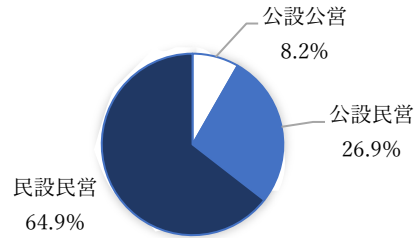
② 設置経営主体

- 設置経営主体は民設民営が 64.9%と最も多く、公設公営の施設は 8.2%であった。

図表 3-2 設置経営主体別施設数の割合

設置経営主体	施設数
公設公営	14 (8.2%)
公設民営	46 (26.9%)
民設民営	111 (64.9%)

対象施設数 171



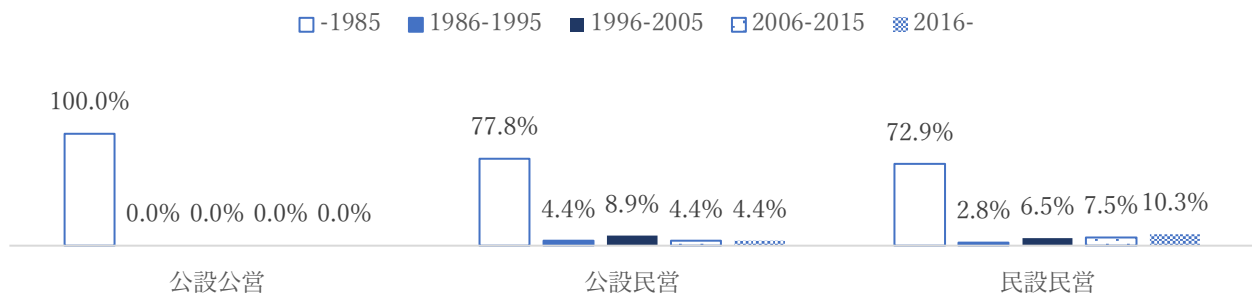
③ 施設設立年と設置経営主体の関連

- いずれの設置経営主体の施設においても、1985 年以前に設立された施設が半数以上であった。
- 公設民営、民設民営施設では 2016 年以降も施設が新設されているが、公設公営施設では 1986 年以降に設立された施設はなかった。

図表 3-3 施設設立年区別の設置経営主体別施設数の割合

設立年区分	~1985	1986~1995	1996~2005	2006~2015	2016~	合計
公設公営	13	0	0	0	0	13
公設民営	35	2	4	2	2	45
民設民営	78	3	7	8	11	107
合計	126	5	11	10	13	165

※ 表の数値は施設数



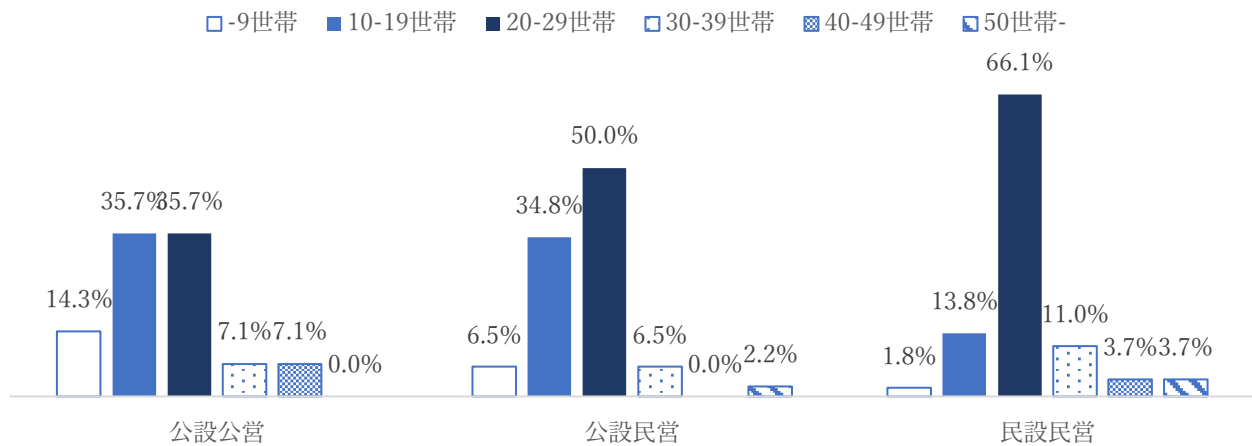
④ 設置経営主体と認可定員（世帯区分）の関連

- いずれの設置経営主体の施設においても、20~29 世帯を認可定員としている施設が多かった。

図表 3-4 設置経営主体別の認可定員（世帯区分）の割合

認可定員（世帯） 区分	-9 世帯	10-19 世帯	20-29 世帯	30-39 世帯	40-49 世帯	50 世帯-	合計
公設公営	2	5	5	1	1	0	14
公設民営	3	16	23	3	0	1	46
民設民営	2	15	72	12	4	4	109
合計	7	36	100	16	5	5	169

※ 表の数値は施設数



⑤ 設置経営主体と入所世帯数¹⁰の関連

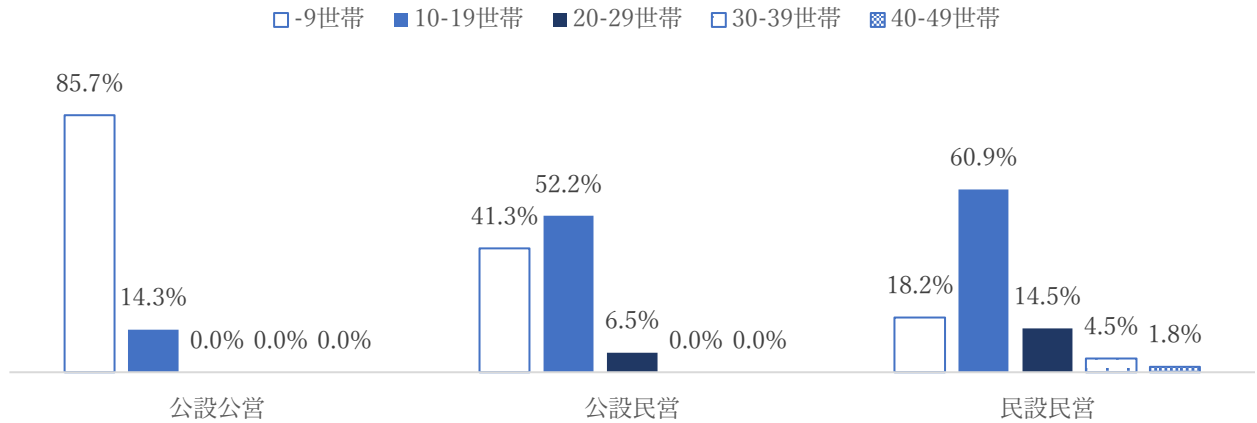
- 公設公営施設の入所世帯は9世帯以下が最も多く、20世帯以上が入所している施設はなかった。
- 公設民営施設の入所世帯は10～19世帯が最も多く、30世帯以上が入所している施設はなかった。
- 民設民営施設の入所世帯は10～19世帯が最も多く、40～49世帯が入所している施設もあった。

図表 3-5 設置経営主体別の入所世帯の割合

入所世帯数区分	-9 世帯	10-19 世帯	20-29 世帯	30-39 世帯	40-49 世帯	合計
公設公営	12	2	0	0	0	14
公設民営	19	24	3	0	0	46
民設民営	20	67	16	5	2	110
合計	51	93	19	5	2	170

※ 表の数値は施設数

¹⁰ 2022年11月1日時点



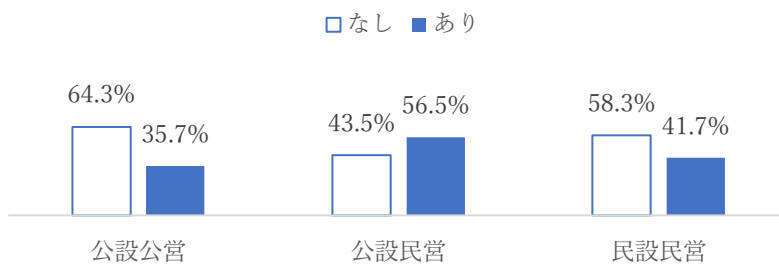
⑥ 設置経営主体と利用期間の取り決めの関連

- 公設公営施設、民設民営施設では、利用期間の取り決めがない施設の方がやや多かったが、公設民営施設では、利用期間の取り決めがある施設の方がやや多かった。

図表 3-6 設置経営主体別の利用期間の取り決め有無の割合

利用期間の取り決め	なし	あり	合計
設置主体			
公設公営	9	5	14
公設民営	20	26	46
民設民営	60	43	103
合計	89	74	163

※ 表の数値は施設数

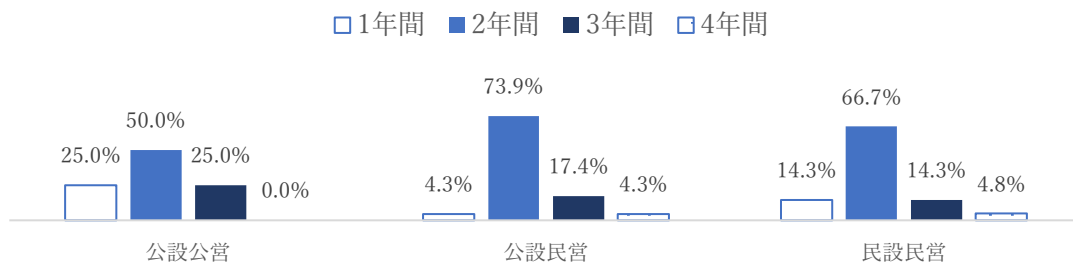


⑦ 利用期間の取り決めがある場合の、設置経営主体と施設利用期間、取り決めの主体、施設利用期間の延長の可否の関連

- 施設の利用期間の取り決めが有る場合の施設利用期間は、いずれの設置経営主体の施設においても、2年間で最も多かった。
- 施設の利用期間の取り決めの主体は、公設公営施設では行政-施設の協議、公設民営施設と民設民営施設では行政指定が最も多かった。
- 施設の利用期間の延長については、いずれの設置経営主体の施設においても、行政と施設の協議により可能であった。

図表 3-7 設置経営主体別の施設利用期間¹¹の割合（表の数値は施設数）

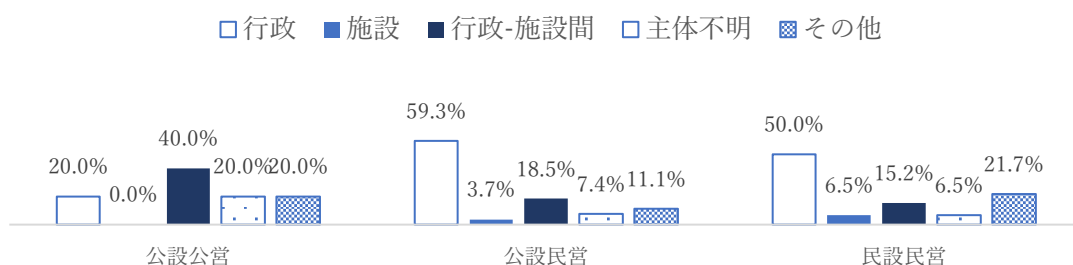
施設利用期間	1年間	2年間	3年間	4年間	合計
設置主体					
公設公営	1	2	1	0	4
公設民営	1	17	4	1	23
民設民営	3	14	3	1	21
合計	5	33	8	2	48



図表 3-8 設置経営主体別の施設利用期間の取り決めの主体¹²の割合

取り決めの主体	行政	施設	行政-施設間	主体不明	その他	合計
設置主体						
公設公営	1	0	2	1	1	5
公設民営	16	1	5	2	3	27
民設民営	23	3	7	3	10	46
合計	40	4	14	6	14	78

※ 表の数値は施設数



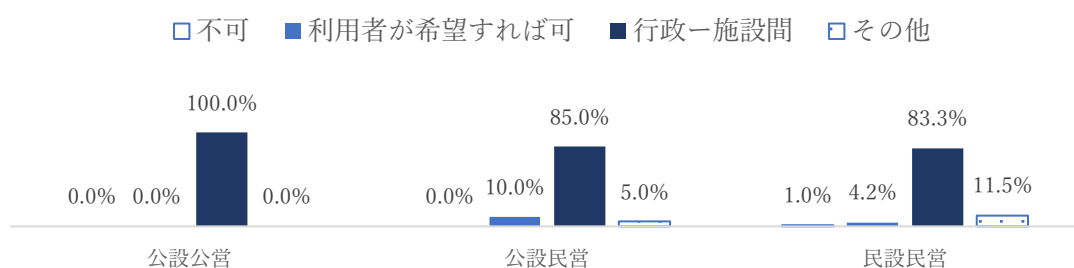
¹¹ その他の回答として、「子ども満18歳」「1年～」「1年ごとの更新」「1～2年」「2～3年」（3施設回答）「半年～3年」「1～10年」「平均1年6ヶ月」「自治体により異なる」があった。

¹² その他の回答として、「措置元が指定する場合がある」（2施設回答）「以降1年ごとの延長可」「行政からの指導は基本的に2年～3年」「広域入所に関しては、行政からの取り決めあり」があった。

図表 3-9 施設利用期間の延長の可否¹³

利用期間の延長	不可	利用者が希望すれば可	行政一施設間	その他	合計
設置主体					
公設公営	0	0	13	0	13
公設民営	0	4	34	2	40
民設民営	1	4	80	11	96
合計	1	8	127	13	149

※ 表の数値は施設数



⑧ 入所世帯数¹⁴と自立支援計画の策定状況、見直し頻度の関連

- 自立支援計画を策定していない施設はなく、入所世帯数の規模にかかわらず、母子それぞれの計画を立てている施設が最も多かった。
- 自立支援計画については、入所世帯数の規模にかかわらず、半年ごとに見直す施設が最も多かった。

図表 3-10 入所世帯数別の自立支援計画策定状況の割合

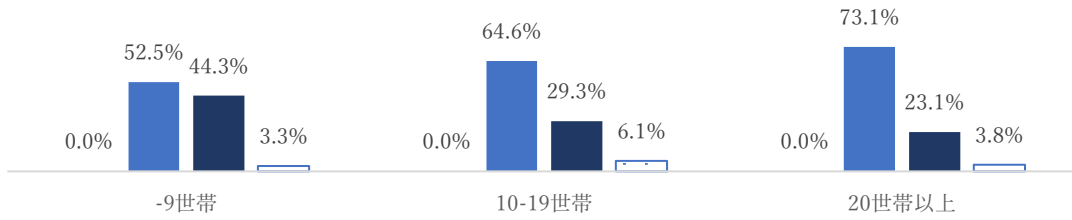
入所世帯区分	-9 世帯	10-19 世帯	20 世帯以上	合計
策定していない	0	0	0	0
自立支援計画の策定状況				
母子それぞれ	32	53	19	104
世帯ごと	27	24	6	57
複数チェック	2	5	1	8
合計	61	82	26	169

※ 表の数値は世帯数

¹³ その他の回答として、「措置元の考えによる」(4施設回答)「利用者の申し出により行政が判断される」(3施設回答)「協議の前に利用者の意向を確認している」「基本は不可」「認められることもある」「利用者も含めて延長の話し合いをしている」があった。

¹⁴ 2022年11月1日時点

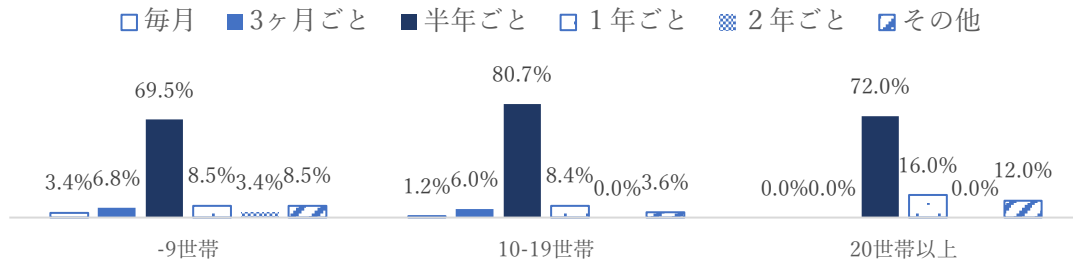
□ 策定していない ■ 母子それぞれ ■ 世帯ごと □ 世帯により母子それぞれまたは世帯ごと



図表 3-11 入所世帯数別の自立支援計画の見直し頻度状況の割合

入所世帯区分	-9 世帯	10-19 世帯	20 世帯以上	合計	
自立支援計画の見直し頻度	毎月	2	1	0	3
	3ヶ月ごと	4	5	0	9
	半年ごと	41	67	18	126
	1年ごと	5	7	4	16
	2年ごと	2	0	0	2
	その他・複数チェック	5	3	3	11
合計	59	83	25	167	

※ 表の数値は世帯数



(2) 職員情報

① 職員数

- 施設の職員総数は1施設あたり平均13.09人であり、職員総数13人の施設が最も多かった。
- 施設の配置基準に該当する職員のうち、調理員等と嘱託医は平均が1人未満であり、配置されていない施設があることがわかった。
- 施設の配置基準には該当しないが、保育士と個別対応職員は1名配置されている施設が最も多かった。心理療法担当職員や自立支援職員については、配置されていない施設が多かった。

図表 3-12 各施設の職員数 ※表の数値は人数

		平均値	最頻値	標準偏差	最小値	最大値
	総数 n=169	13.09	13	5.82	3	30
配置基準	施設長 n=171	1.00	1	0.00	1	1
	母子支援員 n=171	2.81	3	1.04	1	6
	少年指導員兼事務員 n=171	2.20	2	1.06	0	6
	調理員等 n=169	0.86	1	0.62	0	5
	嘱託医 n=168	0.86	1	0.48	0	2
配置基準外	保育士 n=170	0.75	1	0.94	0	8
	心理療法担当職員（常勤） n=170	0.37	0	0.52	0	2
	心理療法担当職員（常勤的非常勤） n=170	0.12	0	0.51	0	5
	心理療法担当職員（非常勤） n=171	0.57	0	0.99	0	5
	個別対応職員 n=170	0.65	1	0.49	0	2
	特別生活指導費加算による職員 n=170	0.49	0	0.68	0	2
	定員 40 世帯以上施設の母子支援員、少年指導員加算職員 n=170	0.05	0	0.31	0	2
	保育機能強化事業による保育士 n=170	0.04	0	0.19	0	1
	サテライト事業実施による保育士 n=170	0.01	0	0.11	0	1
	入所児童処遇特別加算費による職員 n=170	0.18	0	0.61	0	5
	学習指導費加算による職員 n=170	0.24	0	0.87	0	7
	保育補助員 n=171	0.06	0	0.39	0	4
	就労等自立支援に関する職員 n=170	0.05	0	0.33	0	3
	自立支援職員（アフターケア担当） n=170	0.11	0	0.33	0	2
その他 n=168	1.67	0	2.46	0	10	

② 設置経営主体及び入所世帯数と保育士、心理士配置¹⁵の関連

- 公設公営施設は、公設民営施設及び民設民営施設に比べて、保育士、心理士の配置が有意に少なかった。
- 民設民営施設は、公設公営施設及び公設民営施設に比べて、保育士、心理士の配置が有意に多かった。
- 民設民営施設では、保育士の配置が 7 割程度、常勤の心理士の配置が 5 割程度と、設置経営主体別にみた場合に最も多い配置であった。

¹⁵ 「心理士」は非常勤心理士、常勤的非常勤心理士、常勤心理士を含む。

- 入所世帯数別に保育士、心理士の配置をみると、入所世帯が10世帯未満の施設では配置が有意に少なかった。一方で、20世帯以上入所している施設では保育士の配置が有意に多く、10～19世帯入所している施設では心理士の配置が有意に多かった。

図表 3-13 設置経営主体別の保育士及び心理士配置

保育士配置		あり	なし	合計	
設置主体	公設公営	度数	2	12	14
		調整済み残差	-3.5***	3.5***	
	公設民営	度数	22	23	45
		調整済み残差	-1.6	1.6	
	民設民営	度数	76	35	111
		調整済み残差	3.5***	-3.5***	
合計	度数	100	70	170	

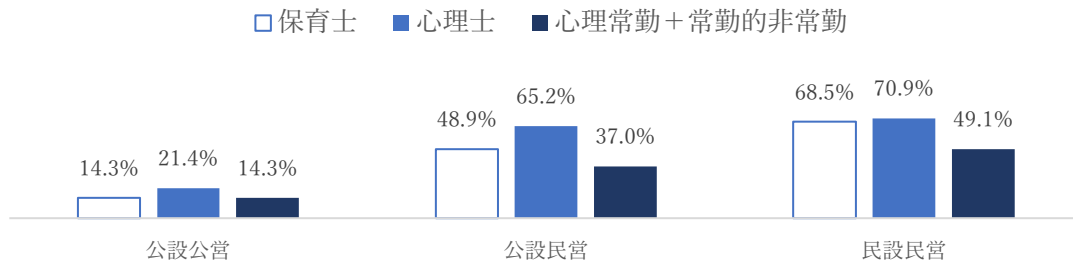
※ 表の数値は施設数, *** p<.001

心理士配置		あり	なし	合計	
設置主体	公設公営	度数	3	11	14
		調整済み残差	-3.6**	3.6**	
	公設民営	度数	30	16	46
		調整済み残差	.0	.0	
	民設民営	度数	78	32	110
		調整済み残差	2.1**	-2.1**	
合計	度数	111	59	170	

※ 表の数値は施設数, ** p<.01

心理士常勤・常勤的非常勤配置		あり	なし	合計	
設置主体	公設公営	度数	2	12	14
		調整済み残差	-2.3*	2.3*	
	公設民営	度数	17	29	46
		調整済み残差	-1.0	1.0	
	民設民営	度数	54	56	110
		調整済み残差	2.2*	-2.2*	
合計	度数	73	97	170	

※ 表の数値は施設数, * p<.05



図表 3-14 入所世帯数¹⁶別の保育士及び心理士配置

保育士配置		あり	なし	合計	
入所世帯区分	-9 世帯	度数	22	38	60
		調整済み残差	-4.4***	4.4***	
	10-19 世帯	度数	54	29	83
		調整済み残差	1.5	-1.5	
	20 世帯以上	度数	24	2	26
		調整済み残差	3.7***	-3.7***	
合計	度数	100	69	169	

※ 表の数値は世帯数, *** p<.001

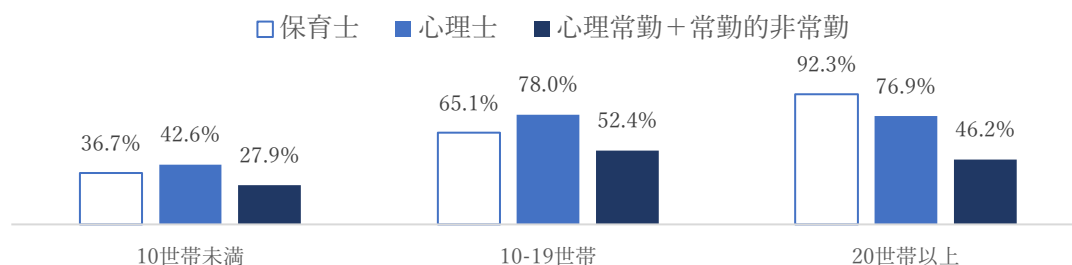
心理士配置		あり	なし	合計	
入所世帯区分	-9 世帯	度数	26	35	61
		調整済み残差	-4.6**	4.6**	
	10-19 世帯	度数	64	18	82
		調整済み残差	3.4**	-3.4**	
	20 世帯以上	度数	20	6	26
		調整済み残差	1.4	-1.4	
合計	度数	110	59	169	

※ 表の数値は世帯数, ** p<.01

¹⁶ 2022年11月1日時点

心理士常勤・常勤的非常勤配置		あり	なし	合計	
入所世帯3区分	-9世帯	度数	17	44	61
		調整済み残差	-2.9*	2.9*	
	10-19世帯	度数	43	39	82
		調整済み残差	2.5*	-2.5*	
	20世帯以上	度数	12	14	26
		調整済み残差	.4	-.4	
合計	度数	72	97	169	

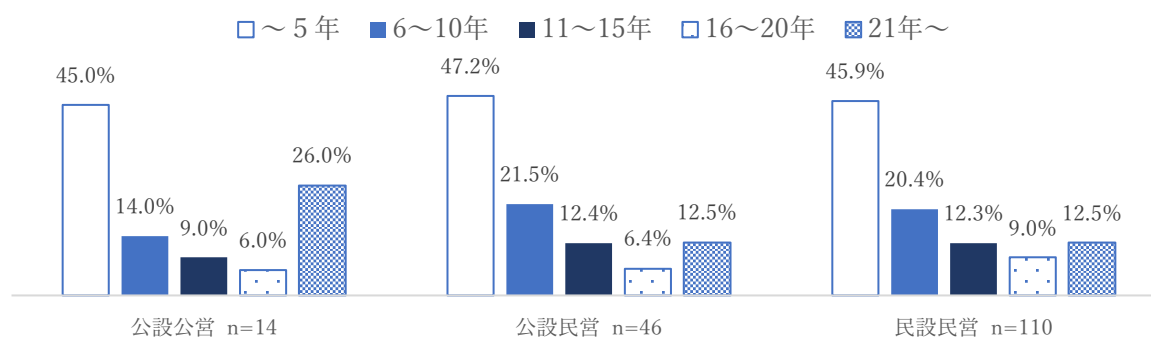
※ 表の数値は世帯数* p<.05



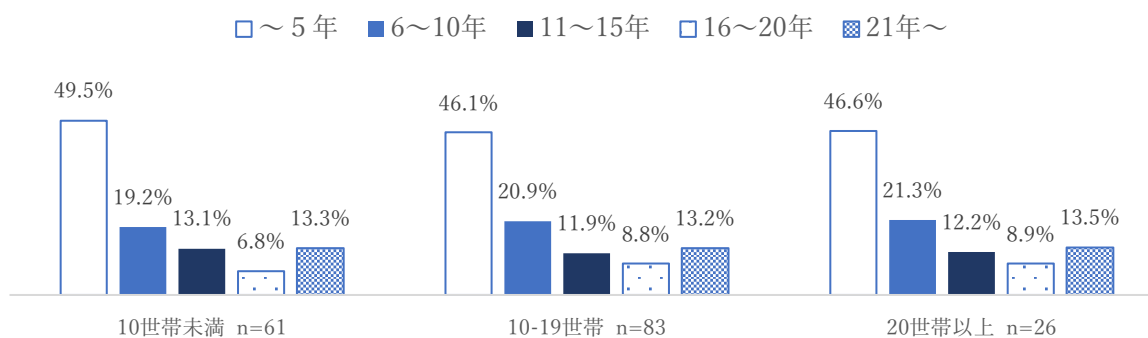
③ 設置経営主体と職員の社会的養護や児童福祉施設での勤務年数の関連

- いずれの設置経営主体の施設においても、社会的養護や児童福祉施設での勤務年数は5年以下の職員が最も多かった。
- 入所世帯数別にみた場合であっても、社会的養護や児童福祉施設での勤務年数は5年以下の職員が最も多かった。

図表 3-15 設置経営主体別の社会的養護や児童福祉施設での勤務年数別職員の割合



図表 3-16 入所世帯数¹⁷別の社会的養護及び児童福祉施設での勤務年数別職員の割合



(3) 世帯状況

① 利用期間及び広域利用での利用予定期間

- 施設の利用期間は、平均3年7ヶ月±2年11ヶ月であり、世帯によるばらつきが大きかった。
- 広域利用での利用期間は平均3年2ヶ月±2年5ヶ月であり、世帯によるばらつきが大きかった。

図表 3-17 利用期間及び広域利用での利用予定期間（2022年11月1日時点）

	利用期間	広域利用の場合の利用予定期間
平均期間（標準偏差）	43.0ヶ月（35.18）	38.0ヶ月（29.02）
範囲	12～347ヶ月 （1年0ヶ月～28年11ヶ月）	8～200ヶ月 （8ヶ月～16年8ヶ月）
対象世帯数	1358世帯	124世帯

② 家族構成

- 世帯の子どもの数は平均1.9±1人であり、最大7人であった。
- 世帯の母等の年齢は、18歳～80歳まで幅広く、平均37.4±8歳であった。
- 子どもの年齢は、0歳～33歳まで幅広く、平均9.0±5歳であった。

図表 3-18 家族構成

	母等の年齢	子どもの数	子どもの年齢	子どもの性別
平均	37.4歳	1.9人	9.0歳	男子 1289 (52.0%)
標準偏差	8.32	1.05	5.32	
範囲	18～80歳	1～7人	0～33歳	女子 1191 (48.0%)
対象世帯数	1344世帯	1356世帯	1356世帯	

¹⁷ 2022年11月1日時点

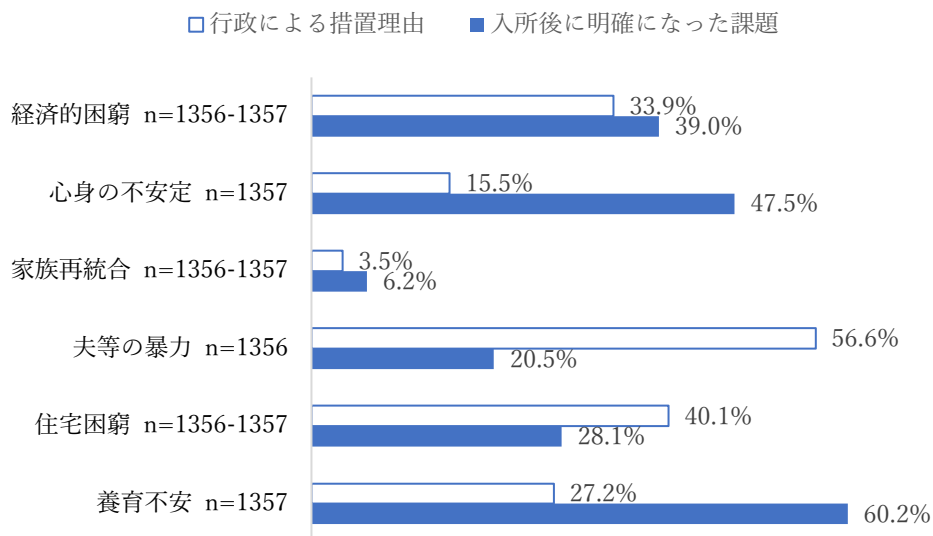
図表 3-19 子どもの居住

	同居	別居
人数	1980 人	299 人
男子	1020 人 (51.1%)	169 人 (56.7%)
女子	975 人 (48.9%)	129 人 (43.3%)
平均年齢 (標準偏差)	8.2 歳 (4.45)	15.5 歳 (7.21)
年齢の範囲	0～21 歳	0～33 歳

③ 措置理由及び入所後に明確になった課題

- 行政による措置理由で最も多いのは夫等の暴力であり、6 割弱を占めていた。
- 入所後に明確になった課題で最も多いのは、養育不安・困難であり、6 割を占めていた。
- 行政による措置理由と入所後に明確になった課題は一致していない場合が多く、特に、心身の不安定・心身障がい・疾病、養育不安・困難は、措置時には課題とされていないが、入所後に明確となることが多いようであった。
- 行政による措置理由では 43.8%、入所後に明確になった課題では 57.3%の世帯が複数の問題を抱えていた。

図表 3-20 行政による措置理由及び入所後に明確になった課題



※ n 数が両者で異なる場合には範囲を示した

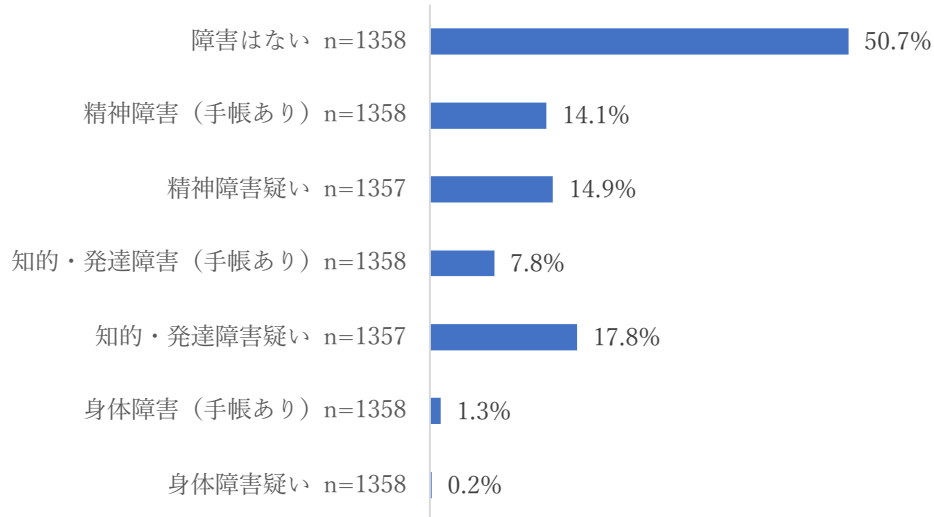
※ 複数項目該当は行政による措置理由で 43.8%、入所後に明確になった課題で 57.3%

(4) 世帯の母等の状況

① 母等の障がい¹⁸

- 世帯の母等の半数程度は、何らかの障がいを抱えている、または障がいを抱えている可能性があることがわかった。

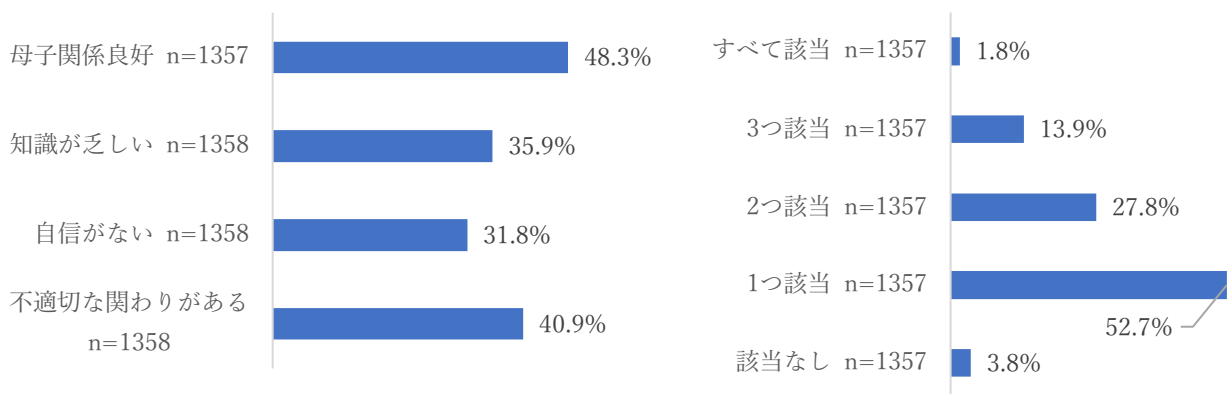
図表 3-21 母等の障がい



② 母等の子育て状況

- 世帯の母等の半数強は、何らかの子育てにおける懸念事項があることがわかった。
- 職員の認識では、世帯の母等の 4 割程度は、子育ての知識に乏しい面や子どもへの不適切な関わりがみられるようであった。また、3 割程度の母等は、子育てに自信がない様子がみられるようであった。

図表 3-22 母等の子育て状況

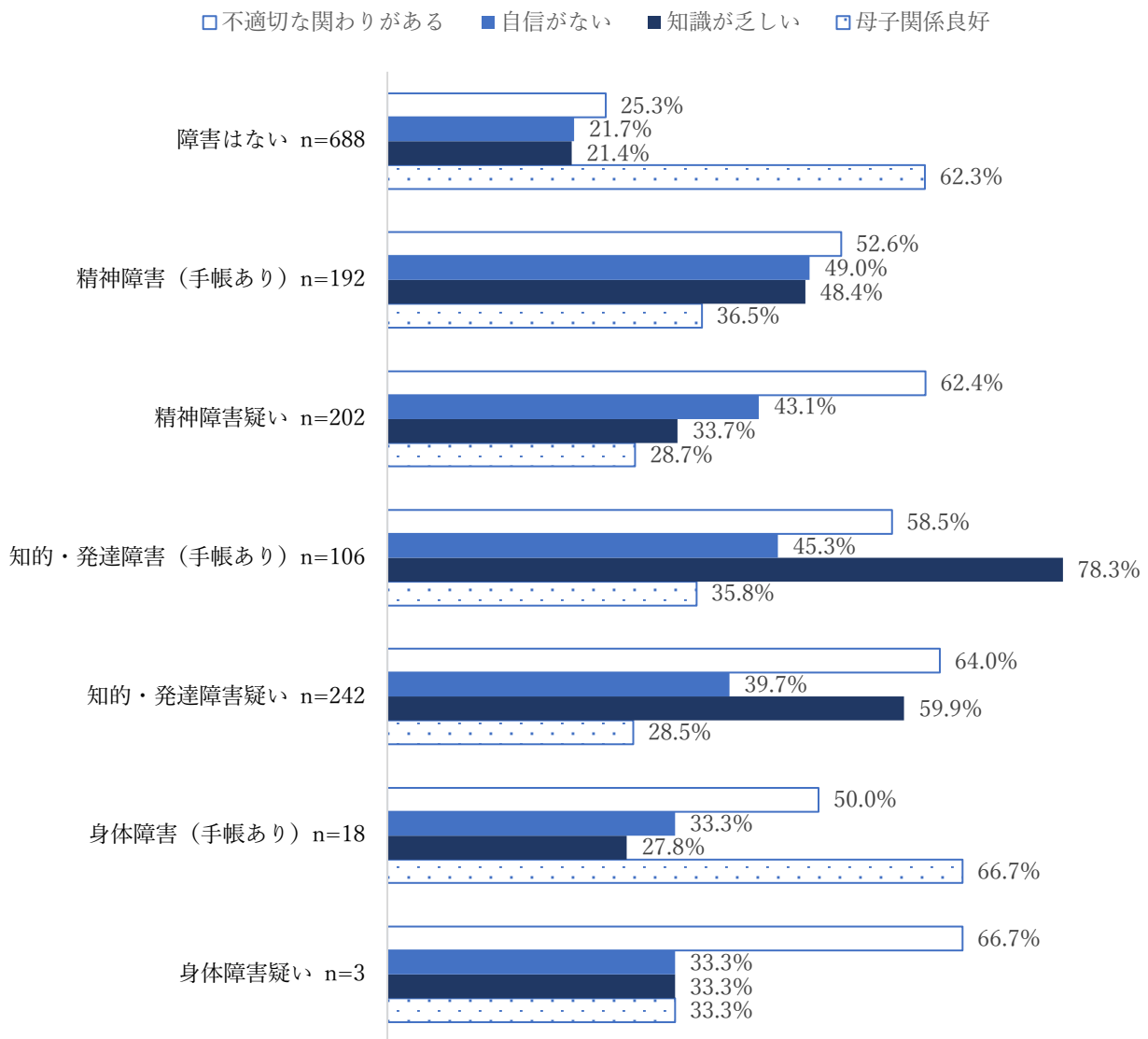


¹⁸ 本研究における「障がい」は先天的・後天的の別はなく、入所理由となった生活環境の悪化が障がい様の困難さを生じさせている可能性は否定できない。

②—1 母等の障がい¹⁹別の子育て状況

- 障がいを抱えていない母等に比べて、障がいを抱えている、または抱えている可能性がある母等は、子育てに関する知識の乏しさや、子育てに対する自信のなさ、子どもへの不適切な関わりをする傾向が増すとの認識をもたれていた。
- 特に、母等が知的・発達障がいを抱えている、または抱えている可能性がある場合には、子育てに関する知識の乏しさが顕著になるようであった。

図表 3-23 母等の障がい別の子育て状況

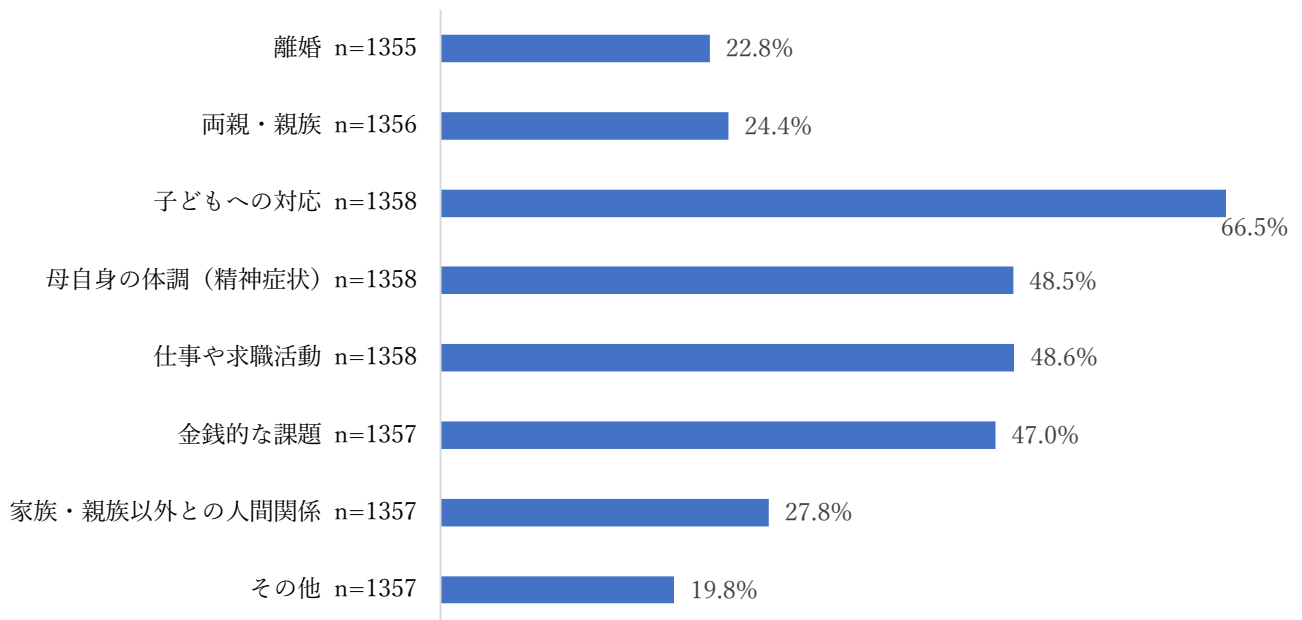


¹⁹ 同上

③ 母等のストレス要因

- 世帯の母等の7割近くが子どもへの対応にストレスを感じており、5割程度が母自身の体調、仕事や休職活動、金銭的な課題にストレスを感じているようであった。

図表 3-24 母等のストレス要因

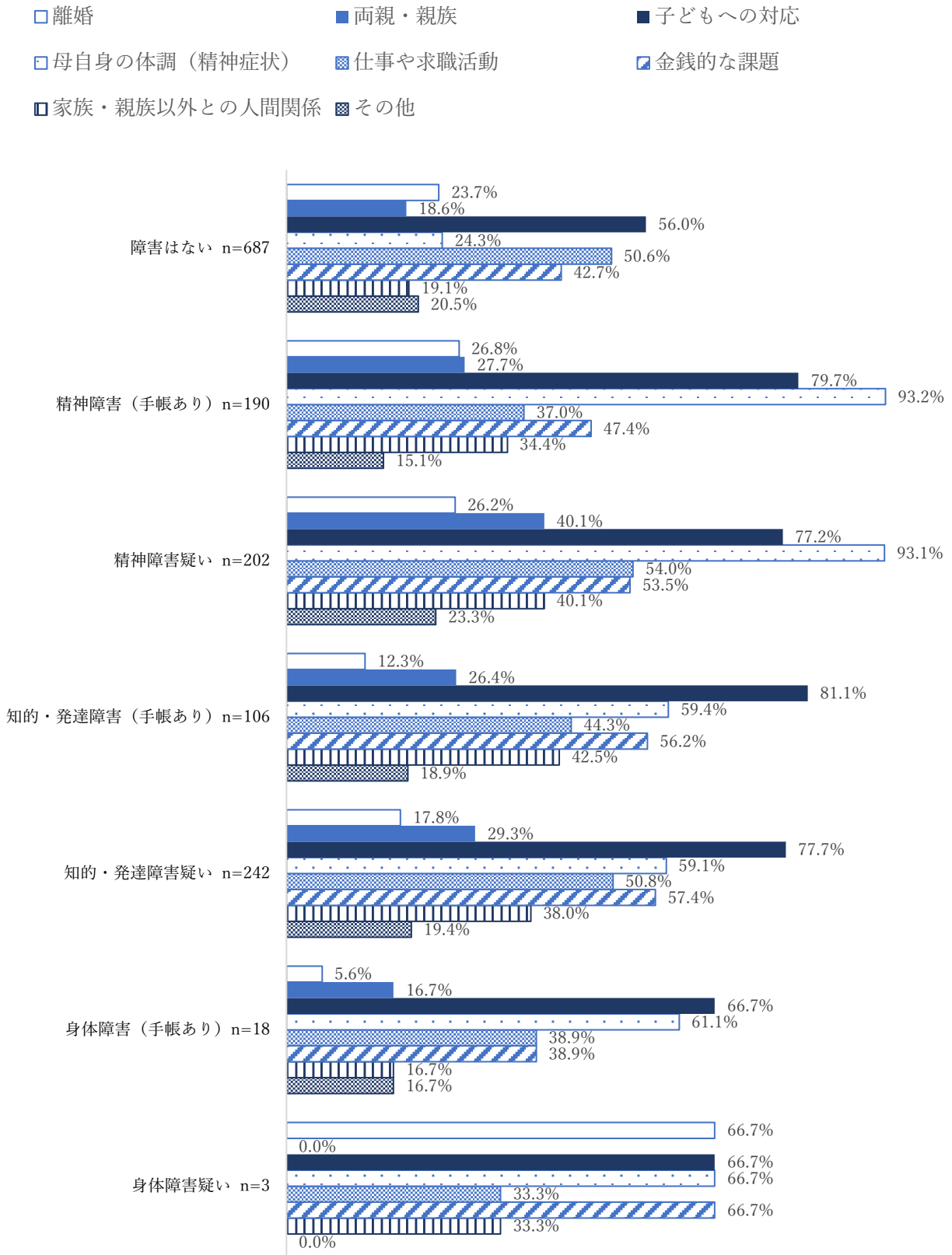


③-1 母等の障がい²⁰別のストレス要因

- 障がいを抱えていない母等に比べて、障がいを抱えている、または抱えている可能性がある母等は、子どもへの対応、母自身の体調にストレスを感じるようであった。
- 一方で障がいを抱えていない場合であっても、子どもへの対応には6割近くがストレスを感じており、仕事や休職活動、金銭的な課題についても4~5割の母等がストレスを感じているようであった。

²⁰ 本研究における「障がい」は先天的・後天的の別はなく、入所理由となった生活環境の悪化が障がい様の困難さを生じさせている可能性は否定できない。

図表 3-25 母等の障がい別のストレス要因



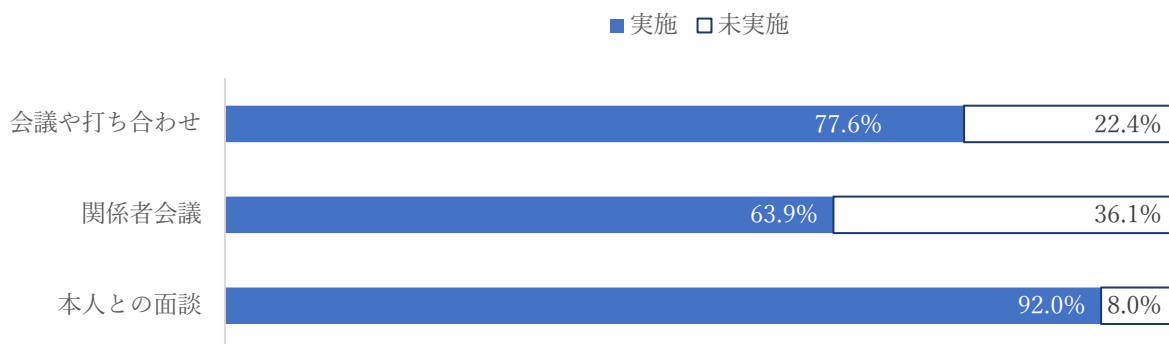
(5) 世帯の母等に対する支援（インケア）内容

① 入所前から入所時に入所への準備としておこなった母等への支援

- 多くの施設が、入所への準備として会議や打ち合わせ、本人との面談を実施していた。
- 一方で、関係機関との情報共有のための関係者会議をおこなった施設は6割程度であった。

図表 3-26 入所前から入所時に入所への準備として行なった母等への支援

	実施	未実施	対象
施設内で実施した支援に関する会議や打ち合わせ	1039 世帯 77.6%	300 世帯 22.4%	1339 世帯
関係機関と情報共有のための関係者会議	845 世帯 63.9%	478 世帯 36.1%	1323 世帯
本人との面談	1237 世帯 92.0%	108 世帯 8.0%	1345 世帯

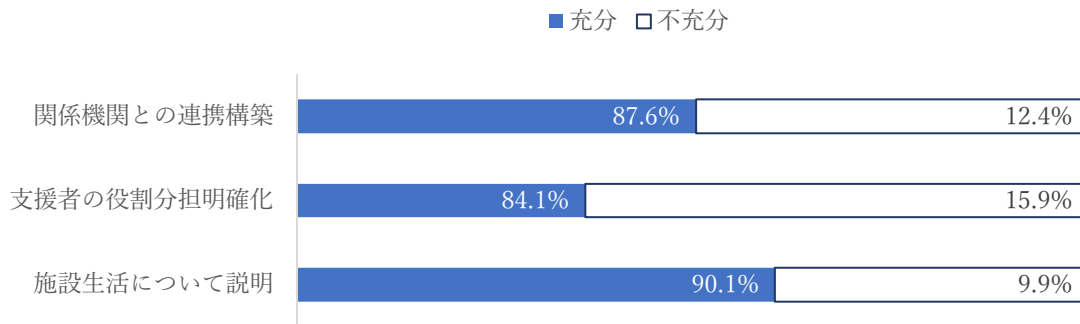


② 母等への支援における当時の状況

- 母等への支援において、関係機関との連携体制の構築や、施設内外の支援者の役割分担を明確にすること、本人に対して施設生活について説明し不安や思いを聞くことは8割～9割の施設が十分に実施できたと回答した。

図表 3-27 母等への支援における当時の状況

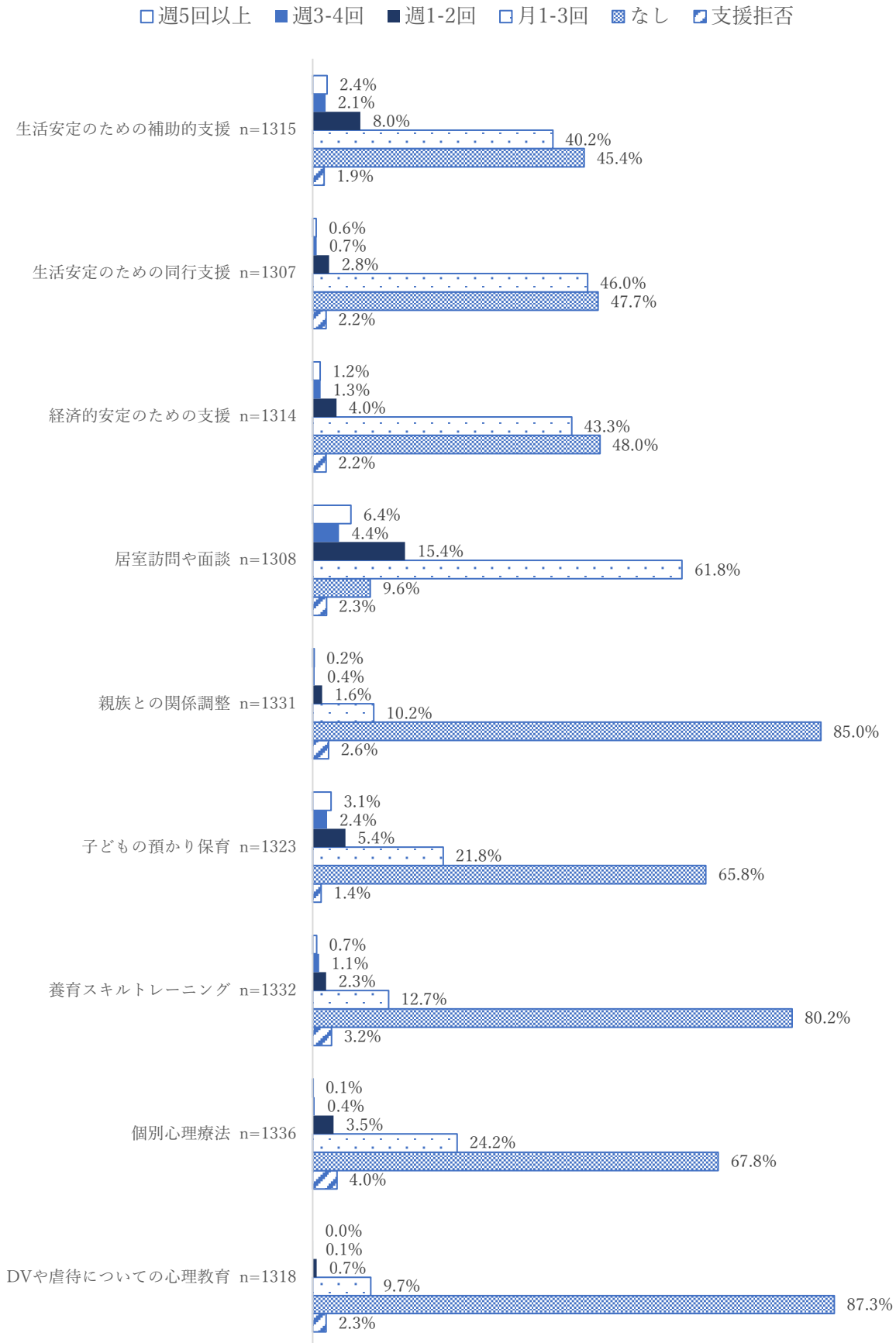
	充分	不充分	対象
関係機関との連携体制の構築	1165 世帯 87.6%	165 世帯 12.4%	1330 世帯
施設内外の支援者の役割分担を明確化	1115 世帯 84.1%	211 世帯 15.9%	1326 世帯
本人に対して施設生活について説明し不安や思いを聞く	1200 世帯 90.1%	132 世帯 9.9%	1332 世帯



③ 母等へのインケアの頻度とその内容

- 母等へのインケアとしては、生活の安定のための補助的支援や同行支援、経済的安定を支えるための支援、居室訪問や面談を通して生活上の困り事がないか確認するといった支援が比較的頻繁におこなわれていた。
- 一方で、母の親族との関係調整や、子どもの預かり保育、養育スキルトレーニング、個別の心理療法、DV や虐待についての心理教育については、実施しない世帯が多いようであった。

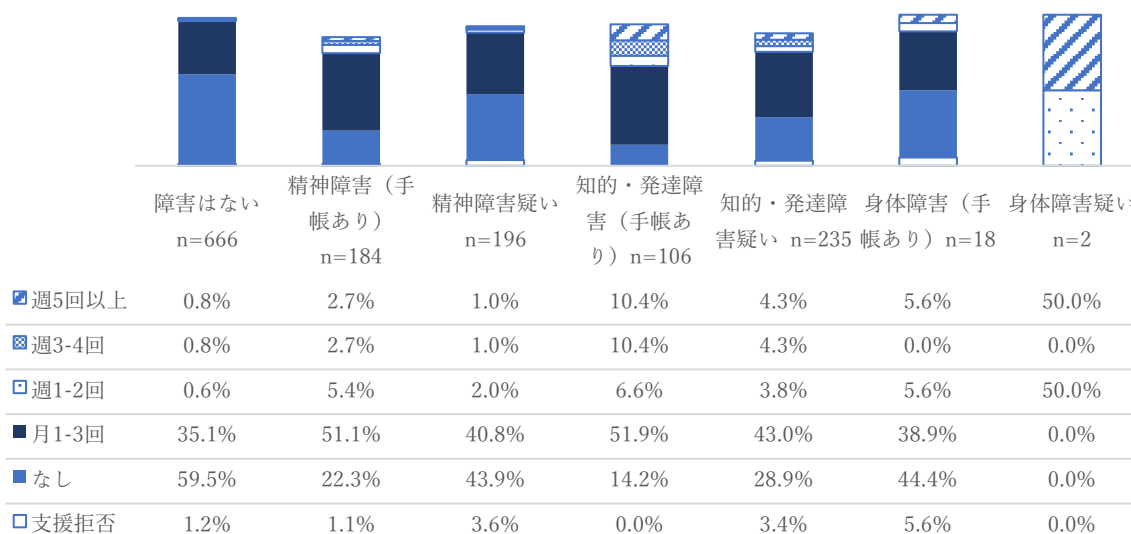
図表 3-28 母等へのインケアの頻度とその内容



③—1 母等の障がい²¹と母等に対するインケアの頻度²²の関連

- 障がいを抱えていない母等に比べて、障がいを抱えている、または抱えている可能性がある母等に対しては、インケアの頻度が高いことがわかった。
- 特に、居室訪問や面談を通して生活上の困り事がないか確認する支援は、知的・発達および精神障がいを抱えている母等に対しては、4人に1人以上が週1回以上の支援を受けていた。

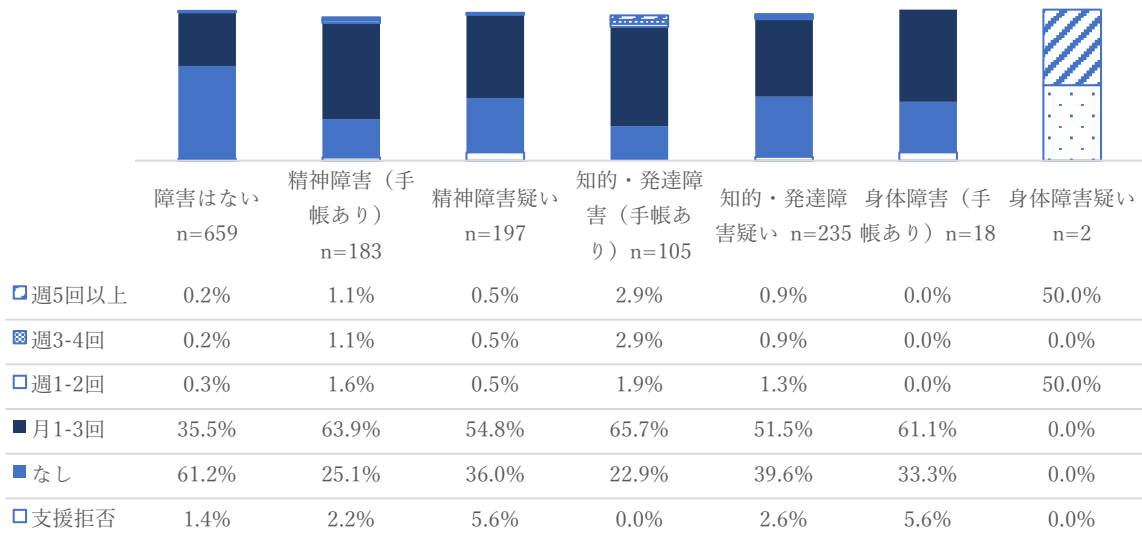
図表 3-29 母等の障がいと生活の安定のための補助的支援
(家事支援、買い物代行、役所手続きの補助等) 頻度の関連



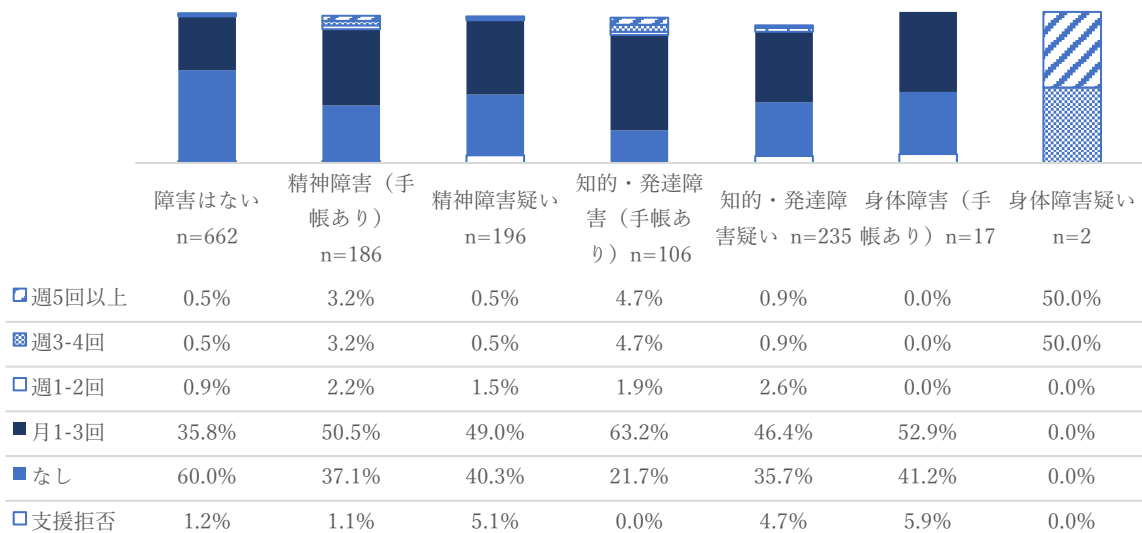
²¹ 本研究における「障がい」は先天的・後天的の別はなく、入所理由となった生活環境の悪化が障がい様の困難さを生じさせている可能性は否定できない。

²² インケア項目の中から、2.5.3で比較的多く実施されていることが示唆された、生活の安定のための補助的支援や同行支援、経済的安定を支えるための支援、居室訪問や面談を通して生活上の困り事がないか確認する、という支援項目を対象とした。

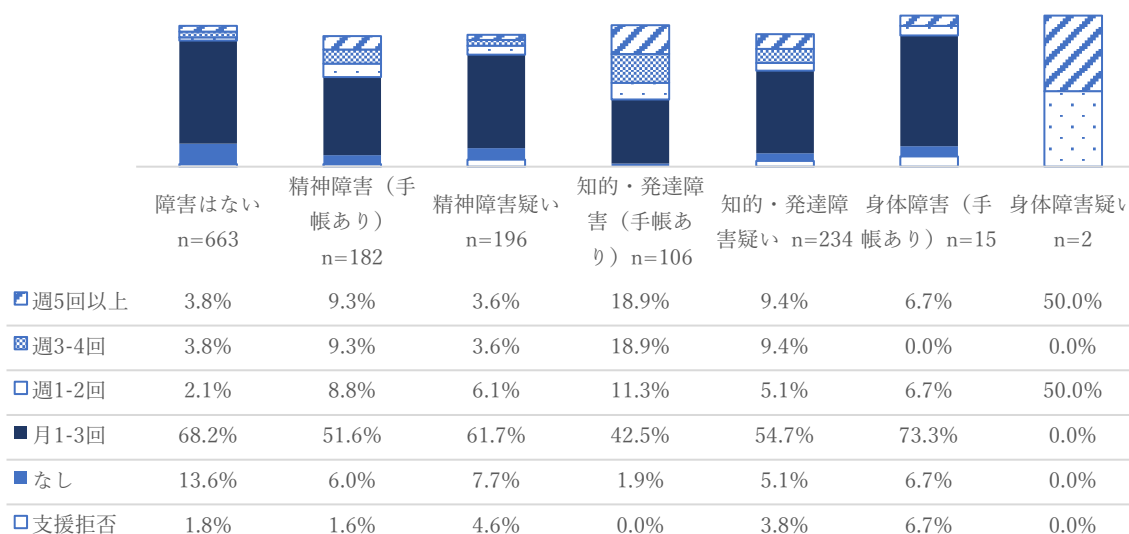
図表 3-30 母等の障がいと生活の安定のための同行支援
 (通院同行、裁判所への同行、役所への同行等) 頻度の関連



図表 3-31 母等の障がいと経済的安定を支えるための支援
 (就労支援、生活保護に繋ぐ、生活福祉資金貸付制度を申請する等) 頻度の関連



図表 3-32 母等の障がいと居室訪問や面談を通して生活上の困り事がないか確認する頻度の関連

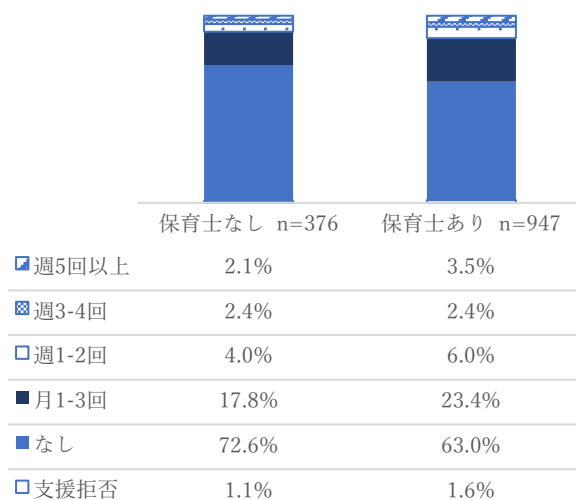


④ 保育士・心理担当職員配置の有無と母等に対するインケアの頻度²³の関連

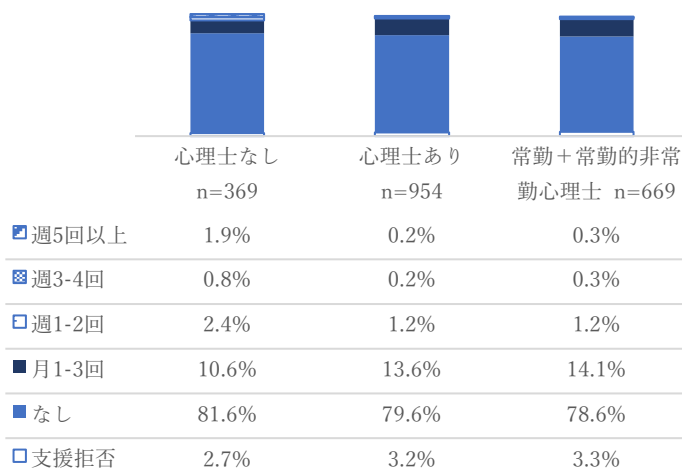
- 保育士配置ありの施設では、配置のない施設に比べて、預かり保育を月1回以上提供する世帯が1割程度多かった。
- 母等への養育スキルトレーニングについては、施設の心理士配置の有無で支援頻度に差はなかった。
- 個別の心理療法とDVや虐待についての心理教育については、施設の心理士配置により支援頻度に違いがみられた。特に、個別の心理療法を月1回以上実施する世帯は、常勤+常勤的非常勤心理士が配置された施設において3割程度多かった。

²³ インケア項目の中から、保育士と心理士の配置により左右されると考えられる支援項目を対象とした。

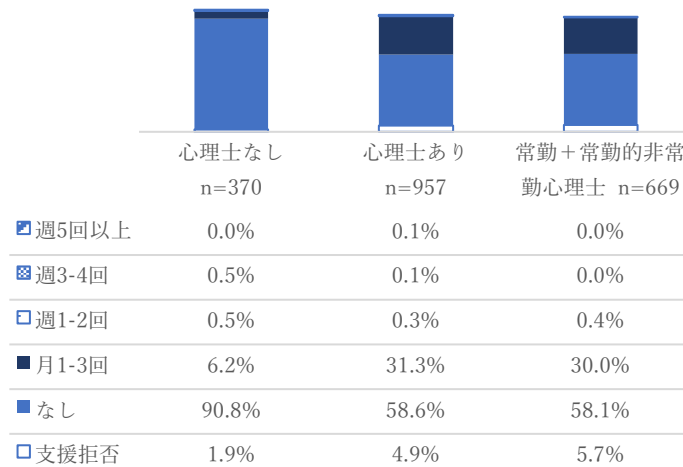
図表 3-33 保育士配置の有無と母等のリフレッシュのために子どもの預かり保育を実施する頻度の関連



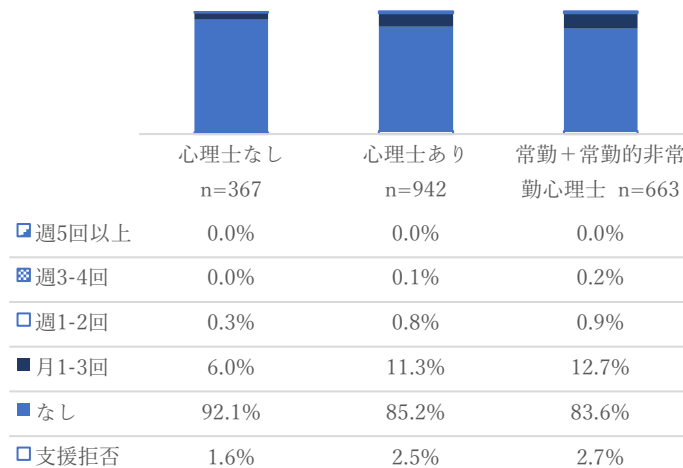
図表 3-34 心理担当職員配置の有無と不適切養育の予防のために母等への養育スキルトレーニングを行う頻度の関連



図表 3-35 心理担当職員配置の有無と個別に心理療法を行う（母子並行面接等でない）頻度の関連



図表 3-36 心理担当職員配置の有無と DV や虐待についての心理教育を実施する頻度の関連



(6) 世帯の子どもの状況

① 子どもの性別及び年齢

- 世帯の子どもは、子ども全体で男子が 52.0%、女子が 48.0%であり、平均 9.0±5 歳であった。
- 世帯の子どものうち、施設で同居している子どもは、男子が 51.1%、女子が 48.9%であり、平均 8.2±4 歳であった。
- 世帯の子どものうち、別居している子どもは、男子が 56.7%、女子が 43.3%であり、平均 15.5±7 歳であった。

図表 3-37 世帯の子どもの性別及び年齢

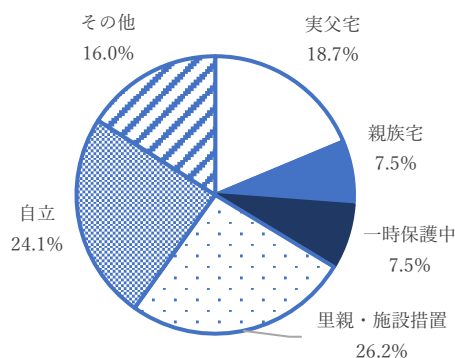
子ども全体	同居の子ども	別居の子ども
男子 1289 人 (52.0%)	男子 1020 人 (51.1%)	男子 169 人 (56.7%)
女子 1191 人 (48.0%)	女子 975 人 (48.9%)	女子 129 人 (43.3%)
平均 9.0 歳 (5.32)	平均 8.2 歳 (4.45)	平均 15.5 歳 (7.21)
範囲 0～33 歳	範囲 0～21 歳	範囲 0～33 歳

② 別居の子どもの居住地

- 世帯の子どものうち、別居している子どもの2割程度は自立または実父宅で生活していた。
- 一方で、里親や施設、一時保護所で生活している子どもが計3割程度いることがわかった。

図表 3-38 世帯の子どものうち、別居の子どもの居住地

居住地	人数
実父宅	55 人 (18.7%)
親族宅	22 人 (7.5%)
一時保護中	22 人 (7.5%)
里親・施設措置	77 人 (26.2%)
自立	71 人 (24.1%)
その他	47 人 (16.0%)



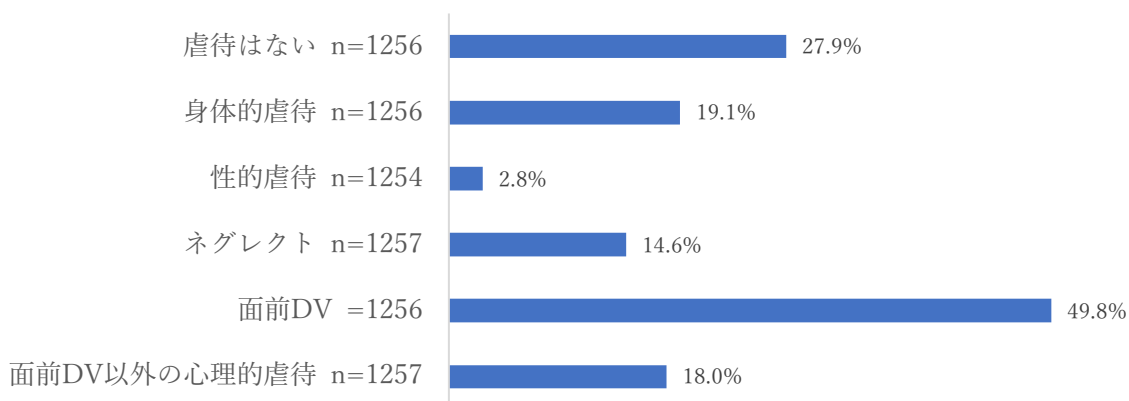
n=294

(7) 同居の子どもの状況

① 入所前の虐待体験

- 同居の子どものうち、7割強の子どもが入所前の虐待体験を有していた。

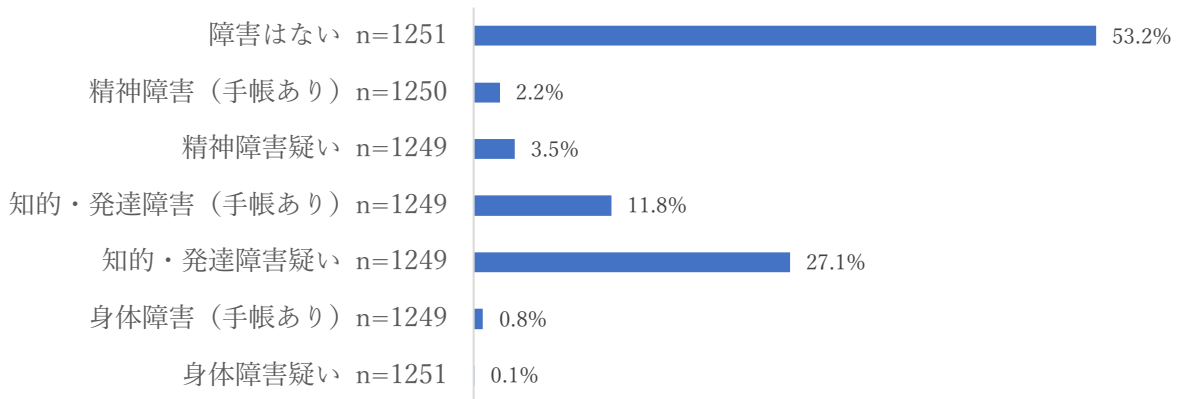
図表 3-39 同居の子どもの入所前の虐待体験



② 子どもの障がい²⁴

- 同居の子どものうち、半数程度の子どもが何らかの障がいを抱えている、または障がいを抱えている可能性があることがわかった。

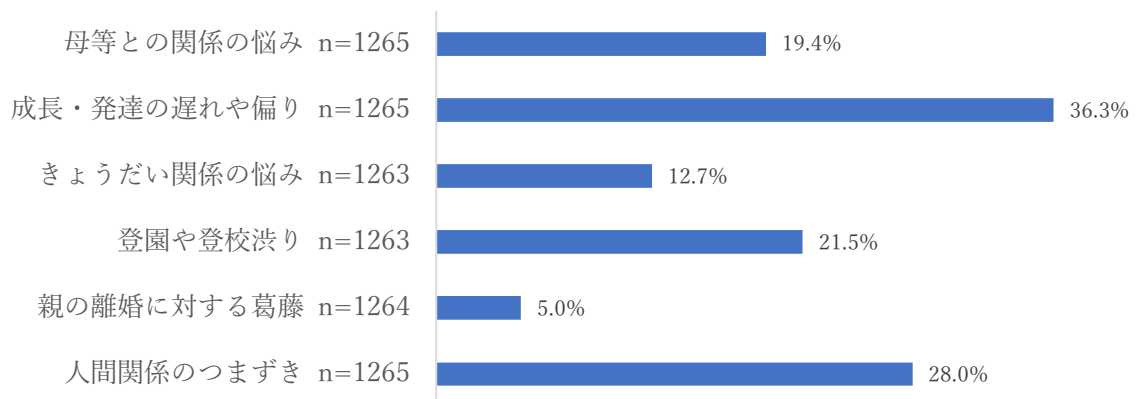
図表 3-40 同居の子どもの障がい



③ 子どもの現在の様子や困りごと

- 同居の子どもでは、成長・発達に遅れや偏りがある子どもが 3 割強、人間関係につまずきやすい子どもが 3 割程度、母等との関係に悩んでいる、登園や登校しぶりが度々みられる子どもが 2 割程度いることがわかった。

図表 3-41 同居の子どもの現在の様子や困りごと



(8) 同居の子どもに対する支援 (インケア) 内容

① 入所前から入所時に同居の子どもに対して行なった支援

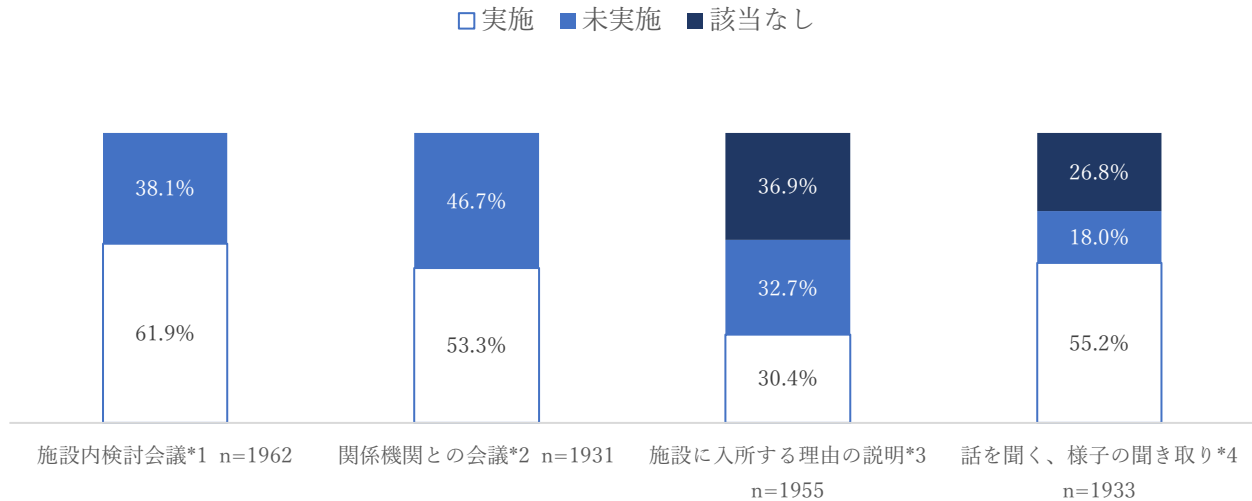
- 母等の支援では、多くの施設が入所への準備として会議や打ち合わせを実施していたが、同居の子

²⁴ 本研究における「障がい」は先天的・後天的の別はなく、入所理由となった生活環境の悪化が障がい様の困難さを生じさせている可能性は否定できない。

どもに対する支援として施設内検討会議を実施している割合は6割程度であり、関係機関との会議は5割程度であった。

- 施設に入所する理由の説明については、該当する子どもの半数程度に実施されており、入所の不安や生活上の困りごとについて話を聞いたり、母等から様子を聞き取ったりする支援については、該当する子どもの7割程度に実施されていた。

図表 3-42 入所前から入所時に同居の子どもに対して行なった支援

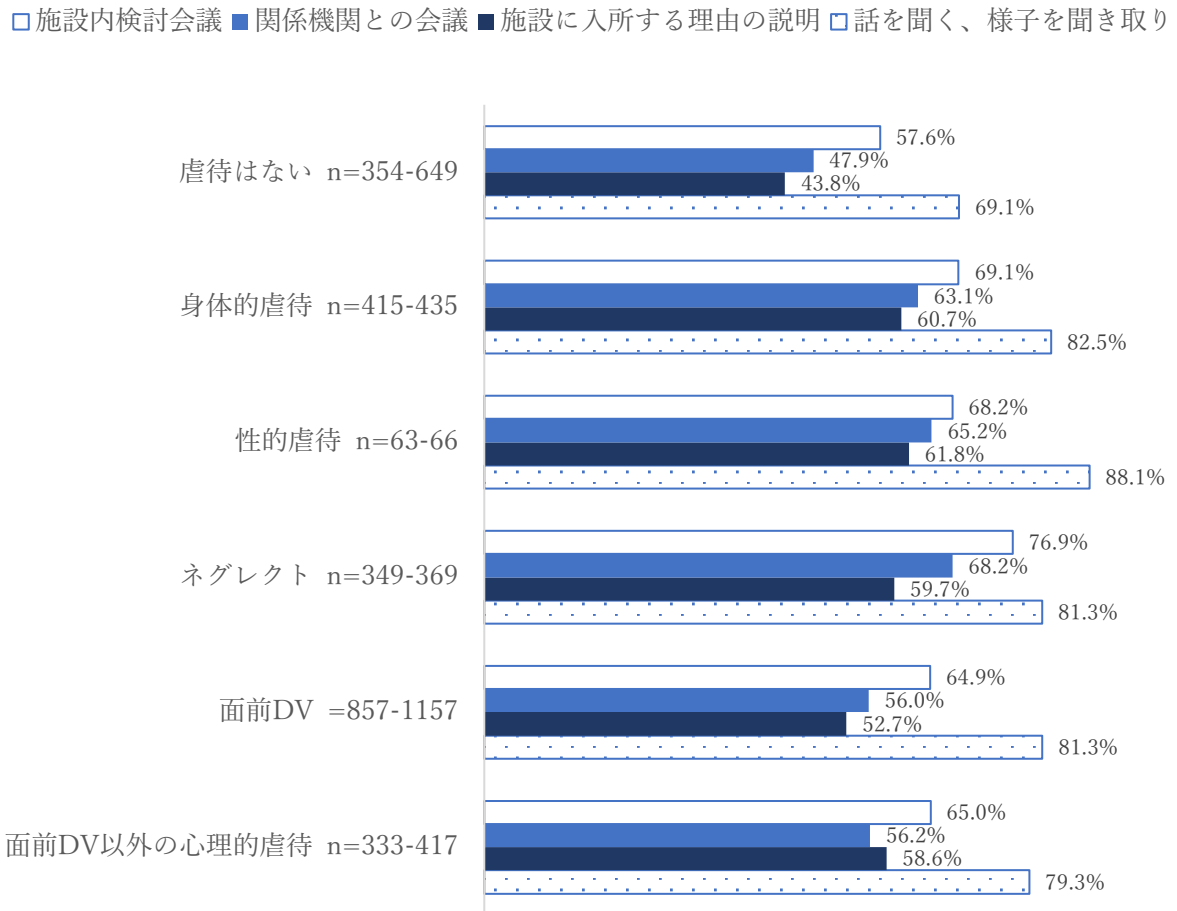


- *1 施設内で子どもの支援について検討会議を行った (対象 1166 世帯)
- *2 子どもの情報収集のため、関係機関と会議を行なった (対象 1164 世帯)
- *3 言葉でのやり取りが可能な子どもに対して、施設に入所する理由の説明を行った (対象 1164 世帯)
- *4 言葉でのやり取りが可能な子どもに対して、入所の不安や生活上の困り事について話を聞いた、または、言葉でのやり取りができない子どもについて、母から子どもの様子について聞き取りを行った (対象 1160 世帯)

①—1 虐待体験と入所前から入所時に同居の子どもに対して行なった支援の関連

- 同居の子どもに対して、施設に入所する理由を説明したり、入所の不安や生活上の困りごとについて話を聞いたり、母等から様子を聞き取ったりする支援では、入所前の虐待体験がない子どもに比べて、何らかの虐待体験を有する子どもに対して行われる割合が1~2割程度高かった。
- 一方で、施設内での検討会議や関係機関との会議については、虐待体験の有無による大きな差は見られなかった。

図表 3-43 虐待体験別の入所前から入所時に同居の子どもに対して行なった支援
 (該当なしの世帯を除く、n数は支援内容により異なる場合はため範囲を示した)

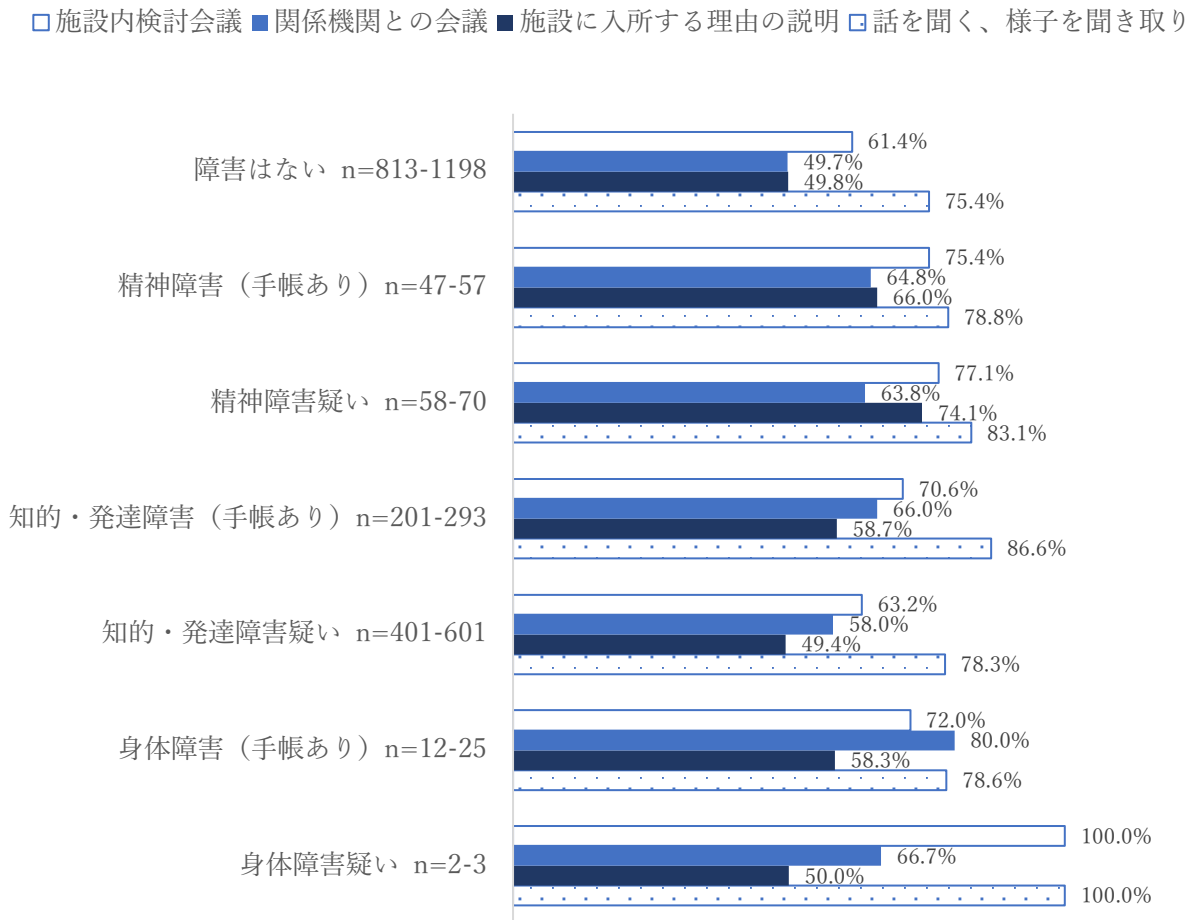


①—2 障がい²⁵と入所前から入所時に同居の子どもに対して行なった支援の関連

- 同居の子どもが何らかの障がいを抱えている、または障がいを抱えている可能性がある場合に、障がいを抱えていない場合に比べて、入所の準備として施設内検討会議を実施したり、関係機関との会議や、子どもに入所の理由説明をおこなったり、話を聞いたり様子を聞き取ったりする支援を実施したりすることが多い傾向にあった。

²⁵ 本研究における「障がい」は先天的・後天的の別はなく、入所理由となった生活環境の悪化が障がい様の困難さを生じさせている可能性は否定できない。

図表 3-44 障がい別の入所前から入所時に同居の子どもに対して行なった支援
 (該当なしの世帯を除く、n数は支援内容により異なる場合は範囲を示した)

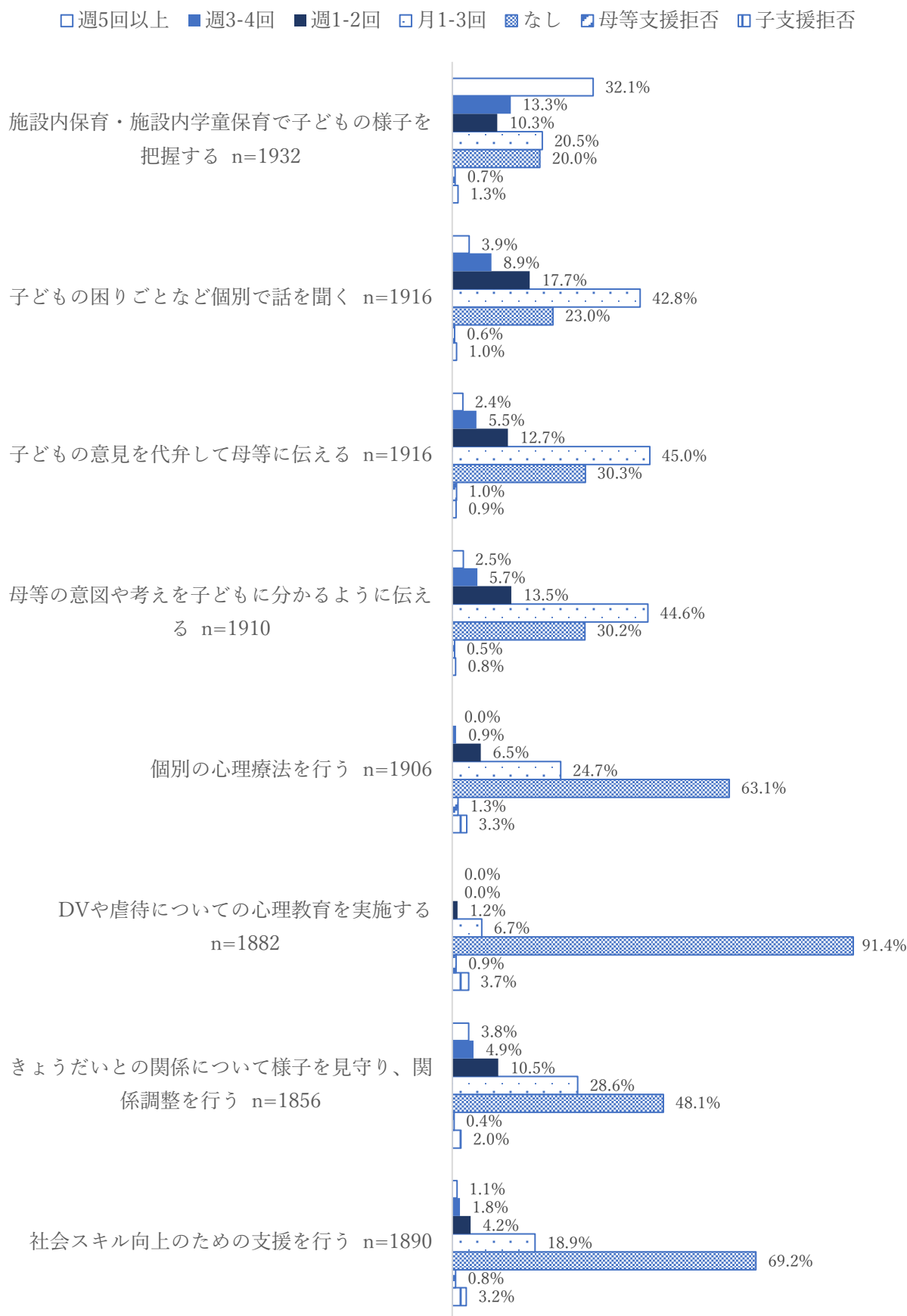


※ n数が両者で異なる場合には範囲を示した

② 子どもへのインケアの頻度とその内容

- 同居の子どもへのインケアとしては、施設内保育・施設内学童保育で子どもの様子を把握する支援が比較的頻繁におこなわれており、7割強の子どもが月1回以上の支援を受けていた。また、そのうちの3割は週5回以上の支援を受けていた。
- 子どもの困り事など個別で話を聞く、子どもの意見を代弁して母等に伝える、母等の意図や考えを子どもに分かるように伝える支援では、6割強の子どもが月1回以上の支援を受けていた。
- 一方で、個別の心理療法やDVや虐待についての心理教育、ソーシャルスキル向上のための支援については、月1回以上の支援を受けている子どもは3割弱であった。特に、DVや虐待についての心理教育については、支援が実施されていない世帯は9割を超えていた。

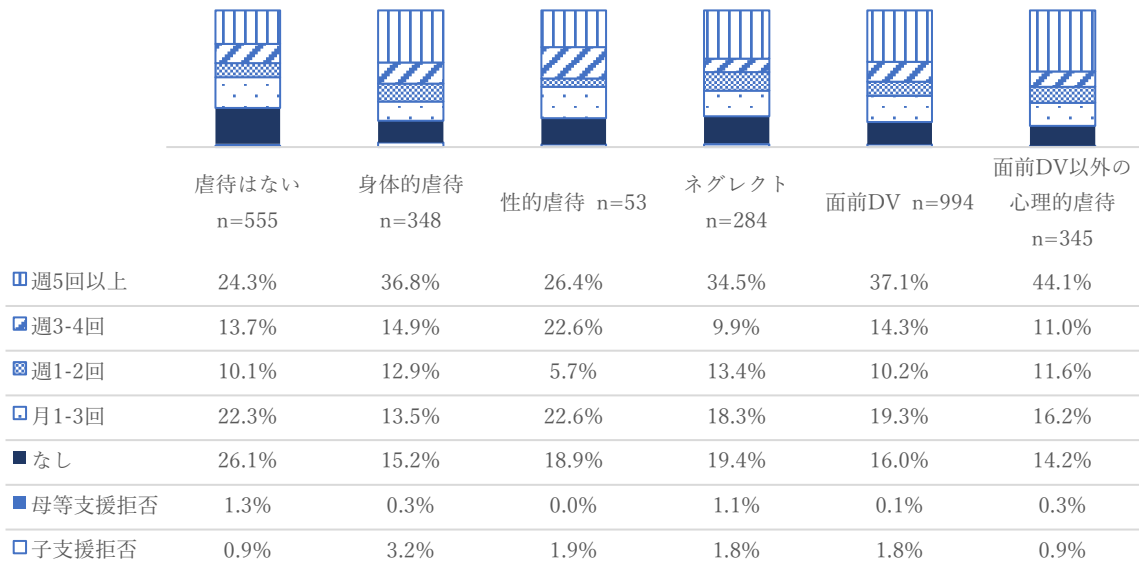
図表 3-45 同居の子どもへのインケアの頻度とその内容



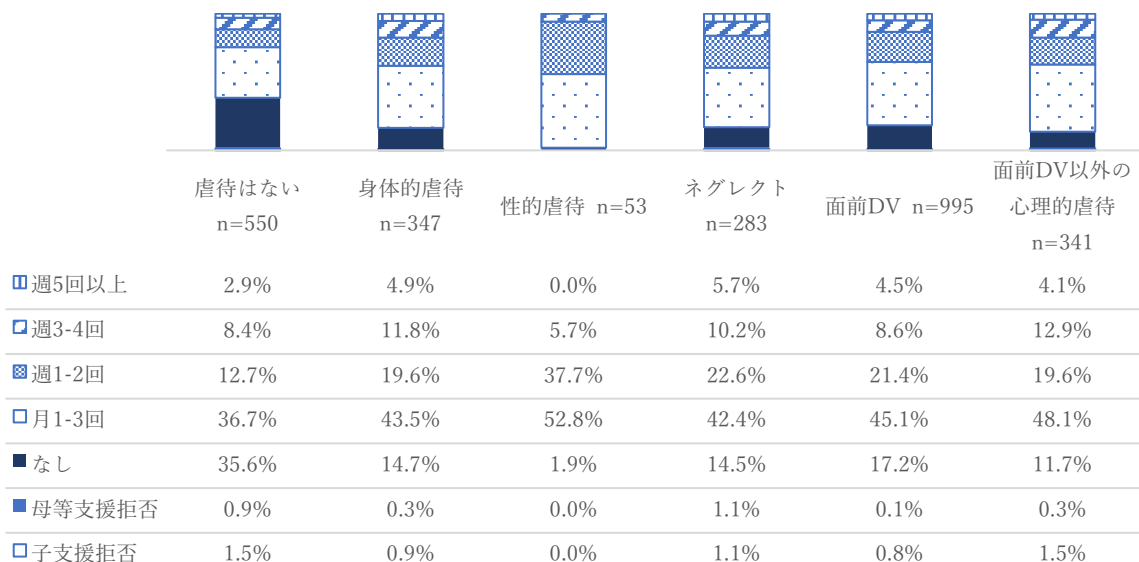
②-1 同居する子どもの虐待体験と同居の子どもに対するインケアの頻度²⁶の関連

- 入所前の虐待体験がない子どもに比べて、虐待体験を有する子どもに対しては、インケアの頻度が高いことがわかった。
- 特に、子どもの困り事など個別で話を聞く支援を週1回以上受けている子どもは、虐待体験を有していない子どもが2割強であるのに対して、虐待体験を有する子どもは4割弱であった。

図表 3-46 虐待体験と施設内保育・施設内学童保育で子どもの様子を把握する頻度の関連

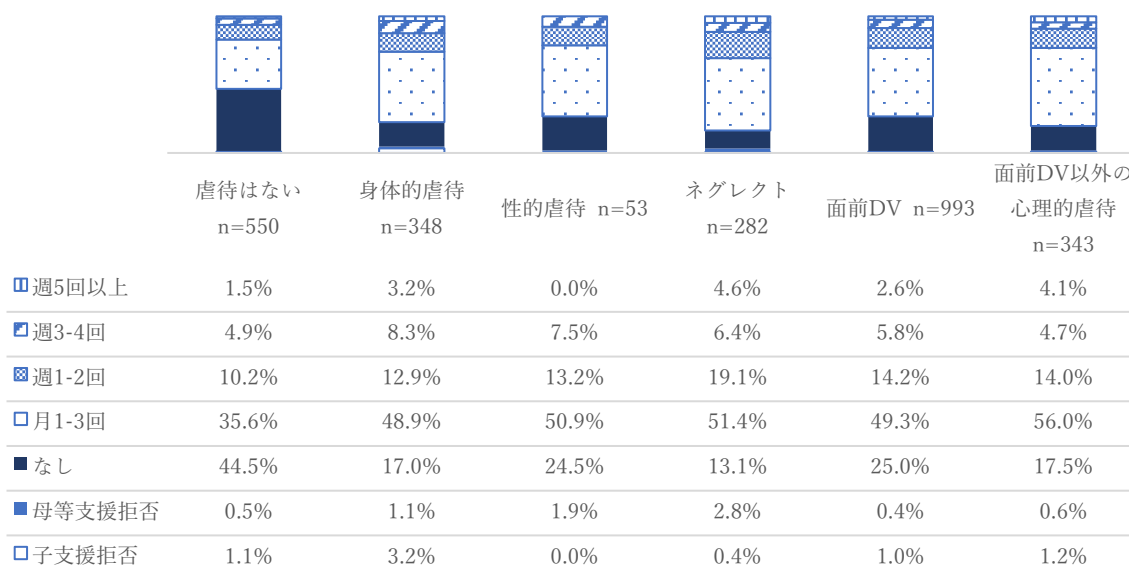


図表 3-47 虐待体験と子どもの困り事など個別で話を聞く頻度の関連

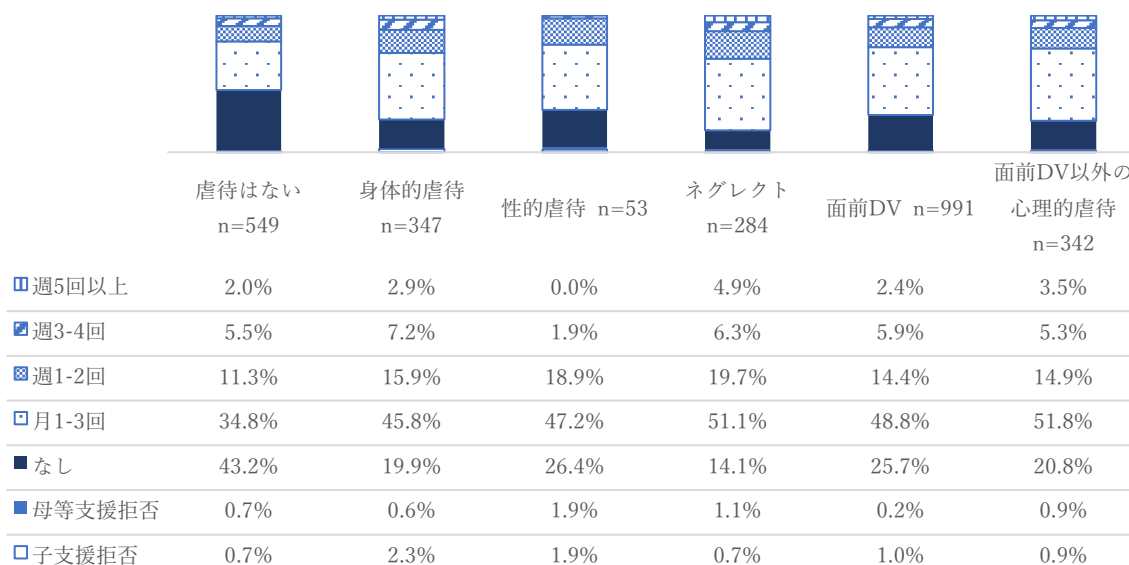


²⁶ インケア項目の中から、2.8.2 で比較的多く実施されていることが示唆された、施設内保育・施設内学童保育で子どもの様子を把握する、子どもの困り事など個別で話を聞く、子どもの意見を代弁して母に伝える、母の意図や考えを子どもに分かるように伝える、という支援項目を対象とした。

図表 3-48 虐待体験と子どもの意見を代弁して母に伝える頻度の関連



図表 3-49 虐待体験と母の意図や考えを子どもに分かるように伝える頻度の関連



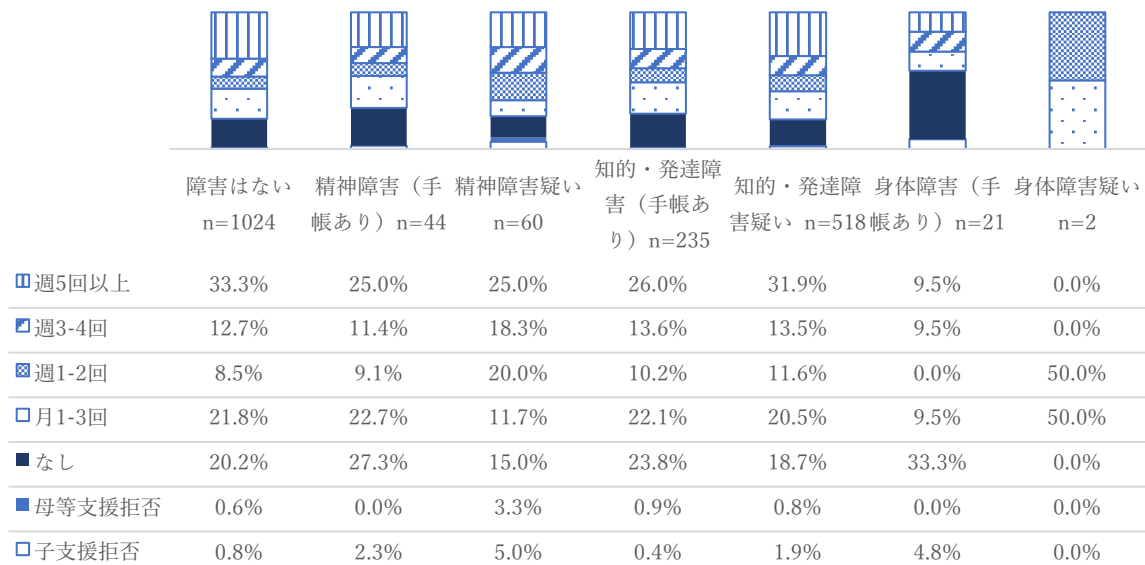
②—2 同居する子どもの障がい²⁷と同居の子どもに対するインケアの頻度²⁸の関連

- 同居する子どもの障がいの有無と子どもに対するインケアの頻度には大きな違いはみられなかった。

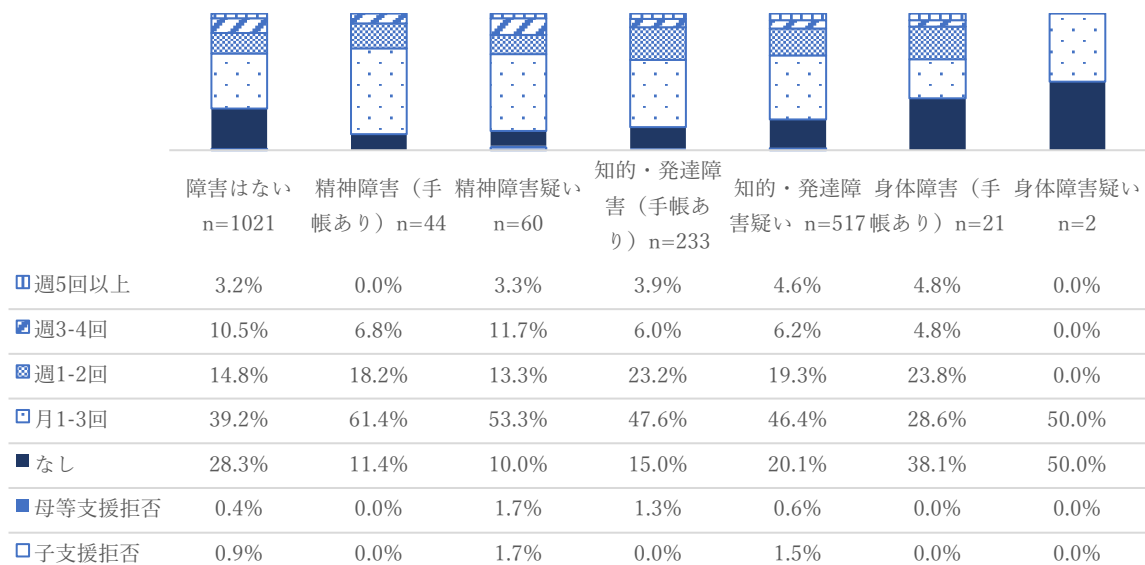
²⁷ 本研究における「障がい」は先天的・後天的の別はなく、入所理由となった生活環境の悪化が障がい様の困難さを生じさせている可能性は否定できない。

²⁸ インケア項目の中から、2.8.2 で比較的多く実施されていることが示唆された、施設内保育・施設内学童保育で子どもの様子を把握する、子どもの困り事など個別で話を聞く、子どもの意見を代弁して母に伝える、母の意図や考えを子どもに分かるように伝える、という支援項目を対象とした。

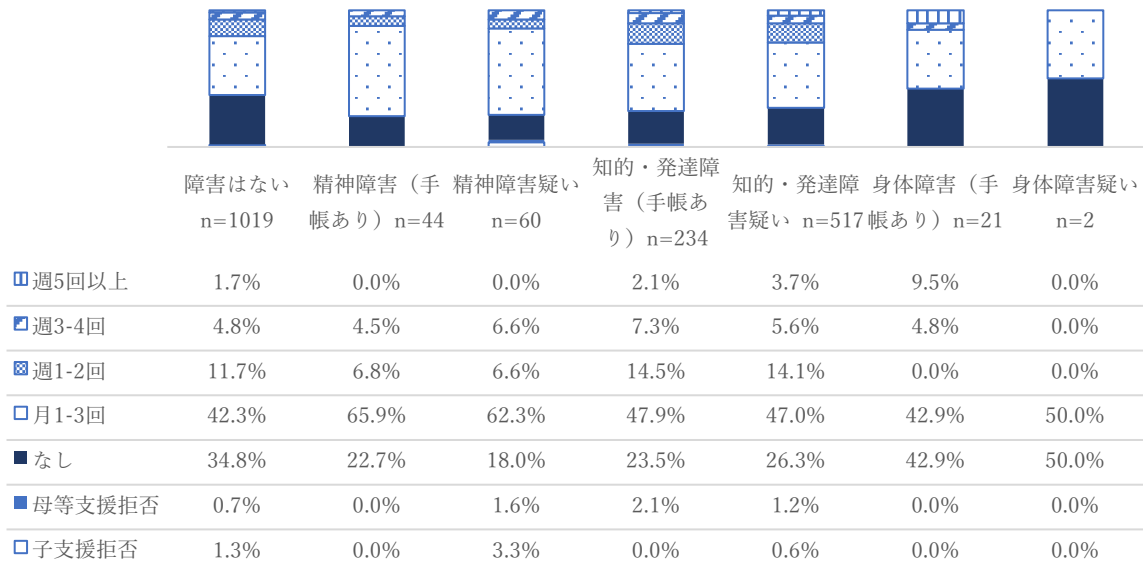
図表 3-50 子どもの障がいと施設内保育・施設内学童保育で子どもの様子を把握する頻度の関連



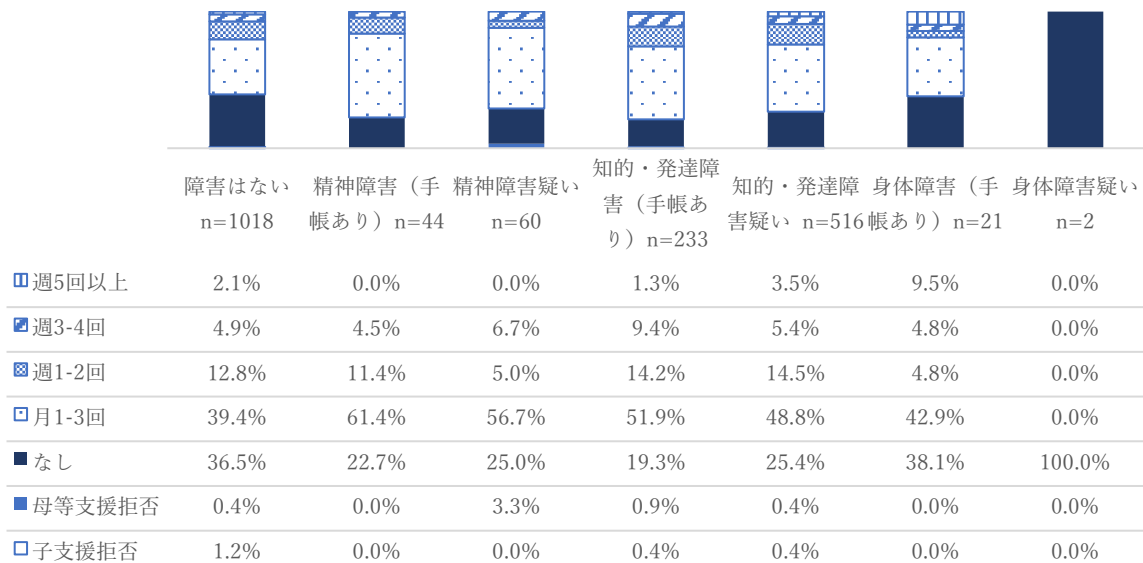
図表 3-51 子どもの障がいと子どもの困り事など個別で話を聞く頻度の関連



図表 3-52 子どもの障がいと子どもの意見を代弁して母に伝える頻度の関連



図表 3-53 子どもの障がいと母の意図や考えを子どもに分かるように伝える頻度の関連



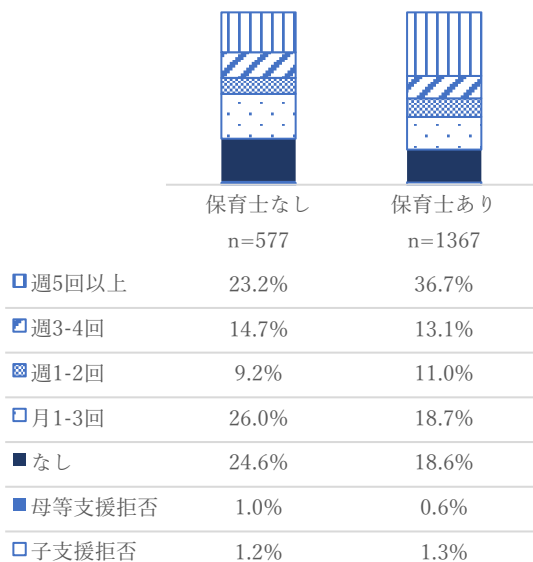
③ 保育士・心理担当職員配置の有無と同居の子どもに対するインケアの頻度²⁹の関連

- 施設内保育・施設内学童保育で子どもの様子を把握する支援については、保育士が配置されている施設では週5回以上実施する世帯が1割程度多い。
- 個別の心理療法については、心理士が配置されている施設では、月1回以上実施する世帯が3割以上多い。
- DVや虐待についての心理教育については、心理士が配置されている施設では、月1回以上実施する世帯が3割多い。

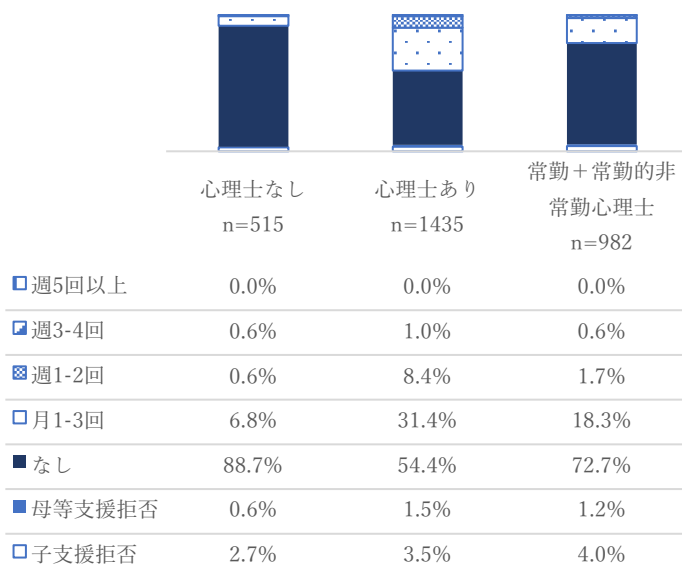
²⁹ インケア項目の中から、保育士と心理士の配置により左右されると考えられる支援項目を対象とした。

- ソーシャルスキル向上のための支援については、心理士が配置されている施設では、月 1 回以上実施する世帯が 1 割強多い。

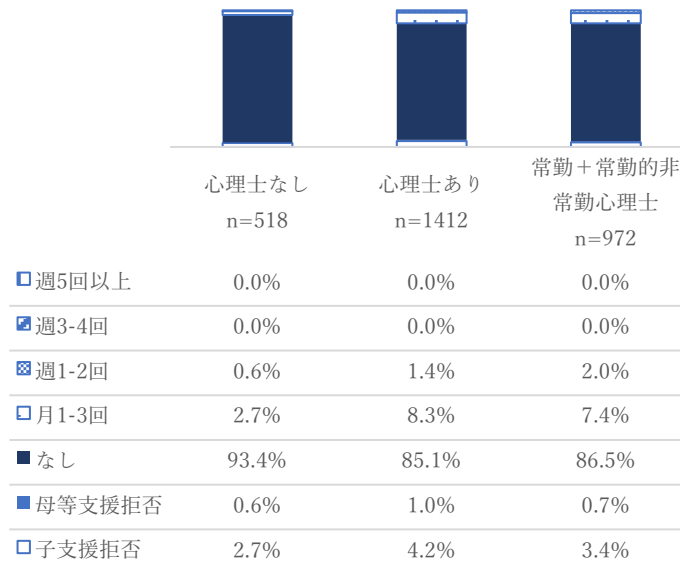
図表 3-54 保育士配置の有無と施設内保育・施設内学童保育で子どもの様子を把握する頻度の関連



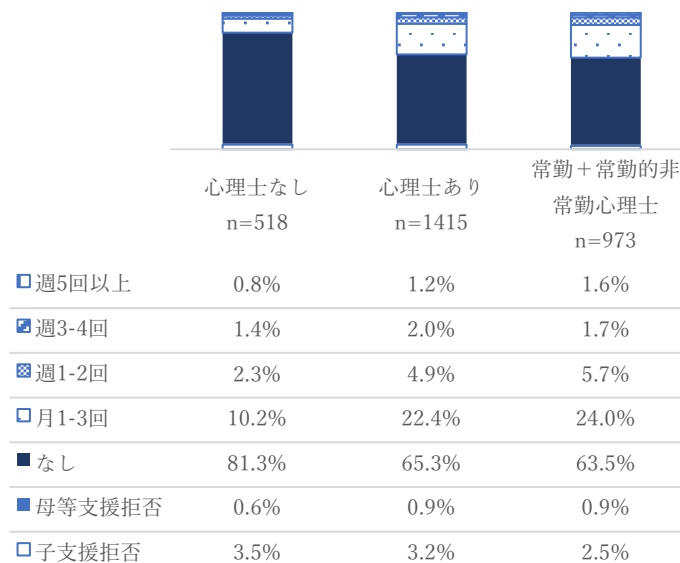
図表 3-55 心理担当職員配置の有無と個別の心理療法（プレイセラピー）を行う（母子並行でない）頻度の関連



図表 3-56 心理担当職員配置の有無と DV や虐待についての心理教育を実施する頻度の関連



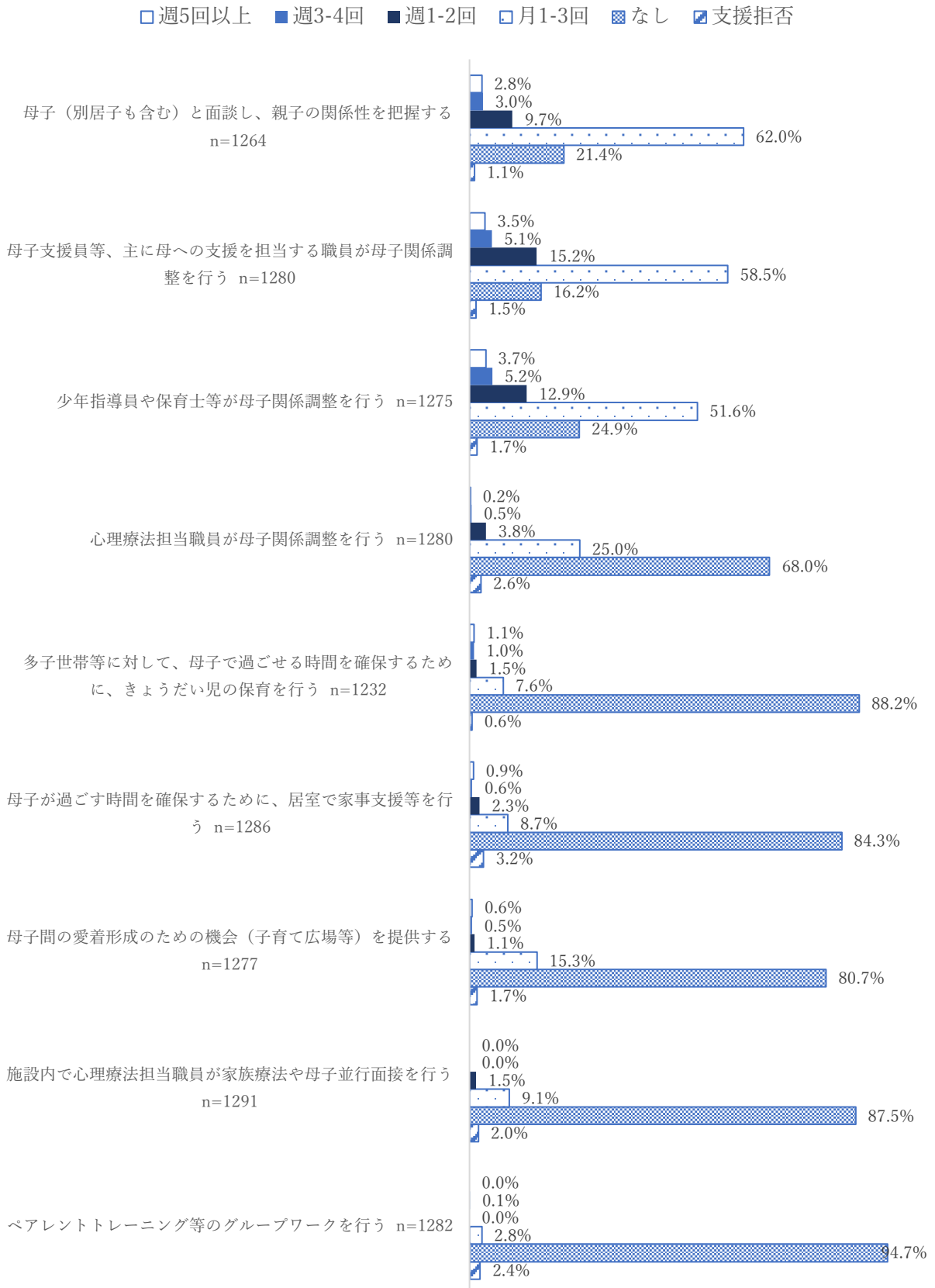
図表 3-57 心理担当職員配置の有無とソーシャルスキル向上のための支援を行う（SST、アンガーマネジメント、感情の言語化など）頻度の関連



(9) 世帯全体に対する支援（インケア）内容

- 世帯全体に対するインケアとしては、親子の関係性の把握、母子関係調整といった支援が比較的頻繁におこなわれていた。
- 一方、きょうだい児保育、家事支援、母子間の愛着形成機会の提供、家族療法、ペアレントトレーニングといった支援については、実施しない世帯が多いようであった。

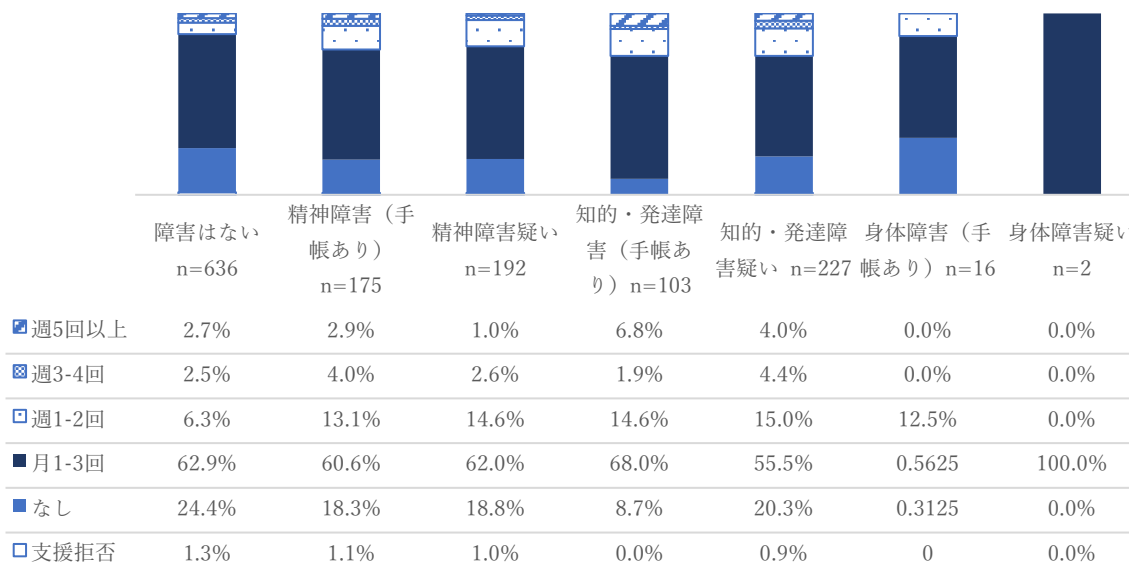
図表 3-58 世帯全体に対するインケアの頻度



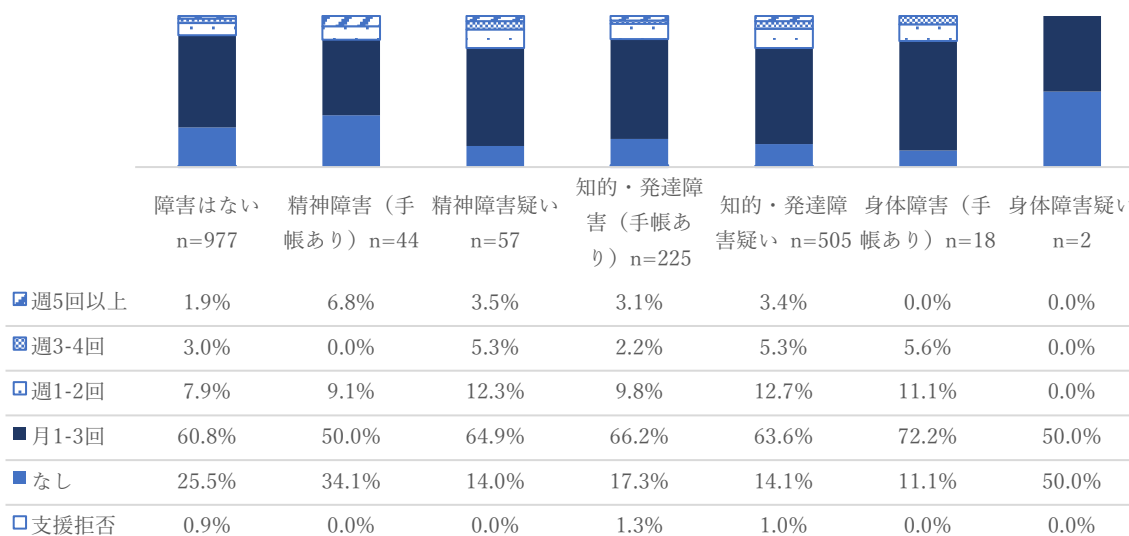
① 母等の障がい、同居する子どもの障がいと世帯全体に対するインケアの頻度³⁰の関連

- 障がいを抱えていない母等に比べて、障がいを抱えている、または抱えている可能性がある母等に対しては、インケアの頻度が高いことがわかった。
- 特に、知的障がい・発達障がいを抱えている母等の世帯に対しては、週1回以上の支援が提供される割合が1～3割程度高い。
- 子どもの障がいの有無では、インケアの頻度に顕著な違いはみられなかった。

図表 3-59 母等の障がいと母子（別居子も含む）と面談し、親子の関係性を把握する頻度の関連

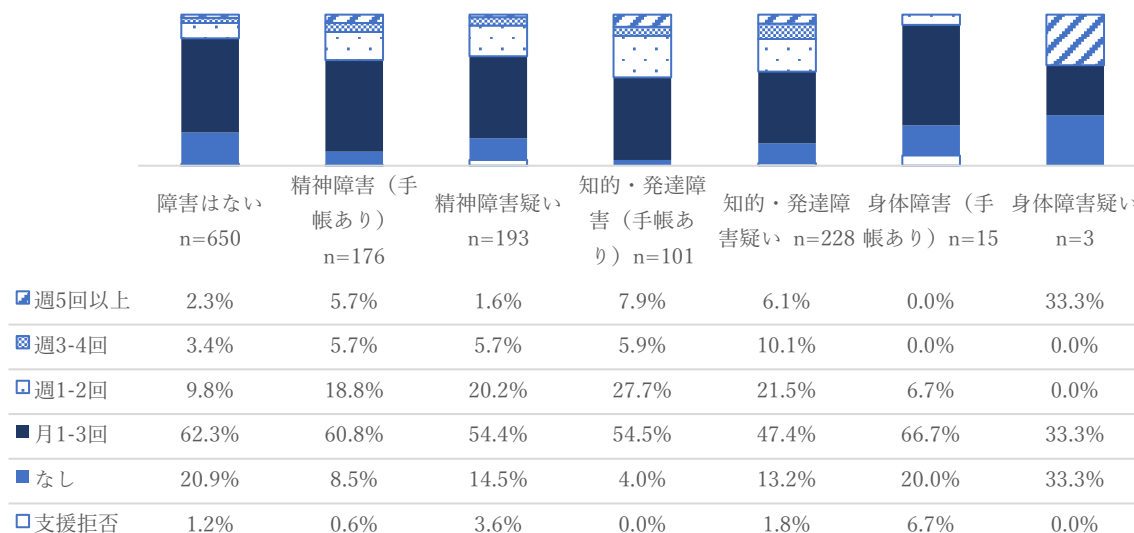


図表 3-60 子どもの障がいと母子（別居子も含む）と面談し、親子の関係性を把握する頻度の関連

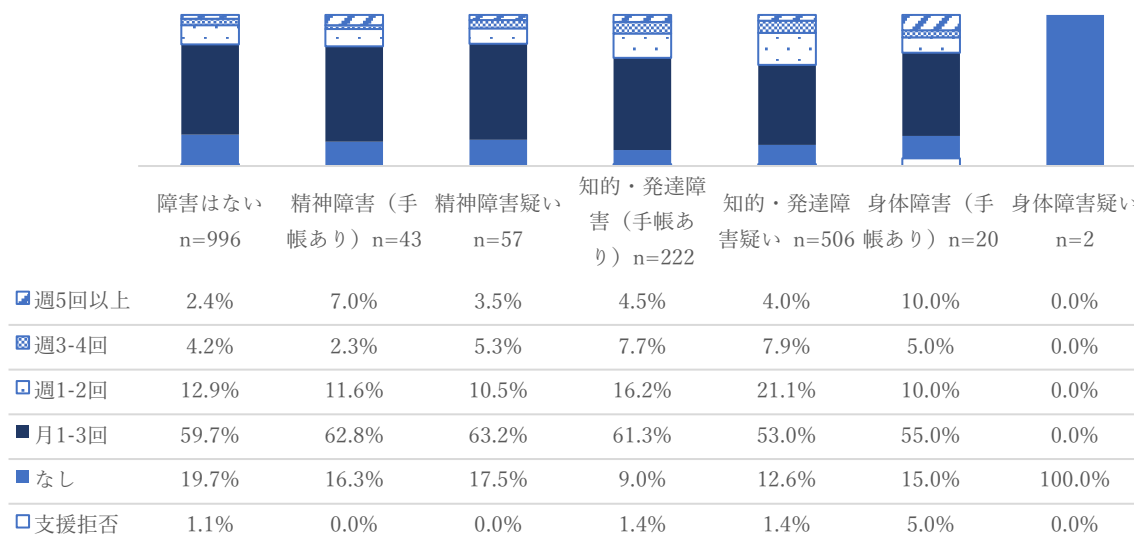


³⁰ インケア項目の中から、2.9 で比較的多く実施されていることが示唆された、親子の関係性の把握、母子関係調整、という支援項目を対象とした。

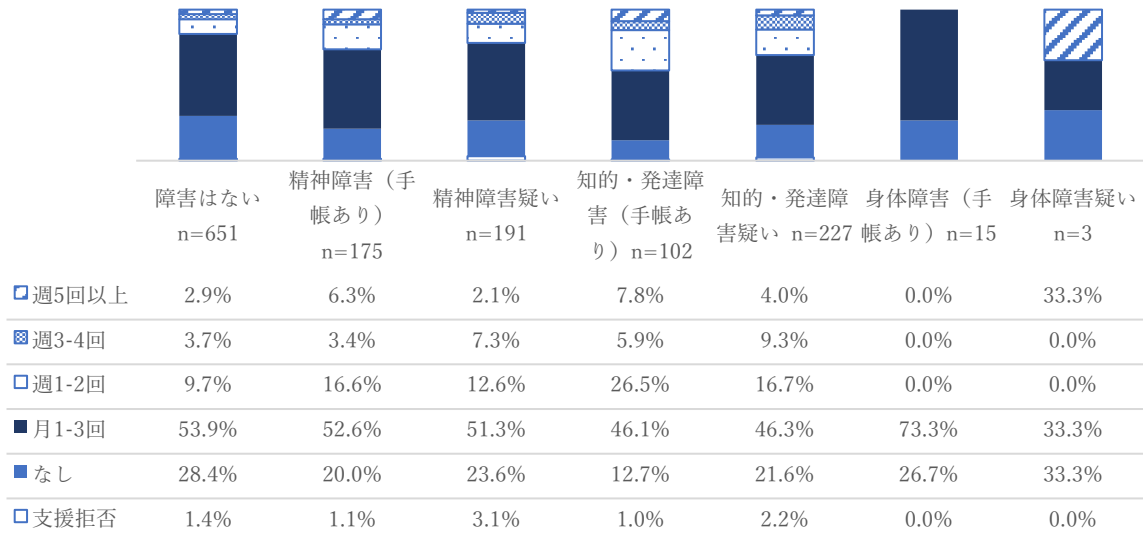
図表 3-61 母等の障がいと母子（別居子も含む）と
母子支援員等、主に母への支援を担当する職員が母子関係調整を行う頻度の関連



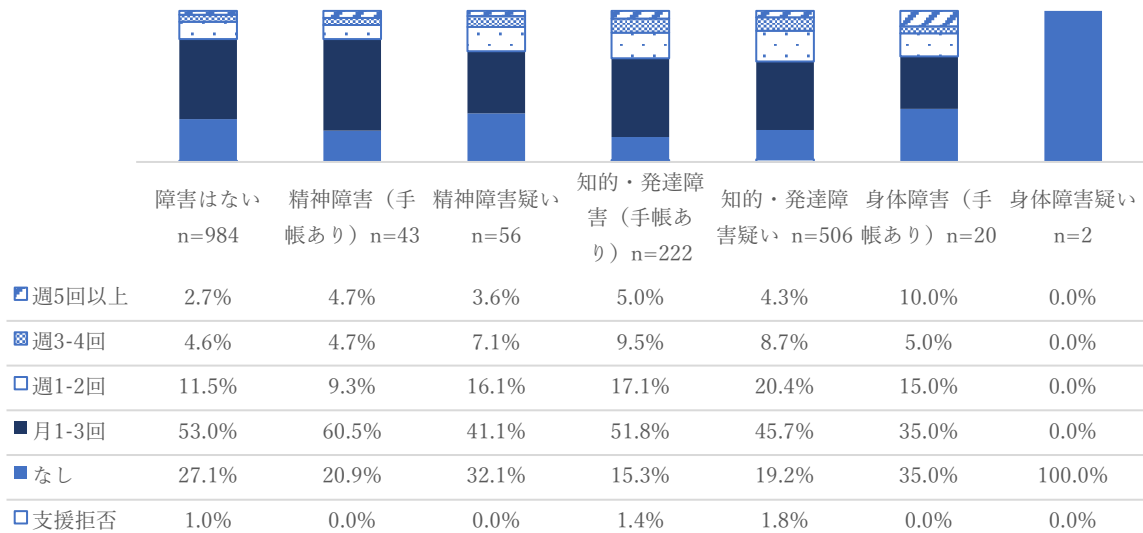
図表 3-62 子どもの障がいと母子（別居子も含む）と
母子支援員等、主に母への支援を担当する職員が母子関係調整を行う頻度の関連



図表 3-63 母等の障がいと母子（別居子も含む）と
少年指導員や保育士等が母子関係調整を行う頻度の関連



図表 3-64 子どもの障がいと母子（別居子も含む）と
少年指導員や保育士等が母子関係調整を行う頻度の関連

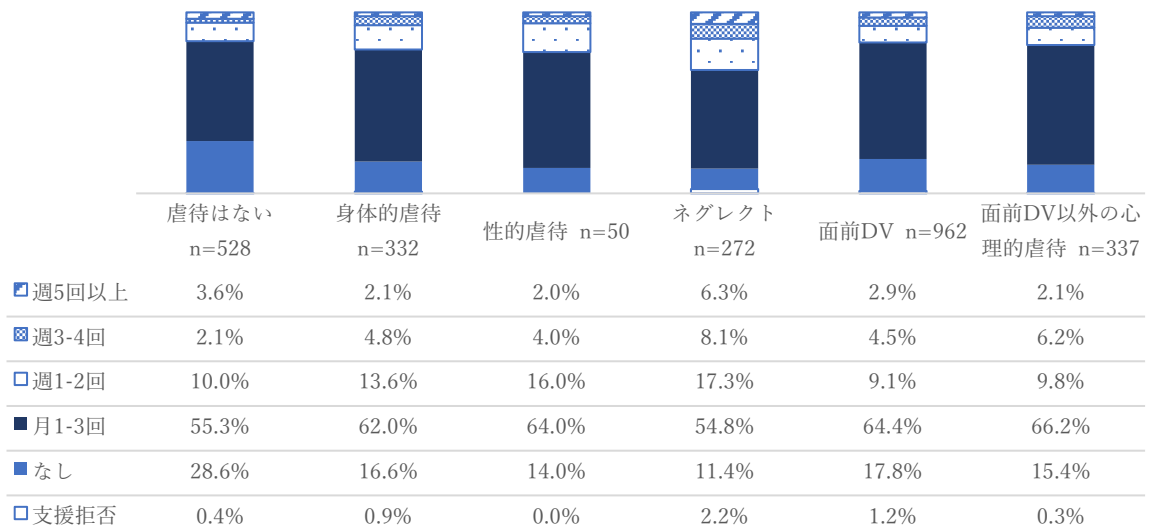


② 同居する子どもの虐待体験と世帯全体に対するインケアの頻度³¹の関連

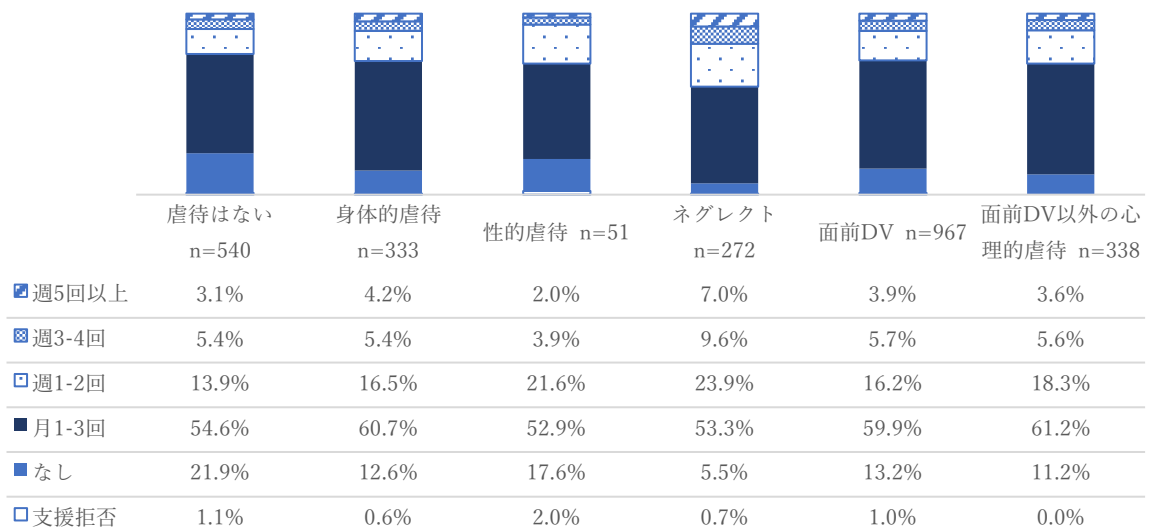
- 入所前の虐待体験がない子どもに比べて、虐待体験を有する子どもに対しては、インケアの頻度が高いことがわかった。
- 特に、週 1 回以上の高頻度の支援は、虐待体験がない子どもに比べて、虐待体験を有する子どもに対して 0.5～1 割程度多かった。

³¹ インケア項目の中から、2.9 で比較的多く実施されていることが示唆された、親子の関係性の把握、母子関係調整、という支援項目を対象とした。

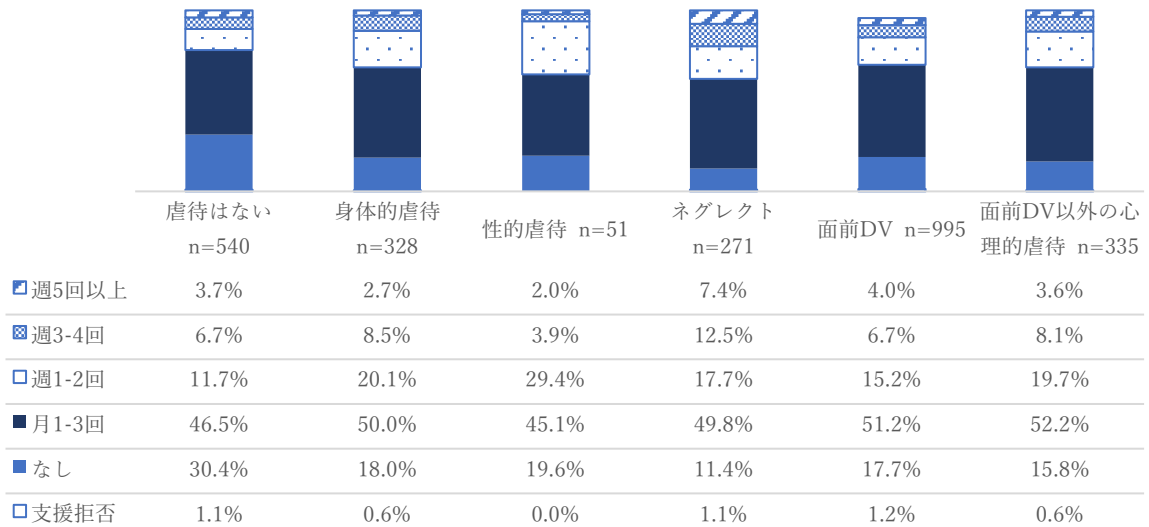
図表 3-65 虐待体験と母子（別居子も含む）と面談し、親子の関係性を把握する頻度の関連



図表 3-66 虐待体験と母子支援員等、主に母への支援を担当する職員が母子関係調整を行う頻度の関連



図表 3-67 虐待体験と少年指導員や保育士等が母子関係調整を行う頻度の関連

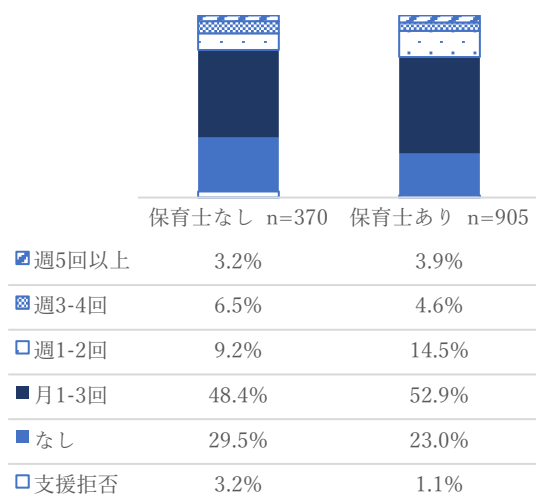


③ 保育士・心理担当職員配置の有無と世帯全体に対するインケアの頻度³²の関連

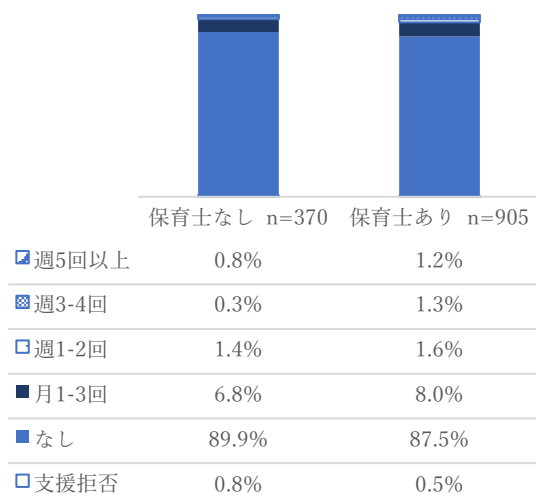
- 少年指導員や保育士等が母子関係調整を行う支援については、保育士が配置されている施設では月1回以上実施する世帯が1割程度多い。
- 心理療法担当職員が母子関係調整を行う支援については、心理士が配置されている施設では月1回以上実施する世帯が3割程度多い。
- 家族療法や母子並行面接を行う支援については、心理士が配置されている施設では月1回以上実施する世帯が1割程度多い。
- ペアレントトレーニング等のグループワークについては、施設の心理士配置による違いはほぼみられなかった。

³² インケア項目の中から、保育士と心理士の配置により左右されると考えられる支援項目を対象とした。

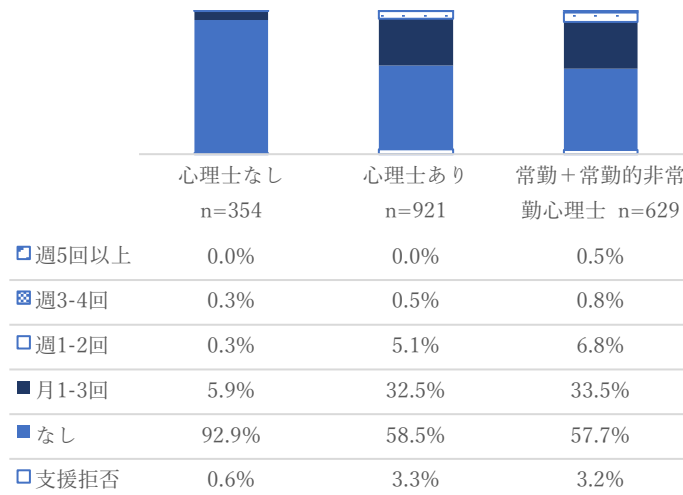
図表 3-68 保育士配置の有無と少年指導員や保育士等が母子関係調整を行う頻度の関連



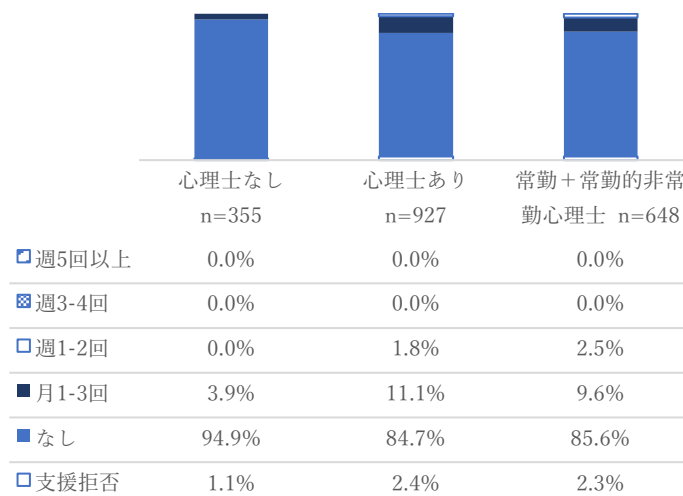
図表 3-69 保育士配置の有無と多子世帯等に対して、母子で過ごせる時間を確保するために、きょうだい児の保育を行う頻度の関連



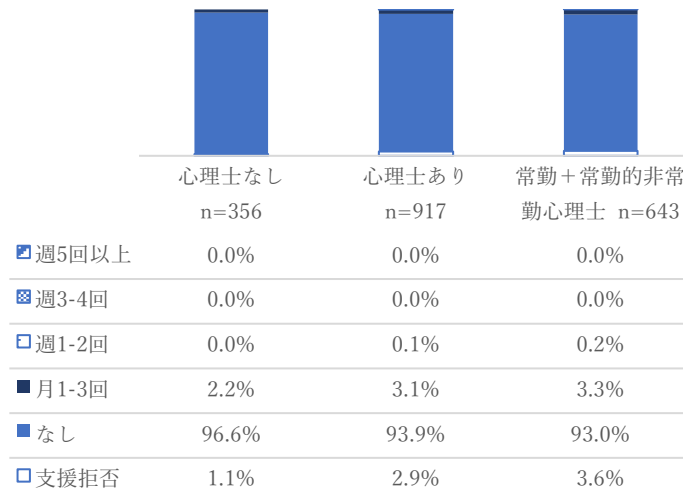
図表 3-70 心理士配置の有無と心理療法担当職員が母子関係調整を行う頻度の関連



図表 3-71 心理士配置の有無と施設内で心理療法担当職員が家族療法や母子並行面接を行う頻度の関連



図表 3-72 心理士配置の有無とペアレントトレーニング等のグループワークを行う頻度の関連



(10) 入所中の支援（インケア）における具体的支援内容

インケアについての自由記述回答をアフターコーディングにより整理したところ、支援内容は多層的であり、第1層から第4層のカテゴリーに分類された。第1層は19、第2層は77、第3層は117、第4層は25のカテゴリーが抽出された。以下、母等、子ども、世帯ごとにカテゴリー内容及び該当世帯数を提示する。

① 母等へのインケアにおける具体的支援内容（対象 395 世帯）

- 母等へのインケア・カテゴリーでは、第1層として生活支援（123 世帯）やメンタル面のサポート（122 世帯）、スキル向上のための支援（101 世帯）が多かった。
- 生活支援は第2層として11の下位カテゴリーに分けられるが、その中では健康に関わる支援（33 世帯）、家事支援（28 世帯）、各種手続きに関する支援（24 世帯）が多かった。
- メンタル面のサポートは第2層として心理支援とエンパワメントの下位カテゴリーに分けられるが、エンパワメントが52 世帯と多く、エンパワメントの下位カテゴリーでは傾聴、受け止め（35 世帯）が多かった。
- スキル向上のための支援は第2層として7の下位カテゴリーに分けられるが、その中では養育相談（69 世帯）が多かった。

図表 3-73 母等へのインケアにおける支援カテゴリー (()内は該当世帯数)

第1層	第2層	第3層	第4層
1 恒常的支援 (66)	1 様子確認・状況把握 (14)		
	2 社会資源等の情報共有 (1)		
	3 日常的な見守り (27)		
	4 日常的な声かけ、雑談 (35)		
	5 相談の随時受付 (30)		
	6 困りごとの把握 (21)		
	7 一緒に解決策を考える (20)		
	8 子どもに対する日常的支援 (2)	1 気持ちの聞き取り (0)	1 不安や困りごと (0)
		2 対処方法の提案 (2)	2 親の離婚 (0)
		3 子どもとスキンシップを図る (0)	
	9 子どもに対する体験の機会提供 (2)	1 外遊びに連れ出す (2)	
		2 一緒に外出する (3)	
		3 調理体験 (0)	
		4 他児との交流促進 (0)	
2 生活支援 (123)	1 買物代行 (10)		
	2 家事支援 (28)	1 調理 (4)	
		2 掃除 (19)	
	3 金銭管理 (19)		
		1 食料・食事の提供 (2)	
		2 食事量の確認 (1)	
		3 飲酒の確認 (1)	
	4 健康に関わる支援 (33)	4 通院同行 (23)	
		5 診察同席 (2)	
		6 服薬に関する支援 (14)	1 処方薬の管理
			2 服薬の確認
			3 服薬の促し
	5 生活リズム安定のための支援 (21)	1 モーニングコール (4)	
	2 生活に関する指導 (18)		
6 各種手続きに関する支援 (24)	1 書類の記入介助 (10)		
	2 書類の解説介助 (6)		
	3 申請の補助 (13)		

		4	手続きの確認 (4)	
		1	公営住宅の情報提供 (4)	
7	住宅の確保に関する支援 (6)	2	公営住宅応募の促し (1)	
		3	公営住宅応募手続きの補助 (2)	
8	就労に関する支援 (10)	1	情報提供 (2)	
		2	休職・傷病手当金の申請補助 (1)	
		1	スマホの使い方 (0)	
		2	ゲーム時間の約束作り (0)	
9	子どもに対する生活指導 (0)	3	規則正しい生活習慣づくり (0)	1 生活に関する振り返り (0)
				2 生活の目標設定 (0)
				3 タイムスケジュールの作成 (0)
		4	お金の使い方を教える (0)	1 買い物トレーニング (0)
		5	家事の仕方を教える (0)	
		6	性教育 (0)	
10	子どもの学習に関する支援 (3)	1	学習支援 (1)	
		2	学力の把握 (0)	
		3	受験に関する支援 (1)	
		4	特別支援級進学・転籍に関する支援 (1)	
11	不登校への支援 (4)	1	担任の訪問見守り (0)	
1	親子関係の見守り、観察、把握 (11)	1	母の子どもに対するニーズの確認 (3)	
3	親子関係構築のための直接的支援 (43)	1	親子間の伝言を伝える (1)	
		2	子どもへの伝え方を母と一緒に考える (4)	
		3	母への伝え方を子どもと一緒に考える (0)	
3	親子関係調整 (28)	1	親子の話を聞く (4)	

			1	母に子どもを褒めてもらおう (0)
	2	子どもの様子等を母に伝える (8)	2	母に子どもへの関心を持ってもらう (7)
	3	アドボカシー(代弁する) (10)	1	子に対して母の代弁 (2)
			2	母に対して子の代弁 (4)
			3	親子双方の代弁 (3)
	4	状況の整理、振り返り (1)		
	5	気持ちの言語化の補助 (2)		
	6	家族会議への参加 (1)	1	家庭内のルール・ルーティン作り (1)
			2	生活の振り返り (0)
			3	役割分担 (0)
			4	家族の課題の共有 (0)
	7	親子面接の実施 (0)		
	8	行事・イベントの開催 (7)	1	互助会の開催 (1)
			2	親子調理 (1)
			3	母子保育 (3)
4	4	子どもに対する個別対応時間 (2)		
	5	親役割を担う子どもに対する支援 (1)		
4	1	子育て支援 (68)	1	補助/補完保育 (17)
			2	施設内学童保育 (6)
			3	きょうだい児の保育 (0)
			4	ショートステイ (2)
			5	母のリフレッシュのための保育 (12)
	2	見守り支援 (6)	1	母不在児の子どもの見守り (3)
			2	外出・帰宅時の見守り (2)

		1	子どもの食事介助 (5)	1	子どものミルク・離乳食作りの補助 (3)
		2	子どもの入浴介助 (2)		
		3	寝かしつけ介助 (0)		
		4	子どもの登園・登校準備の補助 (9)		
		5	子どもの送迎 (保育園・学校等) (14)		
3	養育補助 (32)	6	子どもの帰宅渋り時の介助 (0)		
		7	子どもの通院に関する支援 (2)	1	子どもの通院代行 (0)
				2	子どもの通院同行 (1)
				3	予防接種 (1)
		8	子どもの服薬に関する支援 (0)		
		9	療育的支援 (1)		
		10	就学支援 (0)		
		1	痲癩の対応 (4)		
		2	赤ちゃん返りの対応 (0)		
		3	分離不安に配慮した保育支援 (0)		
4	子どもの不穏時の対応 (6)	4	きょうだい間トラブルの介入 (1)		
		5	クールダウンの空間を一緒に作る (1)		
		1	友人関係の見守り、把握 (1)		
5	子どもの対人関係に関する支援 (1)	2	友人トラブル時のサポート (1)		
		1	子どもの発達面の観察 (2)		
6	子どもの成長・発達の促し (3)	2	発語、発音の促し (1)		
		3	療育的支援 (0)		
		4	片付けの補助 (0)		
5	安全確保のための支援 (26)	1	親子間トラブルの仲裁 (13)		
		2	レスパイト保育 (4)		

		3	親子間の安全な距離の確保 (5)	1	スペースの貸出 (4)
				2	母以外に頼れる場所の提供 (2)
		4	夜間保育 (1)		
		5	施設の安全性の確保 (1)	1	施設巡回 (1)
				2	設備点検 (0)
		6	母の精神症状に対する子への支援 (5)		
		7	虐待等に関する支援 (5)	1	虐待発生時の児童相談所への通告 (1)
				2	子どもから母への暴力の制止 (1)
				3	対応に対する指導 (3)
		1	ペアレントトレーニング (7)		
		2	養育モデルの提示 (16)		
		3	養育相談 (69)		
		4	養育に関する助言 (32)	1	子育てに関するリスク喚起 (10)
				2	子どもの発達に関する助言 (問題行動ではなく、成長発達段階上の言動であることを伝える) (6)
6	スキル向上のための支援 (101)	5	養育に関する指導 (9)	1	子どもとの関わりを促す (8)
		6	養育者のグループワーク、講座の開催 (4)		
		7	子どもに対するトレーニング (0)	1	自己肯定感を高めるプログラム (0)
				2	SST (0)
				3	アンガーマネジメント (0)
				4	セカンドステップ (0)
				5	アサーショントレーニング (0)
				6	トークン法 (0)
7	母子再統	1	別居子との関係調整 (4)		

	合に関わ る支援 (6)			
		2	面会交流に関する支援 (4)	1 面会同行 (2)
8	産前産後 の支援 (14)			
		1	個別面談 (20)	1 母との面談 (20)
				2 子どもとの面談 (0)
9	面談 (54)	2	定期面談 (26)	1 母との面談 (24)
				2 子どもとの面談 (0)
		3	専門職の面談 (11)	
10	法的手続 に関する支援 (6)	1	離婚調停等に関する支援 (1)	
		2	法律相談の同行 (2)	
		3	法的手続きの補助 (2)	
		4	子どもの認知に関する支 援 (1)	
11	DV 被害に 関する支 援 (7)	1	DV 被害に対する心理教育 (3)	
		2	DV 被害者支援プログラ ムの実施 (4)	
12	子の父が 関わる支 援 (7)	1	母と子の父との関係調整 (5)	
		2	父子面会交流に関する支 援 (3)	
13	他機関と の連携 (86)	1	他機関等との関係調整・仲 介 (38)	1 福祉事務所等行政機 関 (12)
		2	他機関等との情報共有 (38)	2 児童家庭支援センタ ー等 (5)
		3	他機関等での支援に繋ぐ (12)	3 児童相談所 (12)
		4	他機関への同行支援 (28)	4 学校、保育園 (17)
				5 医療 (病院、訪問看護 等) (24)
				6 保健師 (2)
				7 心理 (3)
14	親族との 関係調整	1	自立した別居子との関係 調整 (0)	

	(12)	2	親族との連携支援 (8)		
	母の交際				
1	関係に	1	外泊の対応 (1)		
5	する支				
	(2)				
1	外国籍に	1	日本語学習 (1)		
6	対する支	2	通訳の確保 (10)		
	援 (51)				
				1	心理教育 (5)
1	メンタル	1	心理支援 (22)	2	生活場面面接 (5)
7	面のサポ			3	カウンセリング (13)
	ート (122)	2	エンパワメント (52)	1	労い、励まし (14)
				2	共感、寄り添い (7)
				3	傾聴、受け止め (35)
		1	職員との関係調整 (2)		
		2	チーム支援体制の構築 (11)		
		3	必要な支援の提案 (11)	1	保育サービス (3)
1	受援に関			2	通院等医療的支援 (5)
8	する支	4	受援力向上のための支援 (4)	1	母にSOSを出すよう促す (4)
	(30)			2	子どもにSOSを出すよう促す (0)
		5	支援に対する意思確認 (5)	1	母への意思確認 (5)
				2	子どもへの意思確認 (0)
1	退所に向	1	自立に向けた意向の確認 (0)		
9	けた支	2	情報提供 (3)		
	(5)	3	家族面談 (0)		

② 子どもへのインケアにおける具体的支援内容 (対象 246 世帯)

- 子どもへのインケア・カテゴリーでは、第1層として子育て支援 (118 世帯) や親子関係構築のための直接的支援 (96 世帯) が多かった。
- 子育て支援は第2層として6の下位カテゴリーに分けられるが、その中では養育補助 (57 世帯)、保育支援 (30 世帯) が多かった。
- 親子関係構築のための直接的支援は第2層として5の下位カテゴリーに分けられるが、その中では親子関係調整 (71 世帯) が多く、さらに第3層の8の下位カテゴリーではアドボカシー代弁する (33 世帯) が多かった。

図表 3-74 子どもへのインケアにおける支援カテゴリー（()内は該当世帯数）

第1層	第2層	第3層	第4層
1 恒常的支援 (53)	1 様子確認・状況把握 (4)		
	2 社会資源等の情報共有 (6)		
	3 日常的な見守り (7)		
	4 日常的な声かけ、雑談 (8)		
	5 相談の随時受付 (3)		
	6 困りごとの把握 (0)		
	7 一緒に解決策を考える (0)		
	8 子どもに対する日常的支援 (24)	1 気持ちの聞き取り (22) 2 対処方法の提案 (4) 3 子どもとスキンシップを図る (0)	1 不安や困りごと (10) 2 親の離婚 (1)
	9 子どもに対する体験の機会提供 (16)	1 外遊びに連れ出す (2) 2 一緒に外出する (2) 3 調理体験 (5) 4 他児との交流促進 (4)	
	2 生活支援 (65)	1 買物代行 (2)	
2 家事支援 (5)		1 調理 (3) 2 掃除 (2)	
3 金銭管理 (0)			
4 健康に関わる支援 (4)		1 食料・食事の提供 (3) 2 食事量の確認 (0) 3 飲酒の確認 (0) 4 通院同行 (0) 5 診察同席 (0)	1 処方薬の管理 2 服薬の確認 3 服薬の促し
5 生活リズム安定のための支援 (6)		1 モーニングコール (2) 2 生活に関する指導 (4)	
6 各種手続きに関する		1 書類の記入介助 (1)	

	支援 (2)	2 書類の解説介助 (1)	
		3 申請の補助 (0)	
		4 手続きの確認 (0)	
7	住宅の確保に関する支援 (0)	1 公営住宅の情報提供 (0)	
		2 公営住宅応募の促し (0)	
		3 公営住宅応募手続きの補助 (0)	
8	就労に関する支援 (0)	1 情報提供 (0)	
		2 休職・傷病手当金の申請補助 (0)	
		1 スマホの使い方 (1)	
		2 ゲーム時間の約束作り (1)	
9	子どもに対する生活指導 (32)	3 規則正しい生活習慣づくり (14)	1 生活に関する振り返り (2) 2 生活の目標設定 (1) 3 タイムスケジュールの作成 (1)
		4 お金の使い方を教える (3)	1 買い物トレーニング (1)
		5 家事の仕方を教える (4)	
		6 性教育 (6)	
10	子どもの学習に関する支援 (20)	1 学習支援 (19)	
		2 学力の把握 (1)	
		3 受験に関する支援 (4)	
		4 特別支援級進学・転籍に関する支援 (2)	
11	不登校への支援 (12)	1 担任の訪問見守り (1)	
3	親子関係構築のための直接的支援 (96)	1 親子関係の見守り、観察、把握 (6)	1 母の子どもに対するニーズの確認 (0)
		2 親子間の情報共有・意思疎通の補助 (8)	1 親子間の伝言を伝える (3) 2 子どもへの伝え方を母と一緒に考える (3)

		3	母への伝え方を子ども と一緒に考える (2)	
		1	親子の話を聞く (9)	
		2	子どもの様子等を母に 伝える (12)	1 母に子どもを褒めても らう (3) 2 母に子どもへの関心を 持ってもらおう (10)
		3	アドボケイト(代弁す る) (33)	1 子に対して母の代弁 (13) 2 母に対して子の代弁 (16) 3 親子双方の代弁 (5)
	3 親子関係調整 (71)	4	状況の整理、振り返り (2)	
		5	気持ちの言語化の補助 (11)	
		6	家族会議への参加 (6)	1 家庭内のルール・ルーテ ィン作り (2) 2 生活の振り返り (0) 3 役割分担 (0) 4 家族の課題の共有 (2)
		7	親子面接の実施 (3)	
		8	行事・イベントの開催 (8)	1 互助会の開催 (0) 2 親子調理 (0) 3 母子保育 (7)
		4	子どもに対する個別 対応時間 (18)	
		5	親役割を担う子ども に対する支援 (6)	
		1	補助/補完保育 (16)	
		2	施設内学童保育 (10)	
		3	きょうだい児の保育 (4)	
4 子育て支援 (118)	1 保育支援 (30)	4	ショートステイ (1)	
		5	母のリフレッシュのた めの保育 (2)	
	2 見守り支援 (15)	1	母不在児の子どもの見	

		守り (7)	
		外出・帰宅時の見守り (8)	
		1 子どもの食事介助 (9)	1 子どものミルク・離乳食 作りの補助 (3)
		2 子どもの入浴介助 (8)	
		3 寝かしつけ介助 (1)	
		4 子どもの登園・登校準 備の補助 (12)	
		5 子どもの送迎(保育園・ 学校等) (13)	
3	養育補助 (57)	6 子どもの帰宅渋り時の 介助 (3)	
		7 子どもの通院に関する 支援 (14)	1 子どもの通院代行 (1) 2 子どもの通院同行 (14) 3 予防接種 (1)
		8 子どもの服薬に関する 支援 (6)	
		9 療育的支援 (0)	
		10 就学支援 (3)	
		1 痛癢の対応 (10)	
		2 赤ちゃん返りの対応 (1)	
4	子どもの不穏時の対 応 (23)	3 分離不安に配慮した保 育支援 (2)	
		4 きょうだい間トラブル の介入 (9)	
		5 クールダウンの空間を 一緒に作る (4)	
5	子どもの対人関係に 関する支援 (1)	1 友人関係の見守り、把 握 (0)	
		2 友人トラブル時のサポ ート (1)	
6	子どもの成長・発達 の促し (15)	1 子どもの発達面の観察 (5)	
		2 発語、発音の促し (1)	
		3 療育的支援 (2)	

		4 片付けの補助 (3)			
5	安全確保のための 支援 (40)	1	親子間トラブルの仲 裁 (23)		
		2	レスパイト保育 (1)		
		3	親子間の安全な距離 の確保 (19)	1	スペースの貸出 (7)
				2	母以外に頼れる場所の 提供 (12)
		4	夜間保育 (0)		
		5	施設の安全性の確保 (0)	1	施設巡回 (0)
				2	設備点検 (0)
6	母の精神症状に対す る子への支援 (7)				
7	虐待等に関する支援 (7)		1	虐待発生時の児童相談 所への通告 (2)	
			2	子どもから母への暴力 の制止 (5)	
			3	対応に対する指導 (0)	
6	スキル向上のため の支援 (17)	1	ペアレントトレーニ ング (1)		
		2	養育モデルの提示 (1)		
		3	養育相談 (2)		
		4	養育に関する助言 (5)	1	子育てに関するリスク 喚起 (1)
				2	子どもの発達に関する 助言（問題行動ではな く、成長発達段階上の 言動であることを伝え る）(3)
		5	養育に関する指導 (0)	1	子どもとの関わりを促 す (0)
		6	養育者のグループワ ーク、講座の開催 (0)		
7	子どもに対するトレ ーニング (9)		1	自己肯定感を高めるプ ログラム (1)	
			2	SST (1)	
			3	アンガーマネジメント (1)	

			4 セカンドステップ (1)
			5 アサーショントレーニング (0)
			6 トークン法 (4)
7	母子再統合に関わる支援 (2)	1	別居子との関係調整 (2)
		2	面会交流に関する支援 (0)
		1	面会同行 (0)
8	産前産後の支援 (2)		
		1	個別面談 (12)
		1	母との面談 (2)
		2	子どもとの面談 (11)
9	面談 (27)	2	定期面談 (12)
		1	母との面談 (0)
		2	子どもとの面談 (12)
		3	専門職の面談 (13)
		1	離婚調停等に関する支援 (0)
10	法的手続きに関する支援 (0)	2	法律相談の同行 (0)
		3	法的手続きの補助 (0)
		4	子どもの認知に関する支援 (0)
11	DV被害に関する支援 (3)	1	DV被害に対する心理教育 (2)
		2	DV被害者支援プログラムの実施 (0)
12	子の父が関わる支援 (3)	1	母と子の父との関係調整 (1)
		2	父子面会交流に関する支援 (2)
13	他機関との連携 (63)	1	他機関等との関係調整・仲介 (16)
			福祉事務所等行政機関 (3)
		2	他機関等との情報共有 (29)
			児童家庭支援センター等 (3)
		3	他機関等での支援に繋ぐ (16)
			児童相談所 (12)
		4	他機関への同行支援 (22)
			学校、保育園 (29)

			医療（病院、訪問看護 ・ 等）（13）
			・ 保健師（1）
			・ 心理（5）
1 親族との関係調整 4 （3）	1 2	自立した別居子との 関係調整（2） 親族との連携支援 （1）	
1 母の交際関係に関 5 する支援（0）	1	外泊の対応（0）	
1 外国籍に対する支 6 援（3）	1 2	日本語学習（1） 通訳の確保（0）	
1 メンタル面のサポ 7 ート（27）	1 2	心理支援（16） エンパワメント（11）	1 心理教育（3） 2 生活場面面接（0） 3 カウンセリング（13） 1 労い、励まし（0） 2 共感、寄り添い（1） 3 傾聴、受け止め（11）
1 受援に関する支援 8 （17）	1 2 3 4 5	職員との関係調整 （0） チーム支援体制の構 築（5） 必要な支援の提案 （4） 受援力向上のための 支援（6） 支援に対する意思確 認（2）	1 保育サービス（0） 2 通院等医療的支援（0） 1 母に SOS を出すよう促 す（0） 2 子どもに SOS を出すよ う促す（6） 1 母への意思確認（1） 2 子どもへの意思確認 （2）
1 退所に向けた支援 9 （3）	1 2 3	自立に向けた意向の 確認（1） 情報提供（1） 家族面談（0）	

③ 世帯全体へのインケアにおける具体的支援内容（対象 227 世帯）

- 世帯全体へのインケア・カテゴリでは、第 1 層として親子関係構築のための直接的支援(148 世帯)が最も多かった。
- 親子関係構築のための直接的支援は第 2 層として 5 の下位カテゴリに分けられるが、その中では親子関係調整 (127 世帯) が最も多く、さらに第 3 層の 8 の下位カテゴリではアドボケイト (代弁する) (43 世帯) と行事・イベントの開催 (33 世帯) が多かった。
-

図表 3-75 世帯全体へのインケアにおける支援カテゴリ（()内は該当世帯数）

第 1 層	第 2 層	第 3 層	第 4 層
1 恒常的支援 (46)	1 様子確認・状況把握 (4)		
	2 社会資源等の情報共有 (1)		
	3 日常的な見守り (15)		
	4 日常的な声かけ、雑談 (21)		
	5 相談の随時受付 (7)		
	6 困りごとの把握 (4)		
	7 一緒に解決策を考える (2)		
	8 子どもに対する日常的支援 (6)	1 気持ちの聞き取り (2)	1 不安や困りごと (1) 2 親の離婚 (0)
		2 対処方法の提案 (2)	
		3 子どもとスキンシップを図る (3)	
	9 子どもに対する体験の機会提供 (9)	1 外遊びに連れ出す (4) 2 一緒に外出する (5) 3 調理体験 (1) 4 他児との交流促進 (0)	
2 生活支援 (46)	1 買物代行 (1)		
	2 家事支援 (16)	1 調理 (3) 2 掃除 (9)	
	3 金銭管理 (0)		
	4 健康に関わる支援 (10)	1 食料・食事の提供 (5) 2 食事量の確認 (1) 3 飲酒の確認 (0) 4 通院同行 (2)	

	5	診察同席 (0)	
			1 処方薬の管理
	6	服薬に関する支援 (1)	2 服薬の確認
			3 服薬の促し
5		生活リズム安定のための支援 (4)	1 モーニングコール (2) 2 生活に関する指導 (2)
6		各種手続きに関する支援 (4)	1 書類の記入介助 (3) 2 書類の解説介助 (4) 3 申請の補助 (0) 4 手続きの確認 (0)
7		住宅の確保に関する支援 (0)	1 公営住宅の情報提供 (0) 2 公営住宅応募の促し (0) 3 公営住宅応募手続きの補助 (0)
8		就労に関する支援 (1)	1 情報提供 (1) 2 休職・傷病手当金の申請補助 (0)
9		子どもに対する生活指導 (8)	1 スマホの使い方 (1) 2 ゲーム時間の約束作り (1) 3 規則正しい生活習慣づくり (3) 4 お金の使い方を教える (0) 5 家事の仕方を教える (3) 6 性教育 (1)
			1 生活に関する振り返り (0) 2 生活の目標設定 (2) 3 タイムスケジュールの作成 (1) 1 買い物トレーニング (0)
10		子どもの学習に関する支援 (7)	1 学習支援 (2) 2 学力の把握 (0) 3 受験に関する支援 (4) 4 特別支援級進学・転籍に関する支援 (1)

	1	不登校への支援 (7)	1	担任の訪問見守り (0)
	1	親子関係の見守り、 観察、把握 (10)	1	母の子どもに対する ニーズの確認 (5)
		親子間の情報共有・ 意思疎通の補助 (10)	1	親子間の伝言を伝え る (3)
	2		2	子どもへの伝え方を 母と一緒に考える (6)
			3	母への伝え方を子ど もと一緒に考える (2)
			1	親子の話を聞く (21)
			2	子どもの様子等を母 に伝える (17)
			1	母に子どもを褒めても らう (4)
			2	母に子どもへの関心を 持ってもらおう (15)
			1	子に対して母の代弁 (13)
	3	アドボケイト(代弁す る) (43)	2	母に対して子の代弁 (7)
			3	親子双方の代弁 (23)
			4	状況の整理、振り返り (8)
	3	親子関係調整 (127)	5	気持ちの言語化の補 助 (10)
			1	家庭内のルール・ルー ティン作り (4)
	6	家族会議への参加 (15)	2	生活の振り返り (1)
			3	役割分担 (1)
			4	家族の課題の共有 (7)
			7	親子面接の実施 (10)
			1	互助会の開催 (0)
	8	行事・イベントの開催 (33)	2	親子調理 (5)
			3	母子保育 (16)
	4	子どもに対する個 別対応時間 (5)		
	5	親役割を担う子ど もに対する支援 (1)		

3 親子関係構築の
ための直接的支
援
(148)

	1	補助/補完保育 (9)	
	2	施設内学童保育 (2)	
1	3	きょうだい児の保育 (4)	
	4	ショートステイ (3)	
	5	母のリフレッシュのための保育 (5)	
	1	母不在児の子どもの見守り (3)	
2	2	外出・帰宅時の見守り (3)	
	1	子どもの食事介助 (8)	1 子どものミルク・離乳食作りの補助 (3)
	2	子どもの入浴介助 (7)	
	3	寝かしつけ介助 (0)	
	4	子どもの登園・登校準備の補助 (8)	
4	5	子どもの送迎 (保育園・学校等) (14)	
	6	子どもの帰宅渋り時の介助 (2)	
3	7	子どもの通院に関する支援 (8)	1 子どもの通院代行 (1) 2 子どもの通院同行 (7) 3 予防接種 (0)
	8	子どもの服薬に関する支援 (1)	
	9	療育的支援 (1)	
	10	就学支援 (0)	
	1	痲癩の対応 (9)	
	2	赤ちゃん返りの対応 (1)	
4	3	分離不安に配慮した保育支援 (2)	
	4	きょうだい間トラブルの介入 (3)	
	5	クールダウンの空間を一緒に作る (3)	

			1	友人関係の見守り、把握 (0)
	5	子どもの対人関係に関する支援 (1)	2	友人トラブル時のサポート (1)
			1	子どもの発達面の観察 (2)
	6	子どもの成長・発達の促し (3)	2	発語、発音の促し (1)
			3	療育的支援 (0)
			4	片付けの補助 (1)
			1	親子間トラブルの仲裁 (35)
			2	レスパイト保育 (6)
			1	スペースの貸出 (7)
			2	母以外に頼れる場所の提供 (9)
			4	夜間保育 (2)
5	安全確保のための支援 (56)		1	施設の安全性の確保 (1)
			2	設備点検 (1)
			6	母の精神症状に対する子への支援 (6)
			1	虐待発生時の児童相談所への通告 (0)
			2	子どもから母への暴力の制止 (5)
			3	対応に対する指導 (6)
			1	ペアレントトレーニング (4)
			2	養育モデルの提示 (18)
			3	養育相談 (4)
6	スキル向上のための支援 (36)		1	子育てに関するリスク喚起 (6)
			2	子どもの発達に関する助言 (問題行動ではなく、成長発達段階上の言動であることを伝える) (0)
			5	養育に関する指導
			1	子どもとの関わりを

	(5)	促す (3)
	養育者のグループ	
6	ワーク、講座の開催 (1)	
		1 自己肯定感を高める プログラム (0)
		2 SST (0)
7	子どもに対するト レーニング (1)	3 アンガーマネジメン ト (0)
		4 セカンドステップ (0)
		5 アサーショントレー ニング (0)
		6 トークン法 (1)
7	母子再統合に関 わる支援 (8)	1 別居子との関係調 整 (6)
		2 面会交流に関する 支援 (3)
		1 面会同行 (3)
8	産前産後の支援 (3)	
	1 個別面談 (10)	1 母との面談 (7)
		2 子どもとの面談 (9)
9	面談 (23)	1 母との面談 (7)
	2 定期面談 (8)	2 子どもとの面談 (6)
	3 専門職の面談 (11)	
1	法的手続きに関 する支援 (0)	1 離婚調停等に関す る支援 (0)
		2 法律相談の同行 (0)
		3 法的手続きの補助 (0)
		4 子どもの認知に関 する支援 (0)
1	DV 被害に関する 支援 (1)	1 DV 被害に対する心 理教育 (1)
		2 DV 被害者支援プロ グラムの実施 (0)
1	子の父が関わる 支援 (3)	1 母と子の父との関 係調整 (0)
		2 父子面会交流に関

		する支援 (3)	
1 他機関との連携 3 (65)	1	他機関等との関係調整・仲介 (27)	福祉事務所等行政機関 (11)
	2	他機関等との情報共有 (16)	児童家庭支援センター等 (7)
	3	他機関等での支援に繋ぐ (22)	児童相談所 (17)
	4	他機関への同行支援 (17)	学校、保育園 (17)
			医療 (病院、訪問看護等) (15)
			保健師 (2)
			心理 (4)
1 親族との関係調整 4 (3)	1	自立した別居子との関係調整 (1)	
	2	親族との連携支援 (2)	
1 母の交際関係に関する支援 5 (0)	1	外泊の対応 (0)	
1 外国籍に対する支援 6 (3)	1	日本語学習 (2)	
	2	通訳の確保 (0)	
1 メンタル面のサポート 7 (25)	1	心理支援 (8)	1 心理教育 (1)
			2 生活場面面接 (0)
			3 カウンセリング (7)
2	エンパワメント (14)	1 労い、励まし (4)	
		2 共感、寄り添い (3)	
		3 傾聴、受け止め (12)	
1 受援に関する支援 8 (20)	1	職員との関係調整 (0)	
	2	チーム支援体制の構築 (4)	
	3	必要な支援の提案 (11)	1 保育サービス (2)
			2 通院等医療的支援 (6)
	4	受援力向上のための支援 (7)	1 母にSOSを出すよう促す (7)
			2 子どもにSOSを出すよう促す (0)

	5	支援に対する意思 確認 (1)	1	母への意思確認 (0)
			2	子どもへの意思確認 (1)
1	1	退所に向けた支 援 (7)	1	自立に向けた意向 の確認 (2)
			2	情報提供 (4)
			3	家族面談 (2)

(11) 退所世帯の状況

・過去3年間（2019年度、2020年度、2021年度）の退所世帯数

- 過去3年間の退所世帯数は平均 19.1±11 世帯であったが、施設によってばらつきが大きかった。

図表 3-76 過去3年間（2019年度、2020年度、2021年度）の退所世帯数

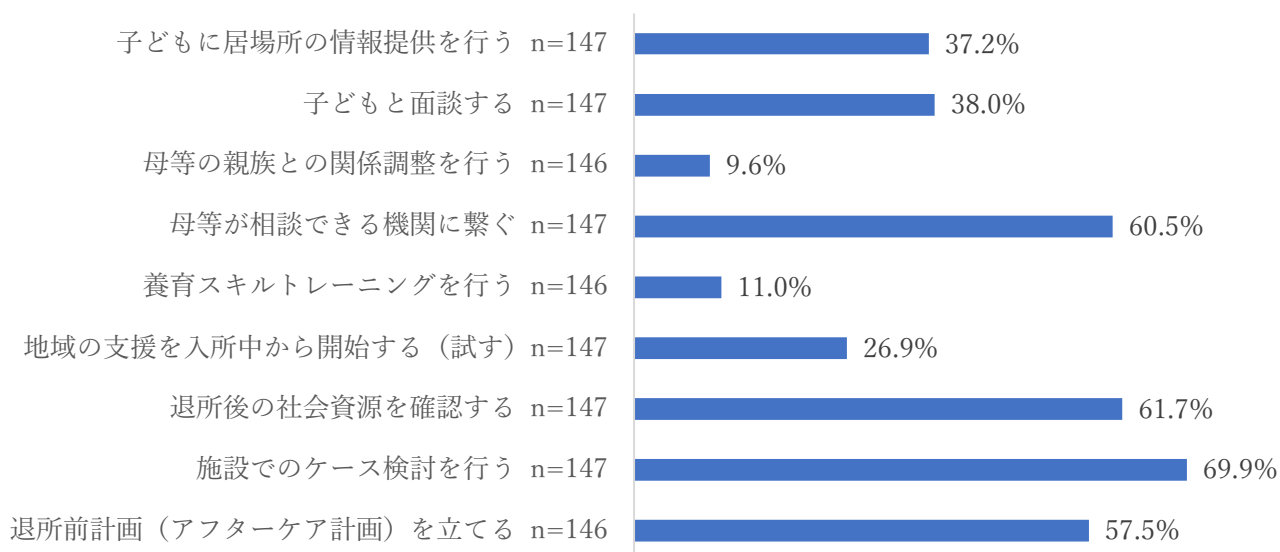
平均退所世帯数（標準偏差）	19.1 世帯 (11.30)
範囲	1～68 世帯

n=147

(12) 退所に向けた支援

- 退所に向けた支援としては、施設での全体会議、母等が相談できる機関に繋ぐ、退所後の社会資源を確認する、退所前計画を立てるといった支援が主におこなわれていた。

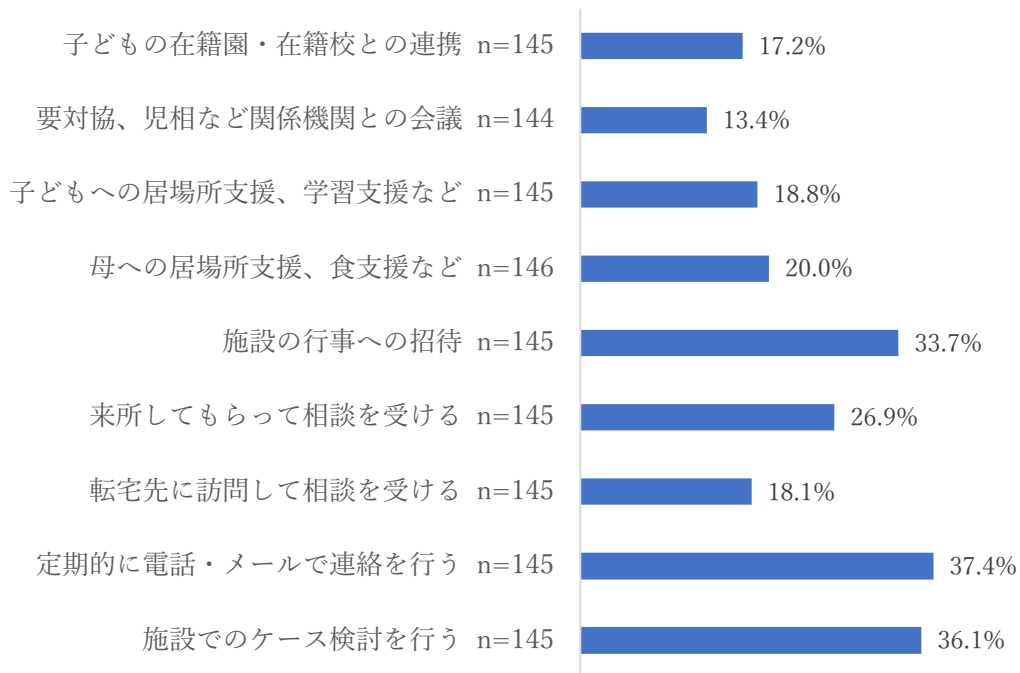
図表 3-77 退所に向けた支援



(13) 退所後の支援（アフターケア）

- 退所後の支援としては、定期的な連絡や施設行事に招待するといった支援が主におこなわれていたが、実施世帯数は退所前の支援ほど多くなかった。

図表 3-78 退所後の支援



3. 小括

(1) 施設について

本調査は、山梨県、熊本県、宮崎県を除く 44 都道府県、171 施設を対象とした。施設の設置経営主体では、民設民営が 64.9%と最も多く、公設公営の施設は 8.2%と少なかった。また、1985 年以前に設立された施設が半数以上であり、公設公営施設では、1986 年以降新設された施設はなかった。

認可定員は 20～29 世帯が多いものの、実際に入所している世帯数は、公設公営施設では 9 世帯以下が最も多く、20 世帯以上入所している施設はなかった。一方で、民設民営施設では 40～49 世帯が入所している施設もあった。

施設の利用期間については、半数弱の世帯で取り決めがあり、その期間は行政指定や施設規定により 2 年程度とするものが多かった。ただし、ほとんどの施設において、行政と施設の協議により利用期間の延長は可能であった。

自立支援計画については、いずれの施設においても策定しているが、母子それぞれに策定している施設が最も多かった。加えて、半年ごとに見直しをする施設が最も多かった。

施設の職員総数は 1 施設あたり平均 13.09 人であった。施設の配置基準に該当する職員のうち、調理員等と嘱託医は平均が 1 人未満であったが、嘱託医については、嘱託であるためカウントされなかった可能性があり、調理員については、調理をメインとしない雇用形態のためカウントされなかった可能性が

考えられる。一方で、施設の配置基準には該当しないが、保育士と個別対応職員は配置されていない施設よりも配置されている施設の方が多かった。心理療法担当職員や自立支援職員については、配置されている施設よりも配置されていない施設が多かった。

保育士や心理士の配置については、公設公営施設・公設民営施設に比べて、民設民営施設では多く配置されており、保育士の配置は7割程度、常勤の心理士の配置は5割程度であった。また、入所世帯数別に保育士、心理士の配置をみると、入所世帯が10世帯未満の施設では配置が少ないようであったが、20世帯以上入所している施設では、保育士の配置が9割程度、心理士が8割程度、常勤心理士が5割程度配置されていた。

職員の社会的養護や児童福祉施設での勤務年数は、5年以下が最も多く、経験の浅い職員が多くいることがわかった。

(2) 入所世帯について

施設の利用期間は、平均3年7ヶ月±2年11ヶ月であり、世帯によるばらつきが大きかった。広域利用での利用期間においても、平均3年2ヶ月±2年5ヶ月であり、世帯により大きく異なるようであった。世帯の子どもの数は1~7人であり、平均1.9人であった。子どもの年齢は、0歳~33歳まで幅広く、平均9.0歳であった。世帯の母等の年齢も18歳~80歳まで幅広く、平均は37.4歳であった。

行政による措置理由で最も多いのは夫等の暴力であり、6割弱を占めていた。一方で、入所後に明確になった課題で最も多いのは養育不安・困難であり、6割を占めていた。行政による措置理由と入所後に明確になった課題は一致していない場合が多く、特に、心身の不安定・心身障がい・疾病、養育不安・困難は、措置時には課題とされていないが、入所後に明確となることが多いようであった。

世帯の母等の半数程度は、何らかの障がいを抱えている、または障がいを抱えている可能性があることがわかった。また、母等の半数強は何らかの子育てにおける懸念事項があり、4割程度に子育ての知識の乏しさや、子どもに対する不適切な関わり、3割程度に子育てに対する自信のなさがあるようであった。このとき、障がいを抱えていない母等に比べて、障がいを抱えている、または抱えている可能性がある母等は、子育てに関する知識の乏しさや、子育てに対する自信のなさ、子どもへの不適切な関わりがみられる割合が増えていた。特に、母等が知的・発達障がいを抱えている、または抱えている可能性がある場合に、子育てに関する知識の乏しさが多くみられるという結果であった。なお、本研究における「障がい」は先天的・後天的の別はなく、入所理由となった生活環境の悪化が障がい様の困難さを生じさせている可能性は否定できないものである。

母等のストレス要因については、7割程度が子どもへの対応にストレスを感じており、5割程度が母自身の体調、仕事や休職活動、金銭的な課題にストレスを感じていることがわかった。このとき、障がいを抱えていない母等に比べて、障がいを抱えている、または抱えている可能性がある母等は、子どもへの対応、母自身の体調にストレスを感じるようであった。一方で、障がいを抱えていない場合であっても、子どもへの対応には6割程度がストレスを感じており、仕事や休職活動、金銭的な課題についても4~5割程度の母等がストレスを感じている可能性があることがわかった。

(3) 母等への支援について

多くの施設が、母等への入所準備の支援として、会議や打ち合わせ、本人との面談を実施していた。一方

で、関係機関との情報共有のための関係者会議をおこなった施設は6割程度であった。また、関係機関との連携体制の構築や、施設内外の支援者の役割分担を明確にすること、本人に対して施設生活について説明し不安や思いを聞くことは8割~9割の施設が十分に実施できたと回答した。

母等への入所中の支援（インケア）としては、生活の安定のための補助的支援や同行支援、経済的安定を支えるための支援、居室訪問や面談を通して生活上の困り事がないか確認するといった支援が比較的頻繁におこなわれていた。一方で、母の親族との関係調整や、子どもの預かり保育、養育スキルトレーニング、個別の心理療法、DVや虐待についての心理教育については、実施しない世帯が多いようであった。なお、障がいを抱えていない母等に比べて、障がいを抱えている、または抱えている可能性がある母等に対しては、インケアの頻度が高いことがわかった。特に、居室訪問や面談を通して生活上の困り事がないか確認する支援は、障がいを抱えている母等に対しては、4人に1人以上が週1回以上の支援を受けていた。

保育士や心理士配置による支援頻度をみると、母のリフレッシュのために子どもの預かり保育を実施するという支援については、月1回以上実施する世帯が施設の保育士配置により1割程度増えていた。また、個別の心理療法やDVや虐待についての心理教育の実施については、施設の心理士配置により支援頻度が高くなっており、特に、個別の心理療法を月1回以上実施する世帯は、常勤+常勤的非常勤心理士が配置された施設において3割程度増えていた。

(4) 子どもへの支援について

世帯の子どもは、子ども全体で男子が52.0%、女子が48.0%であり、平均9.0歳であった。そのうち、施設で同居している子どもは、男子が51.1%、女子が48.9%であり、平均8.2歳であった。また、別居している子どもは、男子が56.7%、女子が43.3%であり、平均15.5歳であった。別居している子どもの24.1%は自立しており、18.7%は実父宅で生活していたが、里親や施設、一時保護所で生活している子どもが計3割程度いることがわかった。

同居の子どものうち、7割強の子どもが入所前に虐待体験を有しており、半数程度の子どもが何らかの障がいを抱えている、または障がいを抱えている可能性があることがわかった。また、成長・発達に遅れや偏りがある子ども、人間関係につまずきやすい子どもが3割程度、母等との関係に悩んでいる、登園や登校しぶりが度々みられる子どもが2割程度いることがわかった。

母等の支援では、多くの施設が入所への準備として会議や打ち合わせを実施していたが、同居の子どもに対する支援として入所前に会議や打ち合わせを実施した施設は6割程度であり、関係機関との会議は5割程度であった。施設に入所する理由の説明については、該当する子どもの半数程度に実施されており、入所の不安や生活上の困りごとについて話を聞いたり、母等から様子を聞き取ったりする支援については、該当する子どもの7割程度に実施されていた。このとき、入所前の虐待体験がない子どもに比べて、何らかの虐待体験を有する子どもに対しては、施設に入所する理由を説明したり、入所の不安や生活上の困りごとについて話を聞いたり、母等から様子を聞き取ったりする支援が1~2割程度多かった。また、同居の子どもが何らかの障がいを抱えている、または障がいを抱えている可能性がある場合に、障がいを抱えていない子どもに比べて、入所の準備として施設内検討会議を実施することが多い傾向にあった。同居の子どもへの入所中の支援（インケア）としては、施設内保育・施設内学童保育で子どもの様子を把握する支援が比較的頻繁におこなわれており、7割強の子どもが月1回以上の支援を受けていた。また、

そのうちの3割は週5回以上の支援を受けていた。子どもの困り事など個別で話を聞く、子どもの意見を代弁して母等に伝える、母等の意図や考えを子どもに分かるように伝える支援では、6割強の子どもが月1回以上の支援を受けていた。一方で、個別の心理療法やDVや虐待についての心理教育、きょうだいの関係調整、ソーシャルスキル向上のための支援については、月1回以上の支援を受けている子どもは3割弱であった。特に、DVや虐待についての心理教育については、実施しない世帯が9割を超えていた。このとき、入所前の虐待体験がない子どもに比べて、虐待体験を有する子どもに対しては、インケアの頻度が高いことがわかった。特に、子どもの困り事など個別で話を聞く支援を週1回以上受けている子どもは、虐待体験を有していない子どもが2割強であるのに対して、虐待体験を有する子どもは4割弱であった。なお、同居する子どもの障がいの有無と子どもに対するインケアの頻度には大きな違いはみられなかった。

保育士や心理士配置による支援頻度をみると、施設内保育・施設内学童保育で子どもの様子を把握する支援については、施設の保育士配置により週5回以上実施する世帯が1割程度増えていた。また、個別の心理療法については、月1回以上実施する世帯が、施設の心理士配置により3割以上増えていた。さらに、ソーシャルスキル向上のための支援については、心理士が配置されている施設では、月1回以上実施する世帯が1割強多かった。

(5) 世帯全体への支援について

世帯全体に対する入所中の支援（インケア）としては、親子の関係性の把握、母子関係調整といった支援が比較的頻繁におこなわれていた。一方で、きょうだい児保育、家事支援、母子間の愛着形成機会の提供、家族療法、ペアレントトレーニングといった支援については、実施しない世帯が多いようであった。このとき、障がいを抱えていない母等に比べて、障がいを抱えている、または抱えている可能性がある母等に対しては、インケアの頻度が高いことがわかった。特に、知的障がい・発達障がいを抱えている母等の世帯に対しては、週1回以上の支援が提供される割合が1~3割程度増えていた。一方で、子どもの障がいの有無ではインケアの頻度に顕著な違いはみられなかった。また、入所前の虐待体験がない子どもに比べて、虐待体験を有する子どもに対しては、インケアの頻度が高いことがわかった。特に、週1回以上の高頻度の支援は、虐待体験がない子どもに比べて、虐待体験を有する子どもに対して0.5~1割程度多かった。

保育士や心理士配置による支援頻度をみると、少年指導員や保育士等が母子関係調整を行う支援については、施設の保育士配置により、月1回以上実施する世帯が1割程度増えていた。心理療法担当職員が母子関係調整を行う支援については、月1回以上実施する世帯が、施設の心理士配置により3割程度増えていた。家族療法や母子並行面接を行う支援については、月1回以上実施する世帯が、施設の心理士配置により1割程度増えていた。一方で、ペアレントトレーニング等のグループワークについては、施設の心理士配置による増加はほぼみられなかった。

(6) インケアにおける具体的支援内容について

入所中の支援（インケア）は多層的であり、第1層から第4層のカテゴリーに分類された。第1層は19、第2層は77、第3層は117、第4層は25のカテゴリーが抽出された。

① 母等へのインケアにおける具体的支援内容について

母等へのインケア・カテゴリでは、第1層として生活支援（123世帯）やメンタル面のサポート（122世帯）、スキル向上のための支援（101世帯）が多かった。生活支援は第2層として11の下位カテゴリに分けられるが、その中では健康に関わる支援（33世帯）、家事支援（28世帯）、各種手続きに関する支援（24世帯）が多かった。メンタル面のサポートは第2層として心理支援とエンパワメントの下位カテゴリに分けられるが、エンパワメントが52世帯と多く、エンパワメントの下位カテゴリでは傾聴、受け止め（35世帯）が多かった。スキル向上のための支援は第2層として7の下位カテゴリに分けられるが、その中では養育相談（69世帯）が多かった。

② 子どもへのインケアにおける具体的支援内容について

子どもへのインケア・カテゴリでは、第1層として子育て支援（118世帯）や親子関係構築のための直接的支援（96世帯）が多かった。子育て支援は第2層として6の下位カテゴリに分けられるが、その中では養育補助（57世帯）、保育支援（30世帯）が多かった。親子関係構築のための直接的支援は第2層として5の下位カテゴリに分けられるが、その中では親子関係調整（71世帯）が多く、さらに第3層の8の下位カテゴリではアドボカシー（代弁する）（33世帯）が多かった。

③ 世帯全体へのインケアにおける具体的支援内容について

世帯全体へのインケア・カテゴリでは、第1層として親子関係構築のための直接的支援（148世帯）が最も多かった。親子関係構築のための直接的支援は第2層として5の下位カテゴリに分けられるが、その中では親子関係調整（127世帯）が最も多く、さらに第3層の8の下位カテゴリではアドボカシー（代弁する）（43世帯）と行事・イベントの開催（33世帯）が多かった。

(7) 退所世帯への支援について

過去3年間（2019年度、2020年度、2021年度）の退所世帯数は平均19.1世帯であったが、施設によってばらつきが大きかった。

退所に向けた支援としては、施設での全体会議、母等が相談できる機関につなぐ、退所後の社会資源を確認する、退所前計画を立てるといった支援が主におこなわれていた。また、退所後の支援としては、定期的な連絡や施設行事に招待するといった支援が主におこなわれていたが、実施世帯数は退所前の支援ほど多くなかった。

第IV章 支援事例集 -入所中の支援(インケア)の具体例-

前章 2.10 入所中の支援（インケア）における具体的支援内容に記載したカテゴリー第1層のインケアについて、対象（母等、子ども、世帯）ごとに好事例と考えられる自由記述回答を以下に抜粋した。ほとんどの支援が各カテゴリーのいくつかを組み合わせた「オーダーメイド（組み合わせ）の支援」であったため、各カテゴリーに分類された自由記述のうち、典型的と思われる好事例については「カテゴリーごとの支援」として別に提示した。なお、個人情報が特定される可能性の高い記述については削除した。

1. 母等におけるインケアの具体例

(1) カテゴリーごとの支援

支援カテゴリー（第1層）	支援内容の具体例
1 恒常的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の調子や気持ちに合わせ、無理なく話したり聞いたりできるよう、日頃のさりげない声かけや関わりを継続している。 ・ 母親が優先順位をつけて取り組んでいけるよう助言する。母親が疲れた様子があった場合は補助保育できることを伝える。就労状況を見守る。母親の精神面を中心に把握に努める。 ・ 育児の困り事に対し、感じ、訴える力が弱いので、日頃の声掛けを通して、困り事はないか、確認するようにしている。
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物同行。調理片付けなどの家事支援。母の服薬補助と通院同行など母の状況確認。 ・ 生活環境の調整。居室内に30袋以上のゴミ袋がクローゼット等に入れられており、居室に小蠅が飛んでいる状況だったため、現状は週2回はゴミ回収を含む居室訪問を実施。 ・ 公営住宅応募に関する支援を行う。 ・ 学校・保育園関係書類の記入支援及び内容説明。裁判所の書類、役所関係書類への解説説明。 ・ 家計管理を一緒に行い、子に必要な出費が確保できるように支援している。（週1回） ・ 母の生活リズムが崩れやすく、それが子の生活に大きく影響する（園を休む、就寝が遅れる）ため、生活リズムを整えることの大切さについて話す機会を何度も設ける。モーニングコール等も行う。
3 親子関係構築のための直接的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子関係調整のために、母と第2子で親子調理を通しての母のポジティブコミュニケーションの促し（月1回） ・ 母と職員が集まり、生活上の連絡や、子育て等の情報交換をする互助会を開催（年1～2回程度） ・ 子どもの成長に合わせ、適切な声かけや子どもが興奮した時の声かけ、自分が子どもを受け止められない時の対処法等、具体的に母に伝え、実践してもらいながら振り返りを行い、良好な関係構築に向け支援を行っている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへ大事な話（自身の病気や子どもへの気持ち）を伝える際に一緒に伝えてほしいと依頼ありその場に同席する。年に数回。 ・母に子への声かけや説明の苦手意識があり、母からのヘルプがあったときは一緒に話をした。
4 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母の養育不安、発達障害への対応に有効なペアレントトレーニングを母、職員とで受講。週1回、母と、子どもへの対応相談や振り返りを行い支援を行なっている。 ・資格取得に向けた勉強時間の確保や休養、子どもたちと個々での時間を作りたい時など、母の意向に沿った保育支援を行なっている。 ・保育園の送迎代行（母の体調不良や仕事都合等の理由） ・母の養育への負担を軽減するために、子どもの入浴支援を行う。毎日。 ・母が子の沐浴に慣れるまで見守りを実施。母が入浴している間の子の預かり実施。
5 安全確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子関係の見守りを行うため、毎日夜間の見回りを行なっている。 ・母の精神面の不調による緊急補助保育を2ヶ月に1回程度実施する。 ・トラブルが起きた際（親子喧嘩等）の母への聞き取り。トラブル介入の際、対応の仕方を伝える（2ヶ月に1～3回程度）。 ・長期にわたるDVと虐待の影響で家庭内に暴力があり、秩序がなく、母が子への遠慮していることもあり、家庭内での約束を週単位で決め、それが守られているか職員が確認することで、家庭内が安心した環境で、母が母でいられるように支援をしました。1年半ほど継続した。 ・子への不適切な関わりを発見したときは、児童相談所など関係機関に繋ぎ、連携して支援にあたる。子と離れるニーズがあった際は、ショートステイ先を探す。また、別室を提供し、一時的に落ち着くまで離れて過ごせる環境を整える。
6 スキル向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子の体調不良時、母親が判断に困っているときにアドバイスをしている。 ・子育てに自信がなく、子の気持ちの切り替えの困難さ、噛みつき、度々ある痲癩の対応に困り感を感じていたが、心理士による月2回のペアレントトレーニングを行い、子どもとの関わり方を習得する支援を行った。 ・思春期の男児への接し方や反抗期について伝えた。 ・子とのスキンシップの大切さについて話し促すと、「絶対無理。スキンシップはできない」と拒否する様子があった。その後、母より、子が不安定であることもあり、少しずつではあるがスキンシップを増やしていっていると報告がある。
7 母子再統合に関わる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・第1子と母子再統合することとなり、「思春期の子への関わり方が分からない」と話があったため、月に1～2回程、職員自身の経験などを話した。 ・施設入所中の第1子との関係調整として関係機関と連絡をとりながら面談や面会が実現できるよう支援している。（月1回程度） ・母子分離から家庭復帰までに、環境整備及び母親への受け入れ準備への支援を児童相談所との連携の中で行なってきた。
8 産前産後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・第2子出産の際に、産前産後の生活・養育支援（家事支援、買い物代行、第1子の保育園の送迎代行）を行い、実家的なサポートができるように体制を整えた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定妊婦として受け入れを行い、母子で暮らすための準備として、前住居からの家具等の運び込みをサポート。出産前は子どもを施設に預けると話していたが、産後にはその発言はなくなり、不安になった時は事務所に来て、子どもと共に過ごしていたため、様子を見守った。
9 面談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に面談を実施し、母子支援員と心理担当職員が、母の困りごとに対して、母ができること、施設に手伝ってもらったことを話し合い、必要に応じて支援方法を提案している。 ・ 調停や面会交流が長期にわたって続くことで気持ちに余裕が持てないことがあった。考えの整理をするため、適宜面談を行い、気持ちの受け止めをしている。 ・ 施設内の心理職による定期面談で、母の話聞き、困り事での対応につなげる。 ・ 月末に、金銭管理や翌月の支援内容についての面接を行う。カレンダーに予定を書き込み渡す。子どもそれぞれの育児日記（記録）を書いてもらい、1ヶ月を振り返る。子どもの健康状況についても記入しているため（視覚化）、振り返りながら助言したり、成長を共有・共感している。 ・ 子どもの登校渋りの背景にある発達特性に対する母へ理解を促す。家族関係の築き方について毎月、面談を実施。 ・ 社会福祉士兼助産師面談を行っている。
10 法的手続きに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務を抱え、返済の滞納から督促が続き、そのストレスが母子関係へも影響を与えていた。法テラスへの相談同行や自己破産手続きに向けた書類記入介助や弁護士事務所同行を月1～2回程度行った。 ・ 裁判所等へ同行し、母の不安要素を少しでも減らせるようにする。 ・ 300日問題があり、子の戸籍が、実父ではない前夫のところに入った。弁護士に依頼し、「親子関係不存在」の調停を申し立てる。DNA鑑定を行い、現在は母の戸籍に入籍できている。そのための手続き支援や精神面を支える支援を行った。
11 DV被害に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者支援プログラム6回シリーズ。月2回ペースで実施。 ・ DV被害者向けの講座に関心があるため、案内が来た際は適宜情報提供をしている。 ・ 母に被虐待などの逆境体験やDV被害を繰り返し受けた経験があり、自尊感情が低く、基本的信頼感を抱けず、対人関係でのトラブルや我慢してストレスを溜め込み、子が欲求を表出したり関わりを求めることトリガーとなって、子に対して否定的な発言で怒鳴りつけている。無気力が強まるなど精神的に不安定で、一貫性に欠ける養育となっているため、母が子に肯定的な関わりができるように、子育てや対人関係での悩みなどを細かく傾聴している（最低週2回）。 ・ 母は自尊感情回復プログラム（心理的グループワーク）に参加し、DV被害への回復を図っている。
12 子の父が関わる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫（子の父）との間接的会交流で半年に一度手紙のやり取りがある。父への感情が未整理である子への配慮に関して具体的な対策を共に検討したり、母自身の夫に関する感情を整理しながら準備サポートをしたりしている。（月1～3回）。 ・ 離婚調停の前後や、夫と子の面会交流前後には母の気持ちが揺れ、子どもに対して余

	<p>裕がなくなり感情的になってしまい、母子でのトラブルが起きやすくなる。夫や夫側親族との関係や出来事を、母の気持ちを傾聴し、少しでも子どもに対して落ち着いて関わられるようにしている。</p>
13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の精神症状については主治医と連絡を取り話を聞く。その後は通院時に母と相談しながら、質問事項を確認。 ・ 児童相談所の面接への同席と、通所後や面接後のフィードバック。 ・ 毎月、児童相談所でのペアトレの様子や参加した母の気持ちを共有した。母が児相の意図とは異なる解釈をしていることが度々あったため、取り組みや担当者の話の意図をわかりやすく説明した。また、母の気持ちを関係機関に代弁して伝えた。 ・ 保育園との情報交換：電話で適時、面談年1回（必要時実施） ・ 行政機関への拒否感が強いので、同行し関係調整を行っています。 ・ 学校と連携し、子の様子を把握し、母への伝え方を協議する等して、母が子をより良く理解できるよう支援している。 ・ 年に一度のペースで関係者会議を開催し、母子の支援について役割分担やケース共有、支援目標の明確化を行なっている。
14 親族との関係調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の親族に対しての不満や願いを聞きながら、共に対応方法を検討していく。 ・ 祖母と不穏な関係になって以降は、不在と伝えて訪問を代わりに断っている。 ・ 頼れる身内がおじしかいない。親族とのつながりを持てるよう外泊など許可した。退所後サポートしてもらえる関係性構築。 ・ ・入所当初は、支援者となるおばとの面談などを行い、現状把握をした。その後も母子との関わりの中で、確認事項等ある時は連絡を取り合っている。実母（子の祖母）から母のことで相談事など連絡あれば、話を聞き取り、母へ確認したり、面談など対応。
15 母の交際関係に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS で出会う男性との交際に伴う自由な外泊対応 ・ 入所後、異性関係が分かる。付き合いが続くと家庭をかえりみない（部屋の掃除ができない）。またお金を男性に貢ぐなどの問題が生じた。付き合いは反対しないが、子育て等の日常生活はきっちりするよう助言。
16 外国籍に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本と母国の生活環境の違いを伝え、母子にとって生活しやすい環境を目指す。 ・ 母が外国籍のため、学校のお手紙などが読めない。把握できないので、平仮名に直したり、必要なものを伝えている。 ・ 在留カードの更新手続き（毎年）。就労先の担当者との連携（書類の提出等）。記入方法の手助け。 ・ ・通訳の方を月に2回、施設に招いて、日本語の勉強をしている。
17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母が褒められ、認められた経験に乏しく、子育てにも影響がみられるため、母自身を労い、褒めて認める声かけやコミュニケーションを図る機会を多く持っている。（週3～4回） ・ 支援者への緊張が強く、ささいなことで激高することが多かったので、そのたびに気持ちの傾聴を重ね、支援関係を作りました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母自身、今抱えているものが多いことや、今まで子育てをして来れなかったことの罪悪感がある。不登校気味になっている第1子から「母親面するな」と言われたりすることで、自分を保っていくこともやっつである。カウンセリングを受けることが今はできない状況にあるので、職員が話を聴く対応。 ・ 子どもは可愛いと思っているが、ストレスが溜まってくるとイライラが子に向いたりするので、母の話し相手に職員がなり、話すことでストレスを発散できる部分がある。
18 受援に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに負担感を感じていながらも、母としてすべきことと考え、自ら相談することがないため、様子を見て、定期的に子どもの様子や就労、生活について聞き取りを行っている。 ・ 愛の手帳取得について、母の意向を確認し、必要時にはサポートする。 ・ 子の登校渋りへの対応負担があり、病院受診の情報提供を行う。 ・ 第1子、第2子、第3子それぞれ児童セラピー、発達検査に繋ぐ。第2子は障がいサービスに繋げ、土曜日を中心に通所できるようにし、母の育児負担を減らす。関係機関と繋がり、子との関わり方を学ことで、母は少しずつ自信を持って子と関わるができるようになる。 ・ 母が、自分に余裕のない時の子への接し方について悩みを抱えており、SOS の出し方を伝えた。
19 退所に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退所前なので、物件探しを行うなど。週1～2回程度。

(2) オーダーメイド（組み合わせ）の支援

支援カテゴリー（第1層）	支援内容の具体例
5 安全確保のための支援 6 スキル向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神的に不安定になると、子どもの言動に対して、過敏に反応して、親子喧嘩に発展したり、子どもがいじめられていると他児の不平不満を職員にぶつける場面が多くなる。その都度、子どもの課題は子どもの課題、解決の主体は子ども、母はそれをサポートする役割ということで、話し合いを重ねる。
3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母は准看護師の資格取得に向けて訓練校に通っている。勉強や実習で忙しく、子どもの相手や家事ができない時は当初で補助保育を行い、母が自分のことや家のことをできる時間を作るようにしている。母に余裕ができると、夜、子どもと関わる時間ができ、子どもの精神面の安定にもつながる。
2 生活支援 10 法的手続きに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務を抱え、返済の滞納から督促が続き、そのストレスが母子関係へも影響を与えていた。法テラスへの相談同行や自己破産手続きに向けた書類記入介助や弁護士事務所同行を月1～2回程度行った。
1 恒常的支援 12 子の父が関わる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫（子の父）との間接的会合交流で半年に一度手紙のやり取りがある。父への感情が未整理である子への配慮に関して具体的な対策を共に検討したり、母自身の夫に関する感情を整理しながら準備サポートをしたりしている。（②月1～3回）
3 親子関係構築のための直接的支援 6 スキル向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもに対してあまりよくない言動が見られた時も、否定しない方法で母に話しかけ、違う方法をやってみせるなどのかかわりをしている。特に、子育ての正しい答えがほしい母には、答えが一つではなく、様々な工夫の繰り返しと継続であることを、

17 メンタル面のサポート	失敗談なども交えながら伝えていっている。
1 恒常的支援 6 スキル向上のための支援 9 面談	・ 母の子ども、子育てに対する考え方に特有さがあり、職員や心理担当職員から様々な方法（日常生活のかかわりの中で子どもへのかかわり方について実践を伝えたり見せたりすること、心理面談、親子の絆を強くするケアプログラムをグループワークで実施、講師を招いての子育て支援講座等）により、子どもとのかかわり方について伝えている。
1 恒常的支援 6 スキル向上のための支援 9 面談	・ 職員や心理担当職員から様々な方法（日常生活のかかわりの中で子どもへのかかわり方について実践を伝えたり見せたりすること、心理面談、親子の絆を強くするケアプログラムをグループワークで実施、講師を招いての子育て支援講座等）により、子どもとのかかわり方について伝えている。
1 恒常的支援 2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援 17 メンタル面のサポート	・ 家事全般について能力が高いので支援は必要としていない。全般的に能力は高いが、離婚裁判が進展していない、子ども達の引き籠り将来への不安、経済的不安、実母の病気等課題が山のように合り、不安は多く、不安は大きい。しばしば相談があり、その都度傾聴し、適時助言。必要に応じて励ましの言葉を掛けたりもしている。親子関係について。子ども達の事を非常に心配はしているが、囲いがち。その為に、特に第2子とはなかなか職員と1対1での場面は作りづらいが、進学に関しては母子共に現在最大の関心事なので、この点に絡めて機会を最大限に利用してコミュニケーションを持つようにしている。
1 恒常的支援 3 親子関係構築のための直接的支援	・ 母が両親から適切な教育を受けてこなかった部分があり、生活の中で時折一般的では無い行動等が見られる。そのため、生活支援で居室に入る時など、本人のプライドを傷つけないよう意識しながらさりげなく助言、提案等し、修正を図ることで、子へ将来引き継がれる常識を一般化している。
2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 13 他機関との連携	・ 母親が先に当施設へ入所し、複数回の子の外泊訓練を経て、子の入所となった。母親の精神安定のための服薬が必要だが自己管理ができないため、精神科と連携し、訪問看護の利用と当施設職員（看護師）による服薬及び健康管理を行なっている。家事支援、生活や親子関係における困りごとを聞き出し、職員へ繋ぐ役割も依頼している。母親の心身の安定が子の安定に直結しているため、心理士を含む職員が居室内の清掃介助と代行、子の保育園の登園準備と送迎の介助や代行、保育園との連携を行なっている。母親が両親との愛着関係を構築できない生育環境に置かれていたため、職員が家族のように関わりながら支援を行い、自己肯定感を感じられるような関わりを心掛けている。日々の関わりの中で、小さな成功体験が重ねられるように、労いと成功体験を共に喜ぶことも心掛けている。母親が失敗と感じていることや訴えを、失敗ではなく気付きとして、一緒に解決策や工夫を考えている。措置元の母子父子自立支援員とこまめに相談・連携しながら、困りごとを一人で抱えず相談しやすいよう配慮している。
10 法的手続きに関する支援 13 他機関との連携	・ 児相を含む要対協を複数回開催し、役割分担をしながら、母親に、子の養育の自覚を促し、生活面・金銭面・養育面・医療面の支援を行っている。弁護士による養育費関係・自己破産手続き等の法的手続きも実施。

2 生活支援 6 スキル向上のための支援 9 面談 17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月末に、金銭管理や翌月の支援内容についての面接を行う。カレンダーに予定を書き込み渡す。子どもそれぞれの育児日記（記録）を書いてもらい、1ヶ月を振り返る。子どもの健康状況についても記入しているため（視覚化）、振り返りながら助言したり、成長を共有・共感している。
3 親子関係構築のための直接的支援 5 安全確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期にわたるDVと虐待の影響で家庭内に暴力があり、秩序がなく、母が子への遠慮していることもあり、家庭内での約束を週単位で決め、それが守られているか職員が確認することで、家庭内が安心した環境で、母が母でいられるように支援をしました。1年半ほど継続した。
4 子育て支援 9 面談 13 他機関との連携 17 メンタル面のサポート 18 受援に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの年齢が低いため、子への支援は毎日保育園へ通うことができるように母を支援した。また、自立支援計画の母のモニタリング（月1回以上）、母の心理カウンセリング（月1回）を行うときに、子どもを預かる支援をした。どんなに相談や支援をしても、母親がトラブルに出会ったときに、衝動的な行動に走る特性があり、その特性を周りの支援者が理解した上で、今後、母子に必要な支援は何があるのか、支援をして母子の幸せが実現するのか、母の幸せ、この幸せは何か。母とこの幸せのために支援者は力を注いでいきたいと思っているが、現在、関係機関の支援者会議で検討中である。
13 他機関との連携 19 退所に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所当時は関係機関との手続きに同行。現在は退所も視野に入っており、退所に向けた支援を行なっている。
6 スキル向上のための支援 8 産前産後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援として施設独自の家庭訪問を実施。（第2子が生後6ヶ月になるまで） ・ 週1回程度の家庭訪問。内容としては、母の今の子育てについて話を傾聴。子育ての情報や子どもの発達、関わりについて情報提供。育児手技の確認。
5 安全確保のための支援 6 スキル向上のための支援 9 面談 11 DV被害に関する支援 17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母に被虐待などの逆境体験やDV被害を繰り返し受けた経験があり、自尊感情が低く、基本的信頼感を抱けず、対人関係でのトラブルや我慢してストレスを溜め込み、子が欲求を表出したり関わりを求めることトリガーとなって、子に対して否定的な発言で怒鳴りつけている。無気力が強まるなど精神的に不安定で、一貫性に欠ける養育となっているため、母が子に肯定的な関わりができるように、子育てや対人関係での悩みなどを細かく傾聴している（最低週2回）。 ・ 養育モデルの欠如や知識不足を補うため、施設内で実施しているアタッチメントに関するプログラム（『安心感の輪』子育てプログラム）の受講を促し、受講終了している。 ・ 入所当初は過去を開示することは拒否的であったが、親族と関わったり、子育てのあらゆる場面で自身の幼少期と比較し、被虐待体験が想起されて不安定になることが増えている。施設内カウンセリングの継続利用（月2回）と共に、虐待やDV被害について、本人が拒否感を抱かずに受け入れられるよう面談の中で心理教育も取り入れている。
2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子の不登校に対して登校促し等の対応ができない母に対して、子へ対応できるよう支援をし、その対応があつて子が安心して登校できた際には、対応後にその様子を母へ伝え、子の言動は母に対する欲求の表現であることを母に説明し、母の自信に繋がる

4 子育て支援	よう支援した。
3 親子関係構築のための直接的支援 5 安全確保のための支援 6 スキル向上のための支援 9 面談 12 子の父が関わる支援 17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て、夫やその親族との関係性での悩みやしんどさを抱え込まないよう、母が一人のタイミングで意識的に関わり、雑談の延長線で母が話しやすい雰囲気を作り、母が話をしたい様子の時には面談室で話を聞いている。 ・ 離婚調停の前後や、夫と子の面会交流前後には母の気持ちが揺れ、子どもに対して余裕がなくなり感情的になってしまい、母子でのトラブルが起きやすくなる。夫や夫側親族との関係や出来事を、母の気持ちを傾聴し、少しでも子どもに対して落ち着いて関わられるようにしている。 ・ 母自身、逆境体験を有しており、親を反面教師として子育てをしており、理想の家族像があることで、子どもに対して求めることが子どもにとって難しいこともある。母の想いも受け止めながら、子どもの年齢や発達段階に応じたことを伝えている。
1 恒常的支援 2 生活支援 5 安全確保のための支援 13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母が苛立ちや不安、ストレスから子への対応が適切でない時、介入し、話を伺い、落ち着いて対応できるようにする。 ・ ストレスの要因が行政（生保）との関係のしんどさのため、月1回の書類提出の代行、連絡の仲介を実施。 ・ 定期的に声掛けし、気持ちの吐き出し、状況の確認を行なっている。
1 恒常的支援 6 スキル向上のための支援 9 面談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的（数ヶ月に1回）に個別時間を設け、日常の子育てや就労、生活についての吐き出しが行えるように支援している。また日常的に声をかけ、雑談の中から生活の困りごとを拾いサポートに繋げている。子育ての悩みを話す際は少年指導員と連携し、本人が相談できるよう繋げている。
6 スキル向上のための支援 9 面談 17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母は対人関係での不安感が高いこともあり、施設内で行うグループワーク（エンパワメントプログラム等）への参加は拒否される。職員や心理士との関係は築けるため、週1回はカウンセリングか職員との面談の時間を設けるようにしている。その中で子育てでの悩み事を拾い上げ、一緒に対応を考えたり、訪問した際にモデルを見せるように関わっている。
2 生活支援 13 他機関との連携 14 親族との関係調整 18 受援に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の身体面と精神面の安定を目的とし、看護を連携しながら服薬管理を実施中。毎日、面前服薬をしてもらっている。 ・ 2週間に1回のペースで居室清掃のため介入。 ・ 母の妹との関係調整を、年に数回行っている。母が不調のため、子2人を妹に預かってもらうことがあったが、多額の金銭を要求されたことあり。母と面談し、未払いが妥当だと思われる金額を伝える。母の様子伺いが入電があった場合には、都度対応。 ・ 訪問看護や主治医との連携を行っている。訪看：週に3回の訪問があるため、気になる様子等を共有。主治医：数ヶ月に一度の通院に同行し、病状の確認をしている。 ・ 子ども相談センターとの連携。長期休暇の前後に面談に来ていただき、現場の共有をしている。（3～4か月に1回）。母の病状について情報共有（入院の有無等伝え、一保の調整を依頼）。
2 生活支援 6 スキル向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所後、異性関係が分かる。付き合いが続くと家庭をかえりみない（部屋の掃除ができない）。またお金を男性に貢ぐなどの問題が生じた。付き合いは反対しないが、子

15 母の交際関係に関する支援	育て等の日常生活はきっちりするよう助言。
2 生活支援 13 他機関との連携 16 外国籍に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留カードの更新手続き（毎年）。 ・ 就労先の担当者との連携（書類の提出等）。記入方法の手助け。体調面で情報交換。
2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援 8 産前産後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定妊婦として受け入れを行い、母子で暮らすための準備として、全住居からの家具等の運び込みをサポート。出産前は子どもを施設に預けると話していたが、産後にはその発言はなくなり、不安になった時は事務所に来て、子どもと共に過ごしていたため、様子を見守った。
9 面談 14 親族との関係調整 18 受援に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所当初は、支援者となる叔母との面談などを行い、現状把握をした。その後も母子との関わりの中で、確認事項等ある時は連絡を取り合っている。実母（子の祖母）から母のことで相談事など連絡あれば、話を聞き取り、母へ確認したり、面談など対応。退所に向けては、支援者となっている叔母だけでなく、母がヘルプを出せる（母が求める）存在の実母との関わりが必要さが地域で生活する上で不可欠と感じているので、手掛ける予定。

2. 子どもにおけるインケアの具体例

(1) カテゴリーごとの支援

支援カテゴリー（第1層）	支援内容の具体例
1 恒常的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童や学習会を通して、成功体験・失敗体験をどちらも積めるように、様々な経験をさせたり自分を受け入れられるように言葉にして伝える。子どもが自分の考えを他者へ伝える力をつけられるよう職員が相手となる。 ・ 子に対して不安を聞き取り、一緒に不安事を解消している。 ・ 母子が安定した関係や生活を構築できるように、子どもには学童保育内で様々なグループワークを実施し、行事への参加を促している。
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校、不登校だったため、学校の先生にお部屋の玄関まで来ていただき、交流をしていた。現在は地域活動ホームに月に数回通うことができ、社会性が身につくようにお金の使い方や家事の仕方等を伝えている。 ・ 母の体調不良時に、居室へ上がり、食事の支度や子の身の回り等手伝う。子が規則正しく生活していくことができるように支援をする。 ・ 学習支援、買い物同行。
3 親子関係構築のための直接的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に回数などは決めずに、その都度、個別で話を聞いたり、代弁したりしている。母には話せていないことも、職員には話してくれることが多い。子どもが傷つかないように、また、少しでも過ごしやすくなるよう子どもへの支援を行なっている。 ・ 子が母から褒められること、認められることを諦めてしまっている発言がみられるため、子を褒め認めることを母へ伝えて、母からも褒めてもらえるように投げかけをしている。 ・ 子に対して、家族で協力することの大切さ、みんなで支え合うことが当たり前で、母

	<p>だけがあくせく働けば良いのではないことを根気強く伝えていった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母と上2人の子どもに距離が生じている関係を職員は感じているが、母にその意識はない。2人の子は母に対しての不満を伝えているため、2人の子が背負っている部分を2人に代わって施設職員に頼ってほしいことを伝えた。親子が不満を持たずに生活できるよう、時には子の思いを代弁したり、母の思いを伝える支援を適時行った。 ・ 子の気持ちの整理を図るため、個別対応の時間を持ち、話を聞いたりしている。
4 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月1-2回、母子関係調整のための補助保育を行う。週1-2回、帰宅渋りのある子に対し、帰宅促しや職員が帰宅介助を行う。 ・ 子の入浴、服薬支援。 ・ 保育園の送迎代行（週3回）。子が痙攣を起こした際の介入。 ・ 「就寝時、なかなか布団に入らず寝ない。布団に入ったとしても、そこからゴソゴソして全然寝ない」と母から相談があり、「頑張りシール表」を作成。保育所から帰ってきた時に毎日「今日はシール貼れる？」と話し、子どもとコミュニケーションを取っている。 ・ 施設内の学童利用。施設内保育室による補完保育の実施。
5 安全確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母が不安定時（自傷行為、飲酒状態、自殺企図）の子の保育。 ・ 母子関係に緊張が生じた際に介入し、お互いが落ち着くまで母子が離れて過ごせるようにした。子の気持ちに寄り添い、見守りを行った。 ・ あざ、怪我が見られた際に聞き取り、確認を行った。 ・ 母との家のルールができていない時にきょうだい喧嘩が起きたり、母から怒られることが、リマインダーとなって、第1子は母や第2子に暴力をしてしまうことがある。困った時や暴力がある状態になった時には内線で知らせたり、事務所に降りてくるなどSOSを出すよう繰り返し伝えている。 ・ 夕方の帰宅時に事務所前にて子どもたちとの雑談が日課となっている。居室内で怒鳴り声などが聞こえてきた時や泣き声などがあつた時は居室へ内線等を行い介入が必要な時は行う。クールダウンが必要な時は別室にて対応を行うこともある。
6 スキル向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母親からの評価が低いと、自己肯定感を高めるプログラムを、1ヶ月に1回の頻度で行っている。 ・ 子が母の言うことを聞かず、宿題に取り組まない。登校時間を守れないため、職員が介入して子に話をする。また、親子で継続して約束事を守るようにチェックカードを職員が手作りして、家にはって、頑張ってもらおう。 ・ 子2人について、セカンドステップを月に2回実施している。
7 母子再統合に関わる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兄たちと第3子、第4子が離れて生活していることについて、また、今後について、母と相談し、一緒に説明をしています。 ・ 母と第2子が再統合後に、第1子の再統合がされたケースのため、第1子が入所していた児童養護施設と連携をとり、母と第2子の元（当施設）へ宿泊を行いました。再統合後、母が精神的に不安定になり、自分のことよりも母のことを優先していたため、第1子には自分のことを優先するように丁寧に伝えている。第1子が母と喧嘩をし

	<p>て、危険を回避するために、空いている別居室を利用できるよう用意している。</p>
8 産前産後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所当時は居室の訪問、内線での様子伺いを毎日行い、子の状態を現認できるようにする。お食い初めなどの行事を一緒に祝う。沐浴時に体重を測り、成長を共に喜ぶ。一時預かりや行事で子を預かった際に、子の発達の側面を確認。子どもにとっての大きな変化（離乳食開始など）は母に声をかけて、一緒に見守っていく。 ・ 母への産後支援として、子の入浴及び沐浴中にきょうだい児を預かっており、その際に子の発育を観察している。
9 面談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年に2回の児童面談、学童行事による心理的グループワークの参加を促し、子の健全な発達を促している。 ・ 母に対する子の態度について、反抗的であり、下に見ている態度があったので、面談の中で助言をしている。相手の立場に立って考えることの苦手さがあるので、職員が代弁したり、自分がそういう態度をされたらどう感じるかを考えさせたりと面談の中で気づきのアプローチをした。
11 DV被害に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ DVや虐待についての心理教育は、母と同時期にプログラムを受けている。 ・ 面前DVで傷つき、発達障害のある第1子を含めて、2人の子を母が保育園へ送迎する際、子が充分、母に甘えられるように送迎同行支援を行っている。 ・ 父の暴力や暴言を見て育った子に対し、暴力はいけないことを生活の中で丁寧に伝える。
12 子の父が関わる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実父との間接的面会交流で半年に一度手紙のやり取りがある。母の気持ちを考慮し、本音が出しづらい子の状況を踏まえて、子の意見を聞いて手紙の取扱い方法の検討と実施を行っている。(月1-3回)
13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母を通してスクールカウンセリングを利用するよう促した。週1回通っている。 ・ 学校への行き渋りが見られた際は、母から子の様子を聞き取り、学校とケース検討を行った。また、母や子から特別支援級転籍の希望があった為、担当職員で就学相談へいき、特別支援級の転籍手続きを行った。 ・ 子ども家庭支援センター、児童相談所への情報提供及び介入への依頼 ・ 保育園との連携により、発達段階の確認を行う。(適宜) ・ 要対協主担機関と子の情報共有を行い、見守りを行っている。(2-3ヶ月に1回) ・ 発達特性がある子どものため、施設内学童だけでなく、外部の放課後デイ、相談支援事業所につなげ、子の特性に応じた個別対応を中心とした関わりをしてもらうことで、子の安定から母子関係改善を図った。 ・ 子が学校で忘れ物が多く、準備物などが確実に母に伝わるよう、学校とも連携し、支援員が間に入り、調整を行なった。子へも母に伝えるよう声掛けをした。
14 親族との関係調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族との面会があるときはその前後で子どもに聞き取りをおこなった(数ヶ月に1回)。
16 外国籍に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍の母親のため、子の日本語スキルの向上と母子関係のコミュニケーションを図ることを目的として、国際交流協会の日本語教室に親子で通所できるよう、また、小学校の取り出し授業にも参加できるよう調整した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・母が外国籍で厳しい。そのため、子供たちが母に伝えたいことを伝えることができないことが多い。その都度、子どもの気持ちを母へ代弁している。
17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・母との関係が不安定であるため、2か月に一度程度、子どもとも面談を行い、思いや悩みを聞く。子どもから母へ言いづらいこと等ある場合は、職員が間に入り、取り持つこともある。 ・週1回、子のプレイセラピーを通して、母や家族への気持ちを聞き取る。 ・母との生活において困っていることを傾聴する。母へ上手に気持ちを伝えられない時に代弁する。 ・イヤイヤ期には特に母に対して、怒りをぶつける姿がよく見られ、職員が関わると素直に話し、母に対して求めている事が顕著であった。母はそういった時でも取り合わずに笑って見ているなど、子の気持ちを察した声かけが難しい様子のため、子の気持ちを母に代弁したり、母ができない分を職員が子の気持ちに寄り添うことで母子関係の調整を行った。 ・母とトラブルになった際は事務所に来よう伝えている。来た場合は、ゆっくり話を聞くことを大切にしている。気持ちを聞いた後、今後どうしていくか話をしている。(この家庭は入所～3ヶ月間は特にこれに関して職員が介入していた)。
18 受援に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母が体調不良時には、子どもにも事実を伝え困ったことがあれば事務所に来よう伝えている。 ・半年に一度、施設長、担当職員、本児との面談を実施。施設での生活の振り返りや、今後、母子で地域で自立して生活していく事等、本児にわかりやすく伝え、また、意見や思いを受け止め、日常の支援に繋げていけるように取り組んでいる。 ・子が必要な支援を受けることができるよう、母に対して働きかけている。(月1回程度)
19 退所に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・長期支援として来年の退所(子が18歳に達する)と、子の進学(子は看護学校希望)について貯金と就労の見守りがある。 ・ヘルパーを利用し自立後のことを考え社会資源ともつなげている。

(2) オーダーメイド(組み合わせ)の支援

支援カテゴリー(第1層)	支援内容の具体例
2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 9 面談 17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと定期的に個別に話をする。問題行動等あった際は1週間間隔で話を傾聴する。その中で生活の目標設定、振り返りを行う。クールダウンの空間を一緒に作るなど同じ時間を過ごし接する時間を多くした。
2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・昼夜逆転生活については、母とも話し合い、子どものアセスメントを目的に施設内でショートステイを実施。ショートステイ中は、昼夜逆転生活にはならず。母には、ショートステイ中の子どもの出来ていることを中心にふりかえりをおこなった。

4 子育て支援	
2 生活支援 4 子育て支援 9 面談 13 他機関との連携 17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校への行き渋りが見られた際は、母から子の様子を聞き取り、学校とケース検討を行った。また、母や子から特別支援級転籍の希望があった為、担当職員で就学相談へいき、特別支援級の転籍手続きを行った。 ・ 個別の時間や学習室使用の際に、子の学力や現状を把握する。 ・ お金の使い方を覚える為に、職員同行で買い物トレーニングを行った。(2021年11月～2022年中旬) ・ 相手に対して、適切に気持ちを伝えられるよう練習をし、また、面談(週一回)を通して、自分や相手を知るサポートを行っている。
3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 5 安全確保のための支援 17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子は、父から母への順位付けされる暴力(父親一番上で、母は自動掃除機より下という順位付け)を目の当たりにする中、子自身も厳しく支配的に育てられた被虐待児であった。その影響により、子を母が従えようとしたり、子にとっては納得できていない保育園転園等の生活環境の変化に対する不満を母にぶつけ、不安定な母子関係であった。そのため、母から子に説明して反発のあるような場合に、職員からも同じように話をしたり、まずは子どもにとって物理的には物足りない施設生活の中でも、自分の正直な気持ちや子どもとしての甘えが自由に出せる安心した場所や生活となるよう関わった。
13 他機関との連携 16 外国籍に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍の母親のため、子の日本語スキルの向上と母子関係のコミュニケーションを図ることを目的として、国際交流協会の日本語教室に親子で通所できるよう、また、小学校の取り出し授業にも参加できるよう調整した。
2 生活支援 4 子育て支援 5 安全確保のための支援 13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1子の転院先の調整や通院の同行を職員が行い、通院拒否をし母とトラブルになる場合には職員が介入をした。受験に向けて、学校以外での学習の機会を持てるように、施設内での学習会の声掛けや、地域の学習サポートを行っている機関に通えるように調整を行い、月2回ほど通っている。
2 生活支援 4 子育て支援 13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1子が不登校気味であるため登校する際に必要に応じて職員が仕事で行けない母親の代わりに学校へ同行をしている。また、地域の居場所事業へのつなぎや教育相談に繋がれるように調整を行い、こちらも必要に応じて、職員が母親代わりに同行し、月1程度で見守りを行っている。
2 生活支援 4 子育て支援 13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母親が食事を作れないことが多く、寄贈品や冷凍食品(お弁当など)の活用を提案し、負担の軽減を図った。買い物代行や食事介助も並行して行った。安定した生活の構築のため、措置元の母子父子自立支援員・子ども家庭支援センター相談員・当施設職員との定期面談を重ねている。その他要保護児童対策地域協議会を実施している。保育園の登園準備や送迎代行を行いながら、子の心の安定を図っている。
2 生活支援 4 子育て支援 9 面談 13 他機関との連携 17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1子：施設内臨床心理士によるプレイセラピー(月1回) ・ 第2子：施設内臨床心理士によるプレイセラピー(月2回) ・ 第3子：施設内臨床心理士によるプレイセラピー(週1回) ・ 第1子に対して不登校のため中学校との連携。主に少年指導員が中心。登校時の同行。(月1回程度)高校受験の為のフォロー。主に少年指導員が中心に作文の指導。(週

	2～3回) 中学校の先生が協力して面接の練習。(受験日が近くなってきたら数回) 児童精神科受診時に親子関係の調整のために少年指導員が同行。(月1回)
2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児相と共有し、1日の生活リズムを整えるため、タイムスケジュールを作成したり、ゲームの時間を約束するための話し合いや、張り紙を作成した。子どもからの発信を母に伝えることにより、母の理解を求める。子どもの登校のリズムを崩さないため、希望に合わせて登校支援を行う。
2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援 5 安全確保のための支援 9 面談 13 他機関との連携 17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の体調不良時に居室内清掃を行い、環境整備を行っている。また、母の体調についても子どもに伝えレスパイトを行い子どものストレスが母に向かわないように配慮した。心理士支援(インテーク、母子のアセスメント、育児相談、児童相談所や医療との通報連携、母子の関係調整、一人配置のため母子の各カウンセリングを実施してフォローしています)。
13 他機関との連携 14 親族との関係調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退所した第1子に関しても相談があった場合にはフォローしている。障害分野の職員とも連携している。
3 親子関係構築のための直接的支援 5 安全確保のための支援 7 母子再統合に関わる支援 13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母と第2子が再統合後に、第1子の再統合がされたケースのため、第1子が入所していた児童養護施設と連携をとり、1年間で8回、母と第2子の元(当施設)へ宿泊を行いました。 ・ 再統合後、母が精神的に不安定になり、自分のことよりも母のことを優先していたため、第1子には自分のことを優先するように丁寧に伝えている。 ・ 第1子が母と喧嘩をして、危険を回避するために、空いている別居室を利用できるよう用意している。
4 子育て支援 11 DV被害に関する支援 13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面前DVで傷つき、発達障害のある第1子を含めて、2人の子を母が保育園へ送迎する際、子が充分、母に甘えられるように送迎同行支援を行っている。
3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 8 産前産後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所当時は居室の訪問、内線での様子伺いを毎日行い、子の状態を現認できるようにする。 ・ お食い初めなどの行事を一緒に祝う。 ・ 沐浴時に体重を測り、成長を共に喜ぶ。 ・ 一時預かりや行事で子を預かった際に、子の発達の側面を確認。 ・ 子どもにとっての大きな変化(離乳食開始など)は母に声をかけて、一緒に見守っていく。
3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 5 安全確保のための支援 6 スキル向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達特性がある子どものため、施設内学童だけでなく、外部の放課後デイ、相談支援事業所につなげ、子の特性に応じた個別対応を中心とした関わりをしてもらうことで、子の安定から母子関係改善を図った。 ・ 母への悪態が習慣化していたため、母に言ってもいいこと、いけないことの区別、指導を母に代わって行なった。

13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童預かり時に判明した子の特性や強み、より良い関わり方について、少年指導員から母へのフィードバック。より多角的な視点を持って、母が子に関われるように促した。
3 親子関係構築のための直接的支援 5 安全確保のための支援 6 スキル向上のための支援 18 受援に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1子：宿題で母子関係でトラブルになる事が多い事を母子双方から聞き、子ができた事を母と共有するように宿題のトークン表を作り、少年指導員介入の下、母子関係の調整を行なった。また、カウンセラーや少年指導員に母からの暴力について気持ちを吐露しており、その情報を母子支援員と連携協力して母への支援に繋げている。 ・ 第2子：子の暴力的な発言や行動について、支援員が厳しく注意し、何を訴えたかったのか母に代弁しながら母子関係の調整を行う。
3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 5 安全確保のための支援 17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ イヤイヤ期には特に母に対して、怒りをぶつける姿がよく見られ、職員が関わると素直に話し、母に対して求めている事が顕著であった。母はそういった時でも取り合わずに笑って見ているなど、子の気持ちを察した声かけが難しい様子のため、子の気持ちを母に代弁したり、母ができない分を職員が子の気持ちに寄り添うことで母子関係の調整を行った。
1 恒常的支援 2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 9 面談 13 他機関との連携 17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童保育内で個別時間を設け、子どもが職員に気持ちを吐き出せる場を提供するとともに、勉強の支援や、入所児童（中高生）が集える時間を設け、好きなことを同年代の子ども同士で行える居場所時間の提供も行っている。また登校支援としての声掛けや登校の押し出し、登校支援で関わっている行政のスクールソーシャルワーカーとの連携も行っている。また母と子の気持ちの行き違いがある際は適宜代弁しながら関係調整に努めている。
3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 5 安全確保のための支援 6 スキル向上のための支援 9 面談 13 他機関との連携 17 メンタル面のサポート 18 受援に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4子の再構築のタイミングから新しい家族関係を築くまでに2年ほどの時間を使う。 ・ 母が第4子に対して愛着が湧かないといった相談があり、学校行事にも参加しなかったため、職員が行事の際は同行、都度相談にも応じ、母子関係を良好なものにしていけるよう関係調整を行う。 ・ 第2子と第4子の間でトラブルがあり、家庭内で第4子に対するいじめのような構図ができつつあったため、第4子との面談の時間を増やす。第2子についても個別の時間をつくり、日々の学校生活等の悩みを聞く時間を作り、ストレスを軽減させる。 ・ 居室を多子世帯用の部屋へ移動。家族それぞれ個別の空間が持てるよう環境整備を行う。 ・ 家族の調整役となっていた第3子にも日々の役割への労いや、愚痴を吐ける場を個別で取る。 ・ 第4子のプレイセラピー、児相での心理相談を継続する。
2 生活支援 19 退所に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期支援として来年の退所（子が18歳に達する）と、子の進学（子は看護学校希望）について貯金と就労の見守りがある。

3. 世帯におけるインケアの具体例

(1) カテゴリーごとの支援

支援カテゴリー (第1層)	支援内容の具体例
1 恒常的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困りや不安などがある際は、時間問わず、職員に相談できる空間や状態を常に作っている。 ・ 端午の節句、母の日、七夕、夏祭り、年末お楽しみ会、新年を祝う会等、季節ごとの行事を開催。
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物が多い居宅が整理され、子に適した養育環境が確保できるよう、居室を訪問し状況把握・助言をした。居室内を母子の同意を得て、片付け支援した。 ・ 転校により登校ができない子に対応する時にも、母は自信がなく、押し出しが難しかったため、職員も一緒に子を促し、登校に同行したりした。 ・ 保育所への定時通所を促すため、毎日定時に通所を促すコールを入れる。
3 親子関係構築のための直接的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の不安(健康・収入面)を子らが感じ取り表情が乏しくなる。母と子両方の様子を観察しつつ、共同で作業させる時間を持ち、不安のない時間を作るために制作を一緒にやっている。その時間の中で母子の会話や職員と母、子との会話を持ち、面談の時間を作ることで話しやすい空間を作る。 ・ 母子間でのトラブルがあると、母子いっしょに職員に話しに来たり、母からの相談を受けたりして双方の話を聞いて間に立ったり、助言したり、一緒に考えたりしている。 ・ 子の成長等が分かる様子をまとめたニュースレターを月1回程度で職員同席の下共有し、母が子にポジティブな声掛けが出来るような親子コミュニケーションの機会作りを行っている。 ・ 3~4ヶ月に1度、担当母子支援員2名・各児担当の少年指導員3名が同席し、家族会議を実施し、生活の振り返りをし、家族の一員として個々が家族のために何ができるのかを考えたり役割分担をしたり、今の家族の課題を見つける時間を設けている。家族が安全に安心して生活が送れるように皆で考える時間になっている。 ・ 子どもからの暴力に関して、心理士から子どもへの聞き取りを行い、暴力行動をしてしまう状況を整理し、母への情報共有を行う。子どもにも暴力ではない母への伝え方を知らせる。児相、役所とも連携し、適切な養育が行えるよう指導してもらっている。 ・ 夫の暴言を聞いて育った子が、その言葉を真に受け、「自分を馬鹿にしている」と悩んだ母が職員に対し子との関係改善の支援を求めてきた。折に触れて、母子の間に入り、それぞれの考えを分かるように伝えるなど、支援をしている。
4 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の体調不良時に、子の補助保育、子の入浴、食事といった子育て支援。 ・ 毎日子の泣きがひどい時、母が不安定な時、急いでいる時、こちらで子を抱っこしたり母の荷物を一緒に持ち、スムーズに居室に入ることができるよう送っている。 ・ 第1子が母と2人で過ごす時間を確保するため、第2子の保育を行う。母が第1子の運動会に行けるよう、第2子の保育を行う。 ・ 生活場面で困った際(食事を食べない、歯磨きをしない等)で、母からSOSの内線が

	<p>あった時には居室を訪問し、母が子に対応できるように共に関わっている。</p>
5 安全確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の精神的不調時に子から離れる工夫を課題とし、母、子両方のサポートをチームで行った結果、母の不穏時には、子をスタッフに預ける回数が増えてきており、事前に母が困った時にどうするかを、習得し始めている。 ・ 母の双極性障害による気分の波に子が影響を受けており、母の「心の病気」の理解を深めるように絵本を親子で読んでもらったり、親子面談の中でも、母の体調のことを話したりするなどの支援を行っている。 ・ 母からヘルプが出るときはあまりないのが実情ですが、居室から荒げている声が聞こえる時等、すぐに介入出来るようにしています。声かけを継続し、母にもヘルプを出してもらえるようにと思っています。 ・ 親子関係が不安定であり、不適切な母親からの声掛け等がある。親子喧嘩が定期的であり、クールダウンのために、親子に別々の居室を提供し、施設内分離を行って対応している。
6 スキル向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2子と母に、距離や洗体（風呂時）の勉強会実施。 ・ 母が子に対して肯定的な声掛けや対応ができるよう、また、母子間の情緒的交流を促すために、子が在宅する夕方の時間に居室を訪問し、職員と3者で過ごす時間を設けている（隔週1回）。母が子の気持ちに寄り添ったり、共感したりする言動が見られた時には、具体的に良い点をフィードバックしている。
7 母子再統合に関わる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母が子の面会で措置されている乳児院へ行く際、最初は同行し様子を伺い、母のみで面会へ行った際は、色々と相談にのり、励ます。 ・ 離れて暮らしている長男・次男の一時帰宅（外出・外泊）について、児童養護施設と連携して送迎を行う。月一回程度。 ・ 別居子との再統合に向けた面会交流において、母が先走らないように、児童養護施設の職員と母子施設の職員も同席し、面会前には面会時間や子どもに対して配慮すべき点などを確認するための面談を行なった。学校行事等の参加へも同行した。
8 産前産後の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の出産のために、きょうだい児のショートステイ対応を行ったり、一時保護へ繋いだりした。
9 面談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年に1回、定期面談を行い、母子の様子の把握に努めている。必要に応じて面談の回数を増やす。 ・ 母子双方に心理的アプローチとして、定期的なカウンセリングを利用。 ・ 当施設には助産師が勤務しているので定期的に面談や相談を行っている。食事、養育、生活習慣など多岐に渡って支援している。
11 DV被害に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不在の父が”Great Father”になってしまわないよう、なぜ避難しなければならなかったのか、暴力暴言は決して良いことでも許されることでもないというメッセージを母子共に伝えていった。母は自責の念に駆られ、夫に申し訳ないと言う気持ちにとらわれてしまっていた。間違いではないと伝え続けた。
12 子の父が関わる支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子が父と面会交流を行う際、子が気兼ねなく父への気持ちや会った時の話ができるような環境づくりや、子の気持ちの代弁を母へ行なっている。合わせて、母の気持ちの

	<p>共感・精神面のフォロー等も行っている。</p>
13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母を心療内科に繋ぎ、子ども達にスクールカウンセリングの利用を促した。母もスクールカウンセラーとの面談を月1～2回している。 ・ 関係機関(子育て支援総合センターや保健センター、保育園、福祉事務所等)と連携し、虐待のリスクを減らしている。 ・ 定期的な児相での面談での付き添い。 ・ 要対協主担機関と連携を取り、母子が危険のない生活を送る事ができるよう見守りを行なっている。(月1回程度) ・ 一時保護解除後、訪問看護などの社会資源の利用なども取り入れ、母子の見守りをした。 ・ 学校やデイ、計画相談との連携(数ヶ月に1回)
14 親族との関係調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分離している第1子(成人済)への相談を、長男が関わった児童相談所職員や自立支援ホーム職員との情報共有やカンファレンスを行う。
16 外国籍に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母が外国籍であり、自分が子に日本語を教えられない(子が日本語が理解できずに困ることがあっては欲しくない思いが強い)ことを常に心配しているため、担当職員が不定期ではあるが、日常会話の日本語の読み書きを子が学時間を作っている。
17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子に対して、子どもの心理教育を心理療法担当職員が行なった。 ・ 面談の形はとらず、常日頃から話を聞き、さりげなく日常会話ができるようかかわる。特に子ども自身のことや子育てのことについて、否定せずとにかく聞く。 ・ 日常生活の中でこまめに声をかけ、子どもと過ごす時間を大切にしていることに対して肯定的に伝える。 ・ 不登校で引きこもっている子に対する気持ちを吐露される際は傾聴。母が仕事で家にはいない時には、子どもの様子を見守り声をかけており、それを母に報告している。母子の気持ちに行き違いがある時には、丁寧に両者の想いを聞き取りながら代弁を図り、母子関係の再構築を図っている。
18 受援に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母は負担感を感じながらも1人で全てのことを行おうと頑張りすぎてしまうため、代わられる子育て支援を提案し、子どもの気持ちも確認しながら職員が支援に入っている。 ・ 保育の利用を拒否する母に、保育を利用するメリットを伝えつつ、母子の様子を観察しながら孤立を防ぐ。(月1回) ・ 母が子に対して感情的になって怒る場面で介入した。2ヶ月に1回ほど。子の発達特性もあり、病院受診を提案。学校と病院連携のもと診断が降りた。医師より子の特性の説明を受けた。
19 退所に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の能力の低さもあり養育の限界が見られ、子の成長に合わせた対応が少しずつ難しくなっている状況。子ども達一人一人に向けて、自立を促すために入浴支援や家事を一緒に行なったり、身の回りのことは自分でできるように支援を行なっている。その他、自立後のことを視野に第1子に対してヘルパーの利用、ショートステイの利用等、社会資源との繋がりを意識して取り組んでいる。

(2) オーダーメイド（組み合わせ）の支援

支援カテゴリ（第1層）	支援内容の具体例
5 安全確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> 母が子に嘔みつく等、手をあげることがあり、別の世帯からの苦情もあり、話をした。子育てのやりづらさからのことと分かり、少し離れる時間を作りリフレッシュすること。職員に辛い時は頼るよう話し、その後は落ち着いている。
3 親子関係構築のための直接的支援 14 親族との関係調整	<ul style="list-style-type: none"> 母の実家との関係について、特に実母の母に対する虐待の修復のために、筋腫摘出手術時、保証人を依頼し、長男統合に繋げる。その後、引き取りに関して、関係を持続する事が出来ている。長男は祖母の虐待経験の整理がつかず、登校渋りで表している。週1程度、母と長男との親子面談実施。問題軽減に繋がっている。
11 DV 被害に関する支援 17 メンタル面のサポート	<ul style="list-style-type: none"> 不在の父が” Great Father” になってしまわないよう、なぜ避難しなければならなかったのか、暴力暴言は決して良いことでも許されることでもないというメッセージを母子共に伝えていった。母は自責の念に駆られ、夫に申し訳ないと言う気持ちにとらわれてしまっていた。間違いではないと伝え続けた。
1 恒常的支援 3 親子関係構築のための直接的支援 6 スキル向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> また、母が自分の生い立ちの中で褒められた経験がなかったために、子を上手に褒めることが苦手だと発言もあるので、子の生活スキル向上のためにも職員と一緒に簡単な調理をして、母にも褒めてもらえる場面作りを行ったりしている（月2回）。
3 親子関係構築のための直接的支援 5 安全確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> 日々母子間のやりとりにおいて、母子ともに互いの言動に反応が強く、日常的にすれ違っていってしまうことが多々ある。二人のやり取りの中で、意志の疎通を図るのが難しい場合に、その都度その場面でお互いの言い分を職員が言い換えて伝えている。面談というより、毎日の生活の中のその場面ごとにて、違う言葉を使うことや相手に伝わった成功体験を積み重ねて、母子のやりとりにつなげてもらうようかかわっている。
3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 6 スキル向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> 子がイヤイヤ期に入り、食事や入浴等において、なかなか母の望むように行動してくれない際も、母は優しく子を待っているが、疲れも見えるため、職員が声かけ等のモデルを見せ、促し方を伝えたり、導入だけ手伝い後は母がやるような流れを作ることで、母の負担も減らしつつ母のプライドを保ち母が子に「やってあげたい」と思う気持ちを奪うことをなく支援するよう、意識している。頻度としては、随時であるが、入浴の導入や歯の仕上げ磨きの補助はほぼ毎日行っている。
3 親子関係構築のための直接的支援 5 安全確保のための支援 18 受援に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 母がイライラした時や子どもが興奮している時など、介入することで親子間の調整を図っている。子どもがイヤイヤ期に入り、わがままに対して普段は丁寧寄り添い、大切に育てているが、ふと線が切れたときに手が出るなど突発的な行動が見受けられるため、沸点に達する前に SOS が出せるよう声をかけ続けている。気になるときには居室まで一緒に行き、その後室内で母の話を聞いたり、育児の手伝いを行うことで、生活全般の疲労感を軽減できるよう心がけている。
1 恒常的支援 16 外国籍に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍の母親のため、子の日本語スキルの向上と母子関係のコミュニケーションを図れることを目的として、国際交流協会の日本語教室に親子で通所できるよう、また、小学校の取り出し授業にも参加できるよう調整した。

2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母親が先に当施設へ入所し、複数回の子の外泊訓練を経て、子の入所となった。 母親の心身の安定が子の安定に直結しているため、 心理士を含む職員が、居室内の清掃介助と代行・子の保育園の登園準備と送迎の介助や代行、 保育園との連携を行っている。 母と子の気持ちを代弁することで親子間の気持ちの意思疎通と関係調整を図っている。
6 スキル向上のための支援 13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子が放課後デイサービス（週4日利用）に通っているが、学校側の認識ズレがあり、「利用を減らした方が良い」と言われる時期があった。長女の居場所としても、母のレスパイトとしても利用が適切であったため、学校とカンファレンスを行い、認識のずれを調整した（学校に何か言われたら、どう言うか等を一緒に考えた）。放課後デイサービスの利用状況を見守り適宜介入している。
2 生活支援 4 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日、登校園ができるように、母の携帯にモーニングコールを職員が実施。時間は朝6時半。子どもたちが健全な生活を送るように学校、保育園に間に合うよう支援。時には母の体調が悪く、動けない日もある。職員が居室へ行き、子どもたちの朝の準備、送迎の支援をすることもある。
2 生活支援 6 スキル向上のための支援 8 産前産後の支援 9 面談 13 他機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後すぐに入所してから毎週母子の愛着関係を育むための専門的家庭訪問プログラムを導入。生後6ヶ月まで毎週訪問しました。また、看護師訪問も月に数回行い、健康面のアプローチを行なった。
3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 5 安全確保のための支援 17 メンタル面のサポート 18 受援に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の転職のタイミング、子が施設内保育から地域の保育所利用になるタイミングなど生活リズムや母子で過ごす時間に変化がある時に子の癩癩が起きることが多く、泣き叫び声と母の怒鳴り声が響くことがある。母自身にも余裕がない時には、距離を取るといったこともできず、否定的な言葉で怒鳴りつけてしまっており、他者に頼るといった経験が乏しい生活環境で育った母は、自分からSOSを出すことが少ない。職員から介入されることに対しても責められていると捉える傾向もあるため、母の大変さに寄り添い、どうにかしようと思死に対応している母を肯定しながら、共に子に対応し、母子双方が落ち着けるよう関係調整を行なっている。
1 恒常的支援 3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 5 安全確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体調の悪い日が多く、母のイライラが続いて登園させられない時には職員が登園支援を行っている。子が体調不良が長引いて子に対して虐待が見られた。注意深く見守り、母の実父母からの支援もあり虐待は一度だけで、母自身が気づきその後はないと見ている。
1 恒常的支援 2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 6 スキル向上のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子が登校時は朝から不機嫌になり、母に当たり散らし、登校時間に間に合わない日が続く。子どもと話をすると、朝はなぜかイライラしてしまう。本当は母に当たりたくないということがわかったので、母には7:35に幼児室に降りてきてもらい、子にはそこから自分で登校の用意をし、7:50に下に降りて来るように取り決め、現在実行中。シールを貼っていき、視覚で「できた」がわかるようにしている。

<p>2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 5 安全確保のための支援 6 スキル向上のための支援 7 母子再統合に関わる支援 13 他機関との連携 18 受援に関する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別居子との再統合に向けた面会交流において、母が先走らないように、児童養護施設の職員と母子施設の職員も同席し、面会前には面会時間や子どもに対して配慮すべき点などを確認するための面談を行なった。学校行事等の参加へも同行した。現在も子どもの状況に応じて関係機関と支援者会議を頻繁に実施している。子は引き取りの意向であったが、子どもが問題を抱えた状況にあることを知り、引き取りは難しいと判断され、その過程を見守った。 ・ 同居子が不登校になった際、母は子の対応が分からず子を置いて仕事に行くため、関係を取り持った。毎日、母と職員で子の気持ち聞き、学校への連絡も施設が主導的に行なった。子の暴力行為があった際は、関係機関に繋ぎ、母子間の仲介を行なった。通院への恐怖心がある子どもへの言葉掛けや付き添い方などを同行して母に示した。同居子は支援機関に退所したが、親子関係の調整のために月1回ほど連絡を取っている。 ・ 末子は可愛がって育ててきたが、いつまでも赤ちゃん扱いをするため、言葉遣いや身辺自立ができるように、母へ助言を行なった。
<p>1 恒常的支援 2 生活支援 3 親子関係構築のための直接的支援 4 子育て支援 8 産前産後の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの不登校の原因は母子分離不安。そのため、「母と一緒に」を心がけて学校まで歩いたり、時には職員も教室と一緒にいるようにした。また、母はうまく言葉で愛情が伝えられない為、代弁して伝えた。ネグレクト防止のため、まずは母の体調を整えるための服薬管理。そして毎日訪室し、家庭内の状況を確認し、適宜一緒に片付け、料理、掃除もした。末子は入所後に出産したため、沐浴や離乳食等、職員が行った。
<p>3 親子関係構築のための直接的支援 12 子の父が関わる支援 17 メンタル面のサポート</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子が父と面会交流を行う際、子が気兼ねなく父への気持ちや会った時の話ができるような環境づくりや、子の気持ちの代弁を母へ行なっている。合わせて、母の気持ちの共感・精神面のフォロー等も行っている。
<p>2 生活支援 4 子育て支援 19 退所に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母の能力の低さもあり養育の限界が見られ、子の成長に合わせた対応が少しずつ難しくなっている状況。子ども達一人一人に向けて、自立を促すために入浴支援や家事を一緒に行なったり、身の回りのことは自分でできるよう支援を行なっている。その他、自立後のことを視野に長女に対してヘルパーの利用、ショートステイの利用等、社会資源との繋がりを意識して取り組んでいる。

第V章 総合考察

1. 社会的養護施設としての母子生活支援施設の現状と課題

母子生活支援施設は、この60年ほどのあいだに、住宅などハード面の支援を主とする戦災母子等を対象とした母子寮という枠組みから大きく変化した。武藤(2015)は、「1997年の児童福祉法改正によって母子生活支援施設の目的に『自立支援』が明確に位置づけられたことにより、母子生活支援施設としてのあり方が問われるようになった」と述べている。主たる対象が離婚やDVからの避難等で生別母子世帯となったことで、母等の自立支援が母子生活支援施設の役割として位置付けられたのだろう。このような支援のあり方の転換は、施設のあり方にも影響を与えたようである。本調査では公設公営施設が全体で8%と少なく、2016年以降新設されていないことや、認可定員数に比して入所世帯数も少なくなっていることを指摘した。施設の老朽化等に加えて、かつての住宅支援を主とする支援のあり方の改革に困難があったのではないかと推察する。言い換えれば、民営化という道を選択したことで、戦災母子とは異なるニーズを持つ、現代の母子への支援を担えるようになったということかもしれない。一方で、民営化に関しては、本来公的責任により公設公営施設が行うべき支援の不十分さを容認した(諦めた)結果であるとの批判もある(武藤, 2015)。その理解に従えば、民営化することにより行政と現場の距離はますます遠くなり、母子生活支援施設の実情を行政が把握できないという事態も危惧される。民営化の流れの中にも、母子生活支援施設は今の利用者のニーズ及び支援のあり方を明確にし、行政に対してより良い支援継続のために提言し続けることが重要になるだろう。

また、民営化により多岐にわたる利用者のニーズに応える体制が整いつつあるなかで、本調査の結果から、特に母子の精神的問題への対応が親子関係構築支援には欠かせなくなっていることが示唆された。職員数が1施設平均13名と少なく、加えて社会的養護や児童福祉施設での勤務年数が5年以下の経験の浅い職員が多い中で、より専門的な知識を要する支援を生活支援のなかにどのように組み込むのか、それらの工夫が今後の課題といえるのではないだろうか。

2. 母子生活支援施設を利用する世帯の特徴

本調査より、母子生活支援施設を利用する世帯の別居子の約3割は施設や里親など、社会的養護のもとで生活していた。すなわち、再統合を視野に入れた支援が必要な家庭が一定数あるということかもしれない。「親子関係再構築支援実践ガイドブック」(みずほ総研, 2017)において、親子関係再構築支援の典型的な取組例として「分離された母子が家庭復帰する際に、母子生活支援施設で親子での暮らしを再スタートさせること」とあるが、まさにそういった取組を必要とする家庭の存在が示唆される。

また、本調査の結果より、世帯の母等の半数程度は何らかの障がいを抱えている、または障がいを抱えている可能性があることが明らかとなっている。加えて、母等の半数程度には、子育ての知識の乏しさ、子どもに対する不適切な関わり、子育てに対する自信のなさといった子育てにおける懸念事項が認められた。さらに難しいのは、同居の子どもにおいて、半数程度は何らかの障がいを抱えている、または障がいを抱えている可能性があり、入所前に虐待を体験した子どもが7割を超えるという事実である。そして、これらの背景を抱える子どもたちは、成長・発達の遅れや偏り、人間関係におけるつまづき、母等との関係に関する悩み、登園や登校しぶりといった形で困り感をあらわし、支援を必要としている現状が

明らかとなった。第2章の先行文献レビューで取り上げた施設入所までのプロセス分析では、母自身の生育歴における貧困や低学力等の現実的課題が重層化することにより、住宅問題や養育問題、保育問題、社会的孤立等の問題が生じることが指摘されているが、本調査における量的研究においても、同様の結果が得られたとあって良いだろう。現代の母子生活支援施設が担う親子関係構築支援は、母子が抱えるこれらの複合的かつ重層的な問題を取り扱っているといえる。ただし、母子の障がいについては、先天的・後天的の別が不明であるため、世帯の問題を複雑化、深刻化させる要因であるのか結果であるのかは判別がつかず、今後より詳細な検討が必要であろう。

さらに、子どもの発達段階が主に学齢期であることも母子生活支援施設に入所する世帯の特徴の1つである。学齢期は、学習や仲間との集団行動を通してさまざまな社会的スキルを学ぶと同時に、成功体験を積むなかで自己有能感や自己肯定感を育てていく時期である。一方で、家庭における子育て不安の問題や、子ども同士の交流活動や自然体験の減少などから、子どもが社会性を十分身につけることができないまま小学校に入学することにより、精神的にも不安定さを持ち、周りの児童との人間関係をうまく構築できず集団生活になじめない場合もあることが指摘されている（文部科学省，2009）。また、小学校高学年は、発達の個人差が顕著になることから、他者と比較して自己に対する肯定的な意識を持たず、劣等感を持ちやすくなる時期でもある（文部科学省，2009）。上述のように、母子生活支援施設に入所する母子はさまざまな問題を抱えており、それらが学齢期の子どもたちの発達に影響を及ぼすことが懸念される。本調査の自由記述回答にみる具体的支援内容からは、母子生活支援施設における入所中の支援（インケア）において、母子双方に寄り添いながら、それぞれに個別的な支援が提供されていることが示唆される。このような支援は、子どもがヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世帯などを日常的に行っている子ども）になることを予防し、子どもにとって発達促進的な環境を提供していることが推察される。

3. 母子生活支援施設における支援の実際

第2章の先行文献レビューでは、母子生活支援施設に求められる親子関係構築支援について、親子の関係性の強化や関係調整から、分離した子どもとの再統合に亘るまで幅広いことが指摘されている。本調査の自由記述回答にみる具体的支援内容からもそのような広範な支援を読み取ることができ、先行研究を裏付ける内容であった。これらの支援内容は、未然に防止するような一次予防というよりも、早期発見して対応したり、これ以上悪化させないようにサポートしたりする二次、三次予防の取組が多かった。また、グループワーク等で複数世帯を対象に実施する支援は比較的少なく、個別的にきめ細かくかかわる支援に多くの時間を掛けているようであった。さらに、具体的支援を整理した際、第1層の19カテゴリーの支援はそれぞれ別個に実施されているのではなく、1つの支援のなかで複数組み合わせる形で実施されていた。すなわち、世帯ごとに、さらに言えばその世帯の状況ごとにくつもの支援をオーダーメイドで提供していることがわかった。これは、社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン（厚生労働省，2014）で指摘された、「入所支援により親子の状況や変化をつぶさにとらえ、状況に応じて即座に対応できる」という母子生活支援施設ならではの利点であると考えられる。そして、このような対応は、具体的支援内容の「恒常的支援」における「様子確認・状況把握」にみられるように、母等や子どもの様子を日頃から丁寧に観察し、母子の関係性をしっかりと捉えようとする支援の姿勢が、母子生活支援施設において根付いているためだと考えられる。

また、心理士の配置により、より専門的なケアが生活のなかで行える点は強みである。母子生活支援施設は、母等に対して、子どもに対して、そして母子の関係性に対して、ソーシャルワークによる生活環境を整える支援と、メンタルケアを共に提供することができる点で、きわめて有用な支援の場であると考えられる。

さらに、2022年改正児童福祉法では、市区町村における子育て家庭への支援の充実として、親、子ども、親子に対する3つ事業を新設し、子育て短期支援等2つの事業を拡充することで、子ども・子育て支援の充実と親子関係構築に向けた支援を行うことが明記された。本調査研究で具体的に詳細が示された母子生活支援施設における支援は、まさにこれら子ども・子育て支援、親子関係構築に向けた支援そのものであり、今後市区町村の子育て家庭への支援充実にあたって、大いに参考となる知見といえる。

4. 母子生活支援施設に期待されることと課題

親子関係構築支援は、「虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため」に非常に重要である（厚生労働省、2011）。母子生活支援施設は、社会的養護関連施設の中で唯一、母子を分離せずに利用できる重要な地域資源であり、親子関係構築支援において、その役割が大きく期待されている。本調査の結果より、母子を分離せずに支援するには世帯のその時々ニーズに合わせたオーダーメイドの支援が欠かせないことが示唆され、それは生活を支援する母子生活支援施設ならではの支援の形であると考えられる。

一方で、広範な支援のなかで、世帯のニーズに合わせた支援を計画実施するためには、入所世帯に対する丁寧なアセスメントが重要になる。しかし、本調査で聴取した行政による措置理由と入所後に明確になった課題は一致していない場合が多く、特に、心身の不安定・心身障がい・疾病、養育不安・困難は、措置時には課題とされておらず、入所後に明確となる場合が多かった。第2章の有識者へのヒアリングで指摘されたように、母子生活支援施設は他の児童福祉施設と異なり、契約により利用が決定される。そのため、利用決定に際して母子へ心理検査等を実施したり、成育歴や普段の生活の様子等を関係者から聴取したりして、入所前に母子の困り感や精神的健康について十分にアセスメントすることができない可能性がある。このような母子生活支援施設の枠組み自体が、特に子どもに対して、入所にあたっての支援が十分に実施できない状況につながっているのかもしれない。したがって、世帯を支援する上で必要となる母子それぞれのアセスメントの不充分さや、支援を担う職員の不足が課題として挙げられよう。母等のリフレッシュのための預かり保育や、個別の心理療法等は、保育士や心理士の配置により、今以上に提供できる可能性が示唆されている。虐待体験を有する子どもやメンタルの不調を抱える母子が半数以上にのぼる現代の母子生活支援施設においては、トラウマケアなど専門的な知識を有する心理士等の配置が喫緊の課題といえよう。このような専門家の配置や丁寧なアセスメントの実施は、一定数存在する支援拒否の世帯への支援のあり方の模索する上でも有効だと考えられる。

5. 本調査研究の限界と展望

本調査研究の限界は、(1)支援者による間接的情報である点と、(2)具体的支援の聴取が記述のみであった点である。また、(3)退所に向けての支援（リービングケア）と退所後の支援（アフターケア）については詳細に扱えておらず、母子生活支援施設が求められる、地域を基盤とした周産期からの切れ目ない

支援について考察を深められなかった。今後は、母子生活支援施設の支援者や利用者を対象としたヒアリング等の調査設計を立て、親子関係構築支援におけるソーシャルワークのあり方を引き続き検討していきたい。

【引用文献（第V章初出のみ）】

文部科学省（2009）子どもの徳育に関する懇談会 「審議の概要」3. 子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/053/shiryo/attach/1282789.htm,

2023. 7. 17.)

武藤 敦士（2015）「施設数減少からみた母子生活支援施設の研究と実践の課題：戦後母子寮研究からの示唆」『立命館産業社会論集』51(3), 105-124.

■本調査研究にご協力頂きました、全国母子生活支援施設協議会の会員施設の皆さま、そして全国母子生活支援施設の事務局さまへ、心より感謝申し上げます。

早稲田大学大学院 総合研究機構
社会的養育研究所

母子生活支援施設における
親子関係構築ソーシャルワークの実態把握に関する調査研究
2022年度 報告書
「第Ⅲ章 アンケート調査」差し替え版

2024（令和6）年8月

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION